

年度	大區								計
	三島郡	豊能郡	泉北郡	泉南郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	東成郡	
明治廿九年	九三	一五三	一四〇	一〇三	一四七	一三三	九四	四〇	四〇
明治三十年									
明治卅一年									
明治卅二年									
明治卅三年									
明治卅四年									
明治十四年	三四二								
明治十五年	二五九								
明治十六年	一九二								
明治十七年	一六一								
明治十八年									
明治十九年	一七三								
明治二十年	三三三								
明治廿一年	三三三								
明治廿二年	三二								
合計									

年度	大區								計
	三島郡	豊能郡	泉北郡	泉南郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	東成郡	
明治卅三年	二四五								
明治卅四年	三三七								
明治卅五年	三二								
明治卅六年									
明治卅七年									
明治卅八年									
明治卅九年									
明治卅十年									
明治卅一年									
明治卅二年									
明治卅三年									
明治卅四年									
明治十四年									
明治十五年									
明治十六年									
明治十七年									
合計									

明治廿九年 度	明治廿八年 度	明治廿七年 度	明治廿六年 度	明治廿五年 度	明治廿四年 度	明治廿三年 度	明治廿二年 度	明治廿一年 度	明治二十年 度	明治十九年 度	明治十八年 度	明治十七年 度	明治十六年 度	明治十五年 度	明治十四年 度	狩獵稅 (一)	
																西區	東區
																西區	東區
																南區	北區
																市	市
																堺市	西成郡
																	東成郡
																	合計

明治十八年 度	明治十九年 度	明治二十年 度	明治廿一年 度	明治廿二年 度	明治廿三年 度	明治廿四年 度	明治廿五年 度	明治廿六年 度	明治廿七年 度	明治廿八年 度	明治廿九年 度	明治三十年 度	明治卅一年 度	明治卅二年 度	明治卅三年 度	明治卅四年 度	狩獵稅 (一)	
																	西區	東區
																	西區	東區
																	南區	北區
																	市	市
																	三島郡	豐能郡
																	泉北郡	泉南郡
																	南河內郡	中河內郡
																	北河內郡	合計

明治十四年度	明治十五年度	明治十六年度	明治十七年度	明治十八年度	明治十九年度	明治二十年度	明治廿一年度	明治廿二年度	明治廿三年度	明治廿四年度	明治廿五年度	明治廿六年度	明治廿七年度	明治廿八年度	明治廿九年度	明治卅一年度
二五	〇	八八														
二九	三三	四三	一八	四二	四二	三三	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八六四五	一〇九〇三	一八,七五六	二八,四一六	一九,四〇四	一九,六七七	二一,一七二	二二,四五一	二二,〇九〇	二二,七〇六	二二,七〇六	二二,七〇六	二二,七〇六	二二,七〇六	二二,七〇六	二二,七〇六	二二,八八四

附錄

五三

明治十九年度	明治二十年度	明治廿一年度	明治廿二年度	明治廿三年度	明治廿四年度	明治廿五年度	明治廿六年度	明治廿七年度	明治廿八年度	明治廿九年度	明治卅一年度	明治卅二年度	明治卅三年度	明治卅四年度
五〇八〇	五,五四九	七,六三五	七,五二一											
五六六	二九六	一六一	四八六											
二五四四	六,一五八	七,三三五	七,〇七五											
六二八一	五,五一九	六,三三五	四,六四一											
一四,四九一	一七,五三三	二二,四四六	一九,七三三											
二,七九八	一,四七二	一,四七二	一,〇三三											
一四八	三〇九	三三三	二二一											
一九四六	一九三三	九三三	二,二八八											

訴訟用印紙及公野紙稅 (二)

五二

明治廿六年度 明治廿七年度 明治廿八年度 明治廿九年度 明治三十年度 明治卅一年度 明治卅二年度 明治卅三年度 明治卅四年度	鐵業稅 (二)						
	三島郡	豐能郡	泉北郡	泉南郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡
明治二十年度							
明治十九年度							
明治十八年度							
明治十七年度							
明治十六年度							
明治十五年度							
明治十四年度							
合計							

明治卅二年度 明治卅三年度 明治卅四年度 明治卅五年度	鐵業稅 (一)						
	三島郡	豐能郡	泉北郡	泉南郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡
明治十四年度							
明治十五年度							
明治十六年度							
明治十七年度							
明治十八年度							
明治十九年度							
明治二十年度							
明治廿一年度							
明治廿二年度							
明治廿三年度							
明治廿四年度							
明治廿五年度							
合計							

明治卅四年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡
--------	----	-----	----	-----	-----

牛馬賣買免許税 (二)

明治十四年度	三島郡	豐能郡	泉北郡	泉南郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	合計
明治十五年度	八	一三三	一三六	二九九	二六六	一〇四	五九	一、二六八
明治十六年度	八八	一三九	一三八	二九三	二六六	一〇〇	六〇	一、二八三
明治十七年度	九二	一四〇	一三九	二九二	二六六	一〇三	六三	一、三三三
明治十八年度	九八	一四〇	一三九	二九二	二六六	一〇四	六〇	一、三八九
明治十九年度	八七	一〇九	一三八	二〇七	一五五	八六	五三	九一三
明治二十年度	八四	一〇二	一三八	二〇六	一六一	七九	五四	九一七
明治廿一年度	八四	九七	一三三	二一四	一七三	八三	五一	九三八
明治廿二年度	八四	一〇四	一三三	二二二	一七二	七八	四八	九四七
明治廿三年度	八四	九七	一三三	二〇二	一七六	七五	四四	九一六
明治廿四年度	八二	九八	一三六	二〇四	一七二	七七	四六	九二二
明治廿五年度	七八	九五	一三八	二〇五	一八三	八二	四六	九二八
明治廿六年度	八二	九九	一四七	二二二	一九二	八八	四八	九七四
明治廿七年度	九二	一〇四	一四八	二二二	一九二	八八	五三	一、〇三三

明治廿八年度	五三	九五	一五五	二三八	二〇四	九一	五四	一、〇五八
明治廿九年度	五三	一〇八	一五五	二三八	二〇四	九一	五四	一、〇五八
明治三十年度	五三	一〇八	一五五	二三八	二〇四	九一	五四	一、〇五八
明治卅一年度	五三	一〇八	一五五	二三八	二〇四	九一	五四	一、〇五八
明治卅二年度	五三	一〇八	一五五	二三八	二〇四	九一	五四	一、〇五八
明治卅三年度	五三	一〇八	一五五	二三八	二〇四	九一	五四	一、〇五八
明治卅四年度	五三	一〇八	一五五	二三八	二〇四	九一	五四	一、〇五八

舊税追納 (二)

明治十四年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡
明治十五年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡
明治十六年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡
明治十七年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡
明治十八年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡
明治十九年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡
明治二十年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡
明治廿一年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡
明治廿二年度	四區	大坂市	堺市	西成郡	東成郡

明治十七年度	明治十八年度	明治十九年度	明治二十年度	明治廿一年度	明治廿二年度	明治廿三年度	明治廿四年度	明治廿五年度	明治廿六年度	明治廿七年度	明治廿八年度	明治廿九年度	明治三十年度	明治卅一年度	明治卅二年度	明治卅三年度	明治卅四年度

附
録

六一

明治十四年度	明治十五年度	明治十六年度	明治卅一年度	明治卅二年度	明治卅三年度	明治卅四年度	明治卅五年度	明治卅六年度	明治卅七年度	明治卅八年度	明治卅九年度	明治四十年度	明治卅一年度	明治卅二年度	明治卅三年度	明治卅四年度	明治卅五年度

三島郡	豊能郡	泉北郡	泉南郡	南河内郡	中河内郡	北河内郡	合計

舊 税 追 納 (二)

四 大 區 南 區 東 區 北 區 市 計 堺 市 西 成 郡 東 成 郡

六〇

備考

一、十三年度以前は各税とも材料なく郡市別不明に付き之れを省略す。
 一、郡市別不明の分は合計金額のみを掲記す。

第三。 各税平均負担額比較表 其の一

年度	地租		所得税		營業税		酒税	
	負擔人	負擔戸	負擔人	負擔戸	負擔人	負擔戸	負擔人	負擔戸
明治十五年	1,318	5,555					405	1,407
明治十六年	1,293	5,551					447	1,910
明治十七年	1,265	5,388					483	1,058
明治十八年	1,218	5,333					377	1,477
明治十九年	1,108	5,415					300	1,571
明治二十年	1,133	5,455					533	1,411
明治二十一年	1,109	5,001					487	1,210
明治二十二年	933	4,286					391	1,295
明治二十三年	909	4,617					387	1,969
明治二十四年	900	4,707					401	1,099
明治廿五年	898	4,742					414	1,116

其の二

年度	煙草税		印紙税		醬油税		菓子税	
	負擔人	負擔戸	負擔人	負擔戸	負擔人	負擔戸	負擔人	負擔戸
明治廿六年	892	4,695	078	410			406	1,153
明治廿七年	883	4,660	087	462			448	1,366
明治廿八年	862	4,620	095	500			466	1,506
明治廿九年	840	4,500	111	500			467	1,402
明治三十年	800	4,332	122	648			677	3,907
明治卅一年	775	3,857	137	757			933	4,643
明治卅二年	867	4,321	248	685			900	4,471
明治卅三年	857	4,211	277	1,361			880	4,336
明治卅四年	833	4,060	309	1,510			980	4,787

年度	煙草税		印紙税		醬油税		菓子税	
	負擔人	負擔戸	負擔人	負擔戸	負擔人	負擔戸	負擔人	負擔戸
明治十五年	009	039	064	271				
明治十六年	061	261	033	185				
明治十七年	055	108	084	101				
明治十八年	018	081	075	133				
明治十九年	011	080	055	103				
明治二十年	051	111	039	190				

附録

明治廿一年度	明治廿二年度	明治廿三年度	明治廿四年度	明治廿五年度	明治廿六年度	明治廿七年度	明治廿八年度	明治廿九年度	明治三十年度	明治卅一年度	明治卅二年度	明治卅三年度	明治卅四年度	煙草稅		印紙稅		醬油稅		菓子稅	
														擔人	擔戶	擔人	擔戶	擔人	擔戶	擔人	擔戶
010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010
136	131	151	134	138	131	140	140	135	125	136	131	131	131	136	136	136	136	136	136	136	136
059	043	041	052	045	060	067	068	075	077	078	077	077	077	077	077	077	077	077	077	077	077
268	231	211	234	238	231	240	240	235	225	236	231	231	231	236	236	236	236	236	236	236	236
010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010	010
155	155	189	144	144	149	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
036	035	037	034	035	037	037	037	037	037	037	037	037	037	037	037	037	037	037	037	037	037
155	155	189	144	144	149	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151

其の三

明治十五年度	明治十六年度	明治十七年度	明治十八年度	明治十九年度	明治二十年度	明治廿一年度	明治廿二年度	明治廿三年度	明治廿四年度	明治廿五年度	明治廿六年度	明治廿七年度	明治廿八年度	明治廿九年度	明治三十年度	取引所稅		國立銀行稅		賣藥稅		船稅		
																擔人	擔戶	擔人	擔戶	擔人	擔戶	擔人	擔戶	擔人
084	078	070	074	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084
183	155	135	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
011	010	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011
081	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084	084
131	126	117	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
005	010	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011	011
011	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044
044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044	044

	明治廿四年	明治廿五年	明治廿六年	明治廿七年	明治廿八年	明治廿九年	明治三十年	明治卅一年	明治卅二年	明治卅三年	明治卅四年
負一 業稅				080	081	082	083	084	085	086	087
負一 薪訟用紙稅					184	185	186	187	188	189	190
負一 砂糖消費稅											
負一 舊稅追納					010	011	012	013	014	015	016
負一 合計				001	002	003	004	005	006	007	008

其の五

附錄

	明治卅二年	明治卅三年	明治卅四年	明治卅五年	明治卅六年	明治卅七年	明治卅八年	明治卅九年	明治卅十年	明治卅一年	明治卅二年
負一 取引所稅		105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
負一 國立銀行稅											
負一 賣藥稅		004	005	006	007	008	009	010	011	012	013
負一 船稅			017	018	019	020	021	022	023	024	025

其の四

明治十九年度 明治二十年度 明治廿一年度 明治廿二年度 明治廿三年度 明治廿四年度 明治廿五年度 明治廿六年度 明治廿七年度 明治廿八年度 明治廿九年度 明治三十年度 明治卅一年度 明治卅二年度 明治卅三年度 明治卅四年度	賦課額		納付額		負擔戸数	一戸平均額
	額	一戸平均額	額	一戸平均額		
明治十九年度	○五	○二五	○七〇	○三〇		八、三九五
明治二十年度	○六	○二六	○七九	○三一		九、三七八
明治廿一年度	○八	○二八	○八三	○三二		九、七八四
明治廿二年度	○六	○二六	○七八	○三一		七、六三三
明治廿三年度	○三	○二四	○六四	○二六		八、四八三
明治廿四年度	○三	○二四	○六七	○二七		八、七〇六
明治廿五年度	○九	○三〇	○九六	○三七		八、八九六
明治廿六年度	○三	○二四	○一一	○三四		九、一七四
明治廿七年度	○三	○二四	○二九	○一二		九、七六七
明治廿八年度	○三	○二四	○二九	○一二		九、五八八
明治廿九年度	○五	○二三	○三三	○一三		九、六五九
明治三十年度	○六	○二四	○三三	○一四		一一、〇〇一
明治卅一年度			○七	○一		一一、八四五
明治卅二年度			○二	○一		一一、八三四
明治卅三年度						一一、七三三
明治卅四年度						一二、六三八

各税滞納税額及び人員比較表

地租 (二)

備考

一、明治十四年度以前は人口戸数の微すべき材料なきにより之れを省略す。
 二、副業税及び舊税追納は一人負擔一戸負擔とも厘位未滿に付き之を略す。

大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豊 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 内 郡	中 河 内 郡	北 河 内 郡	合 計
明治十四年	二一〇	一〇五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治十五年	二二〇	一一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治十六年	二三〇	一二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治十七年	二四〇	一三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治十八年	二五〇	一四〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治十九年	二六〇	一五〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治二十年	二七〇	一六〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治廿一年	二八〇	一七〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治廿二年	二九〇	一八〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治廿三年	三〇〇	一九〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
明治廿四年	三一〇	二〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

地租 (二)

Table of land rent (地租) for various prefectures and cities from Meiji 5 to Meiji 34. Columns include location (e.g., 大坂市, 堺市, 西成郡), tax type (e.g., 人税員額), and annual values.

所得税 (一)

Table of income tax (所得税) for Osaka City (大坂市) from Meiji 4 to Meiji 34. Columns include year (e.g., 明治四年, 明治五年) and tax amount (人税員額).

Table of land rent (地租) for various prefectures and cities from Meiji 5 to Meiji 34. Columns include location (e.g., 大坂市, 堺市, 西成郡), tax type (e.g., 人税員額), and annual values.

所得税 (二)

Table of income tax (所得税) for various prefectures and cities from Meiji 5 to Meiji 34. Columns include location (e.g., 大坂市, 堺市, 西成郡), tax type (e.g., 人税員額), and annual values.

附録

大 阪 市	堺 郡	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 內 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額
廿明五年治											
廿明六年治											
廿明七年治											
廿明八年治											
廿明九年治											
三明十年治	15,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000
卅明一年治	15,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000
卅明二年治	15,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000
卅明三年治	15,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000
卅明四年治	15,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000	5,900,000

附 錄

三 七

大 阪 市	堺 郡	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 內 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額
廿明五年治											
廿明六年治											
廿明七年治											
廿明八年治											
廿明九年治											
三明十年治											
卅明一年治											
卅明二年治											
卅明三年治											
卅明四年治											

營 業 稅 (二)

大 阪 市	堺 郡	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 內 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額
十明四年治											
十明五年治											
十明六年治											
十明七年治											
十明八年治											
十明九年治											
十明十年治											
廿明一年治											
廿明二年治											
廿明三年治											
廿明四年治											

營 業 稅 (一)

大 阪 市	堺 郡	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 內 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額
廿明五年治											
廿明六年治											
廿明七年治											
廿明八年治											
廿明九年治											
三明十年治											
卅明一年治											
卅明二年治											
卅明三年治											
卅明四年治											

七 二

酒 稅 (一)

大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 內 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額
廿明五年治	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
廿明六年治	11,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,500
廿明七年治	12,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,000
廿明八年治	12,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,500
廿明九年治	13,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	13,000
三明十年治	13,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	13,500
州明一年治	14,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	14,000
州明二年治	14,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	14,500
州明三年治	15,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	15,000
州明四年治	15,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	15,500

酒 稅 (二)

大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 內 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額
廿明五年治	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
廿明六年治	11,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,500
廿明七年治	12,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,000
廿明八年治	12,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,500
廿明九年治	13,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	13,000
三明十年治	13,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	13,500
州明一年治	14,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	14,000
州明二年治	14,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	14,500
州明三年治	15,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	15,000
州明四年治	15,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	15,500

醬 油 稅 (一)

大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡
人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額	人稅員額
十明四年治	1,000	1,000	1,000	1,000
十明五年治	1,000	1,000	1,000	1,000
十明六年治	1,000	1,000	1,000	1,000
十明七年治	1,000	1,000	1,000	1,000
十明八年治	1,000	1,000	1,000	1,000
十明九年治	1,000	1,000	1,000	1,000
二明十年治	1,000	1,000	1,000	1,000
廿明一年治	1,000	1,000	1,000	1,000
廿明二年治	1,000	1,000	1,000	1,000
廿明三年治	1,000	1,000	1,000	1,000
廿明四年治	1,000	1,000	1,000	1,000

附 錄

附錄

大	堺	西	東	三
阪	市	成	成	島
市	郡	郡	郡	郡
稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額
員額	員額	員額	員額	員額
明四年治				
明五年治				
明六年治				
明七年治				
明八年治				
明九年治				
明十年治				
明十一年治				
明十二年治				
明十三年治				
明十四年治				

八三

大	西	東	三	豐	泉	泉	南	中	北	合
阪	成	成	島	能	北	南	河	河	河	計
市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額
員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額
明四年治										
明五年治										
明六年治										
明七年治										
明八年治										
明九年治										
明十年治										
明十一年治										
明十二年治										
明十三年治										
明十四年治										

大	西	東	三	豐	泉	泉	南	中	北	合
阪	成	成	島	能	北	南	河	河	河	計
市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額
員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額
明四年治										
明五年治										
明六年治										
明七年治										
明八年治										
明九年治										
明十年治										
明十一年治										
明十二年治										
明十三年治										
明十四年治										

取引所税 (二)

大	西	東	三	豐	泉	泉	南	中	北	合
阪	成	成	島	能	北	南	河	河	河	計
市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額	稅人額
員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額	員額
明四年治										
明五年治										
明六年治										
明七年治										
明八年治										
明九年治										
明十年治										
明十一年治										
明十二年治										
明十三年治										
明十四年治										

八二

大坂市												堺市												西成郡												東成郡												三島郡												豐能郡												泉北郡												泉南郡												南河內郡												中河內郡												北河內郡												合計																																																																																																																																															
人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額																																																																																																																																																											
三〇〇〇												二〇〇〇												一〇〇〇												九〇〇〇												一〇〇〇												二〇〇〇												一〇〇〇												三〇〇〇												四〇〇〇												五〇〇〇												六〇〇〇												七〇〇〇												八〇〇〇												九〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇											
明四年治												明五年治												明六年治												明七年治												明八年治												明九年治												明十年治												明十一年治												明十二年治												明十三年治												明十四年治												明十五年治												明十六年治												明十七年治												明十八年治												明十九年治												明二十年治												明二十一年治												明二十二年治												明二十三年治												明二十四年治																																			

車稅 (一)

大坂市												堺市												西成郡												東成郡												三島郡												豐能郡												泉北郡												泉南郡												南河內郡												中河內郡												北河內郡												合計																																																																																																																																																																																																																																																																																			
人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額												人稅員額																																																																																																																																																																							
三〇〇〇												二〇〇〇												一〇〇〇												九〇〇〇												一〇〇〇												二〇〇〇												一〇〇〇												三〇〇〇												四〇〇〇												五〇〇〇												六〇〇〇												七〇〇〇												八〇〇〇												九〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇												一〇〇〇〇											
廿五年治												廿六年治												廿七年治												廿八年治												廿九年治												三十一年治												卅二年治												卅三年治												卅四年治												卅五年治												卅六年治												卅七年治												卅八年治												卅九年治												卅十年治												卅十一年治												卅十二年治												卅十三年治												卅十四年治												卅十五年治												卅十六年治												卅十七年治												卅十八年治												卅十九年治												卅二十年治												卅二十一年治												卅二十二年治												卅二十三年治												卅二十四年治																																																																							

船稅 (二)

車 稅 (二)

大 阪 市	統 獵 稅 (二)										
	大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅員額	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿五年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿六年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿七年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿八年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿九年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
三十一年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
卅二年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
卅三年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
卅四年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975

統 獵 稅 (二)										
大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅員額	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿五年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿六年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿七年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿八年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
廿九年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
三十一年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
卅二年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
卅三年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975
卅四年治	110,250	70	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975	14,975

統 獵 稅 (二)				
大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡
人稅員額	110,250	70	14,975	14,975
廿五年治	110,250	70	14,975	14,975
廿六年治	110,250	70	14,975	14,975
廿七年治	110,250	70	14,975	14,975
廿八年治	110,250	70	14,975	14,975
廿九年治	110,250	70	14,975	14,975
三十一年治	110,250	70	14,975	14,975
卅二年治	110,250	70	14,975	14,975
卅三年治	110,250	70	14,975	14,975
卅四年治	110,250	70	14,975	14,975

附

録

牛馬賣買免許稅 (一)

大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 內 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額
十 四 年 治											
十 五 年 治											
十 六 年 治											
十 七 年 治											
十 八 年 治											
十 九 年 治											
二 十 年 治											
廿 一 年 治											
廿 二 年 治											
廿 三 年 治											
廿 四 年 治											

牛馬賣買免許稅 (二)

大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 內 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額
廿 五 年 治											
廿 六 年 治											
廿 七 年 治											
廿 八 年 治											
廿 九 年 治											
三 十 年 治											
卅 一 年 治											
卅 二 年 治											
卅 三 年 治											
卅 四 年 治											

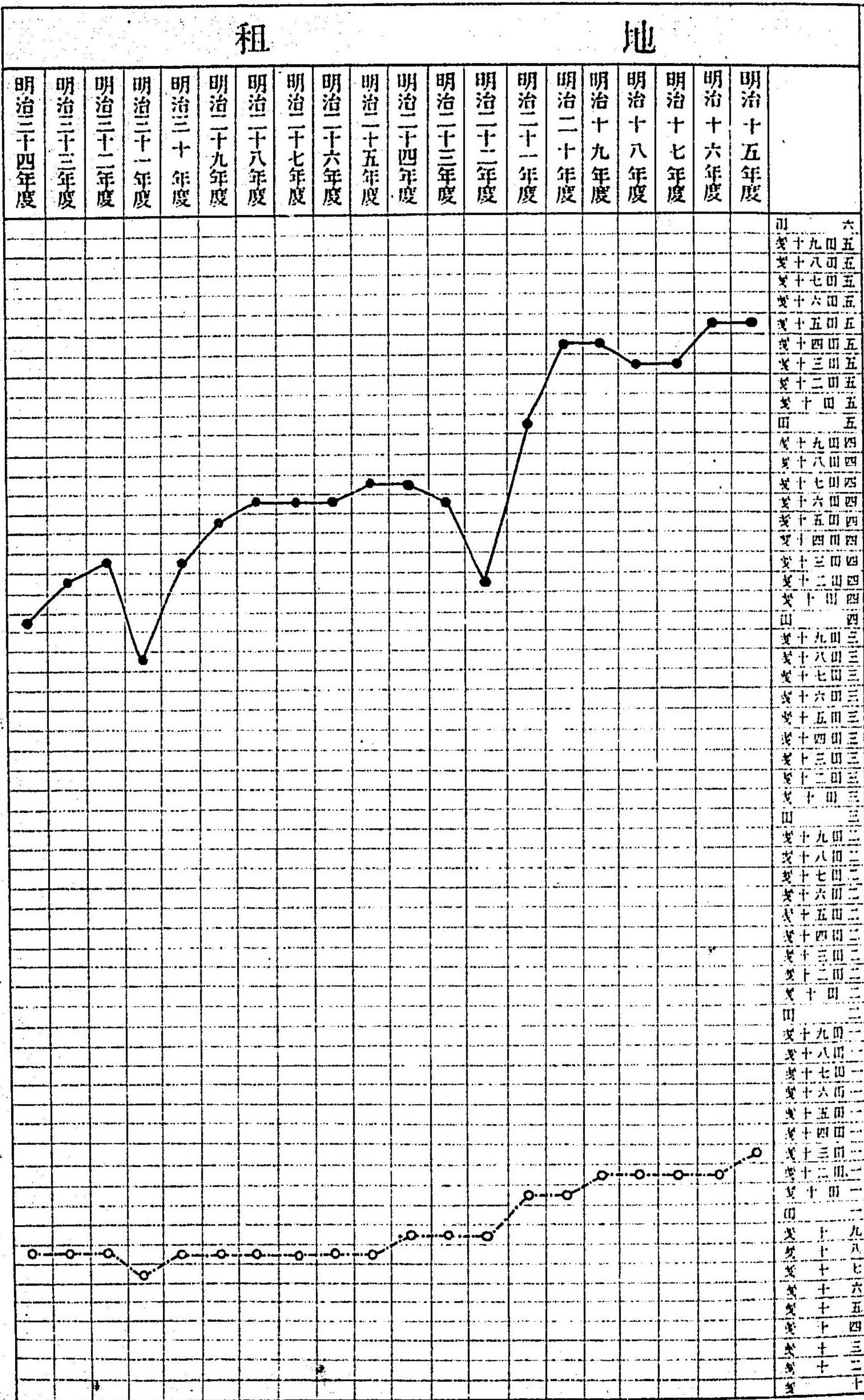
舊稅追納 (一)

大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 內 郡	中 河 內 郡	北 河 內 郡	合 計
人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額
十 四 年 治											
十 五 年 治											
十 六 年 治											
十 七 年 治											
十 八 年 治											
十 九 年 治											
二 十 年 治											
廿 一 年 治											
廿 二 年 治											
廿 三 年 治											
廿 四 年 治											

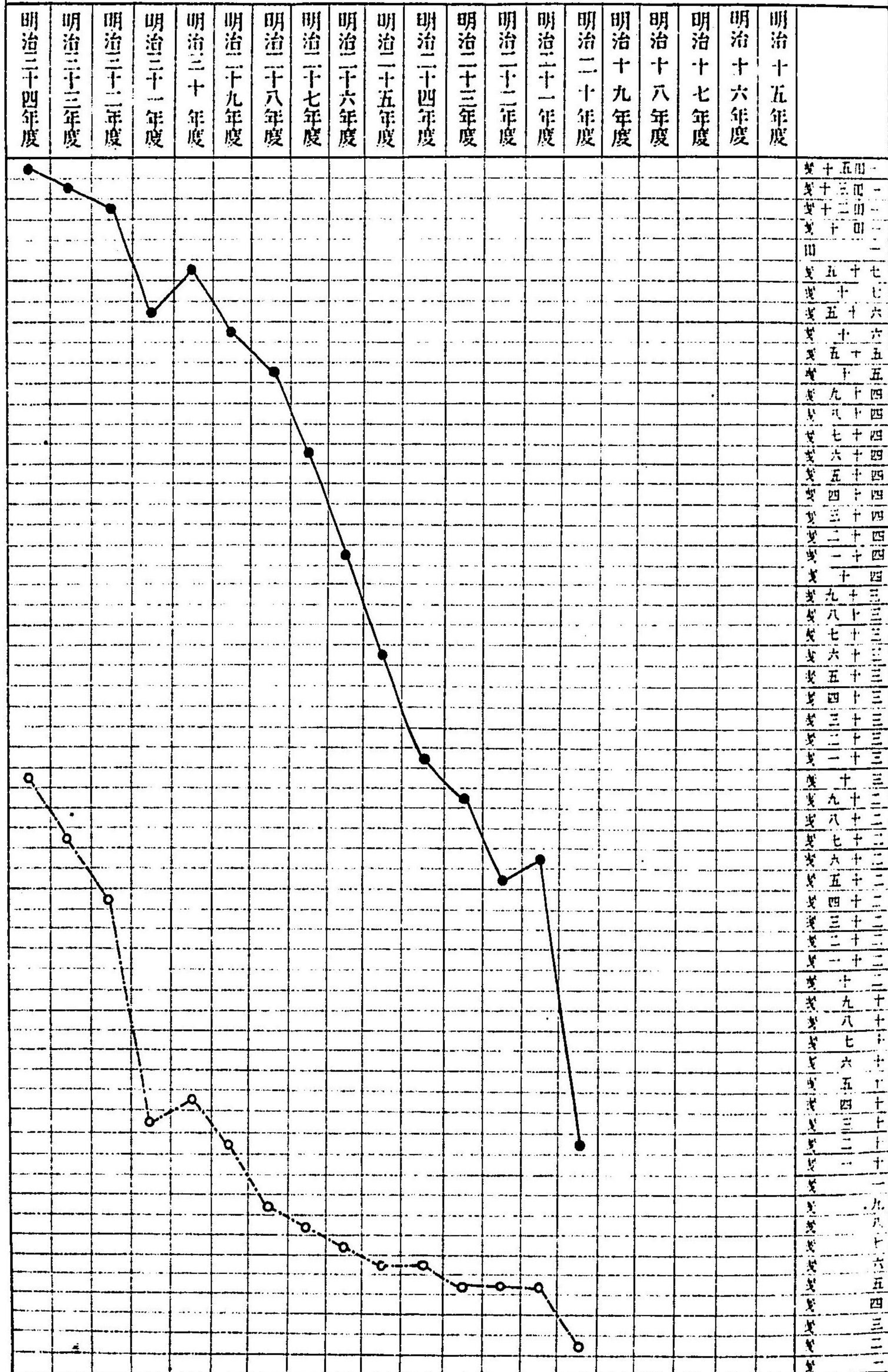
大 阪 市	堺 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡
人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額	人稅 員額
十 四 年 治				
十 五 年 治				
十 六 年 治				
十 七 年 治				
十 八 年 治				
十 九 年 治				
二 十 年 治				
廿 一 年 治				
廿 二 年 治				
廿 三 年 治				
廿 四 年 治				

附
錄

第四 各稅一人及一戶平均負擔額連年高低表

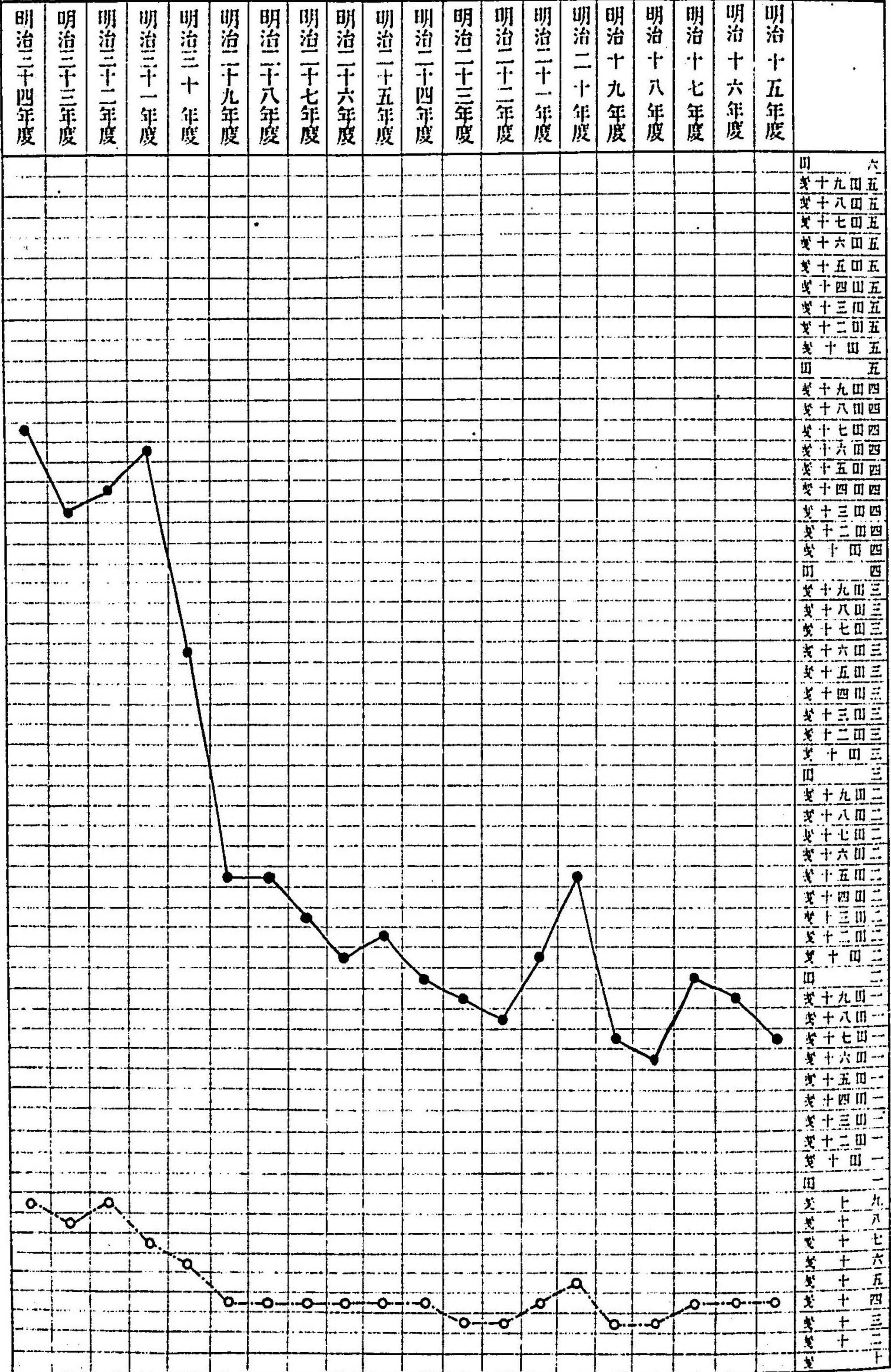


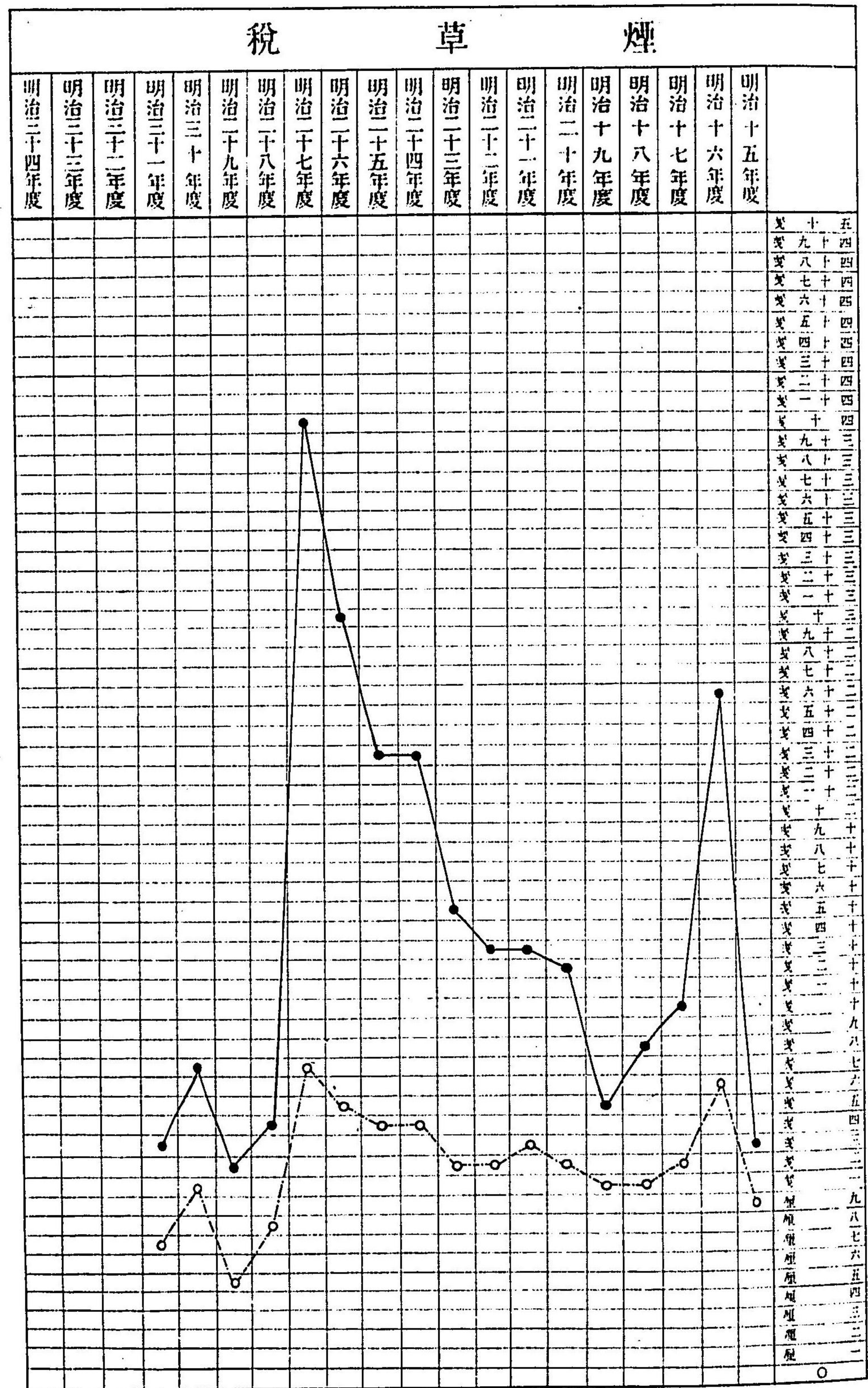
所 得 稅

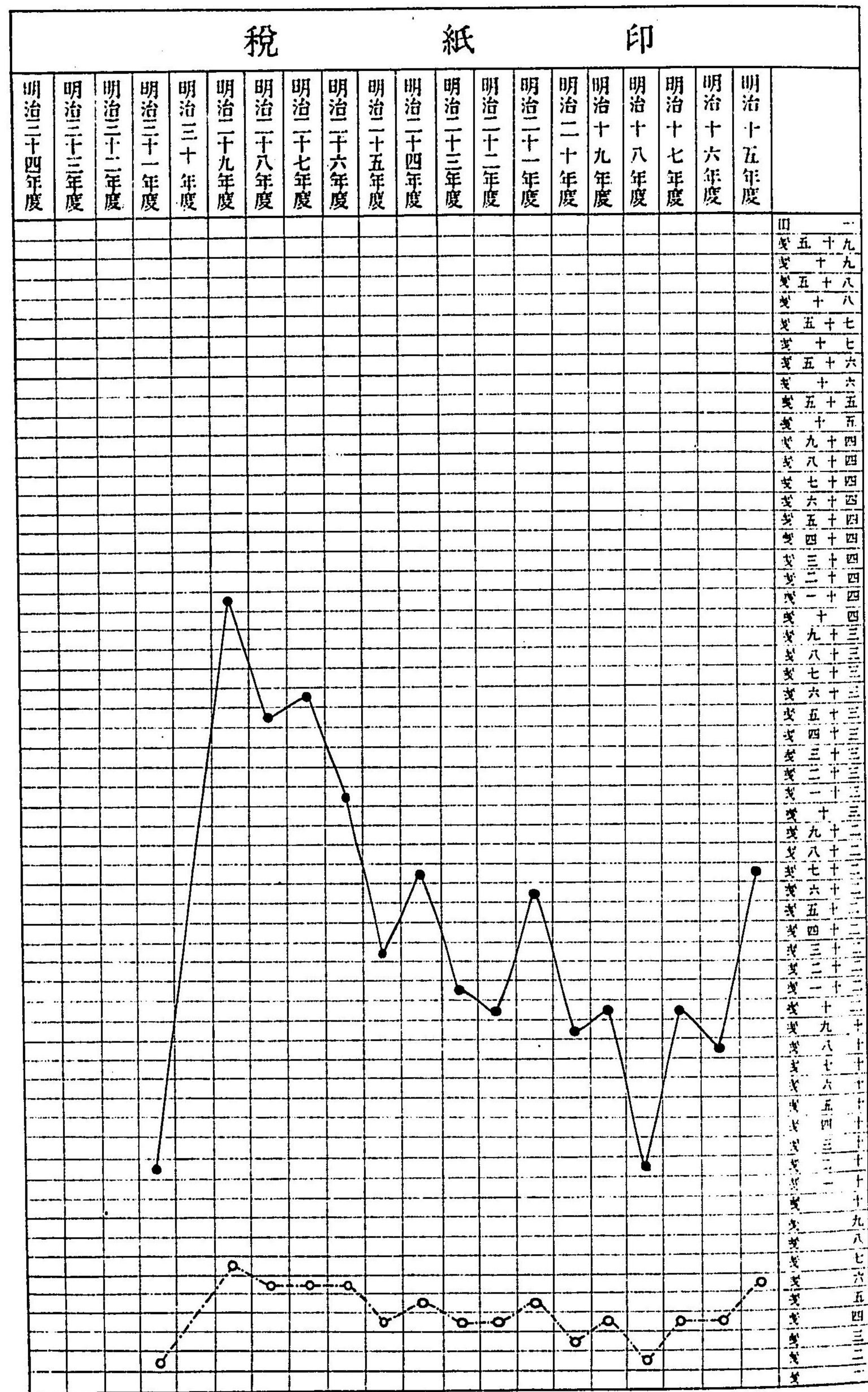


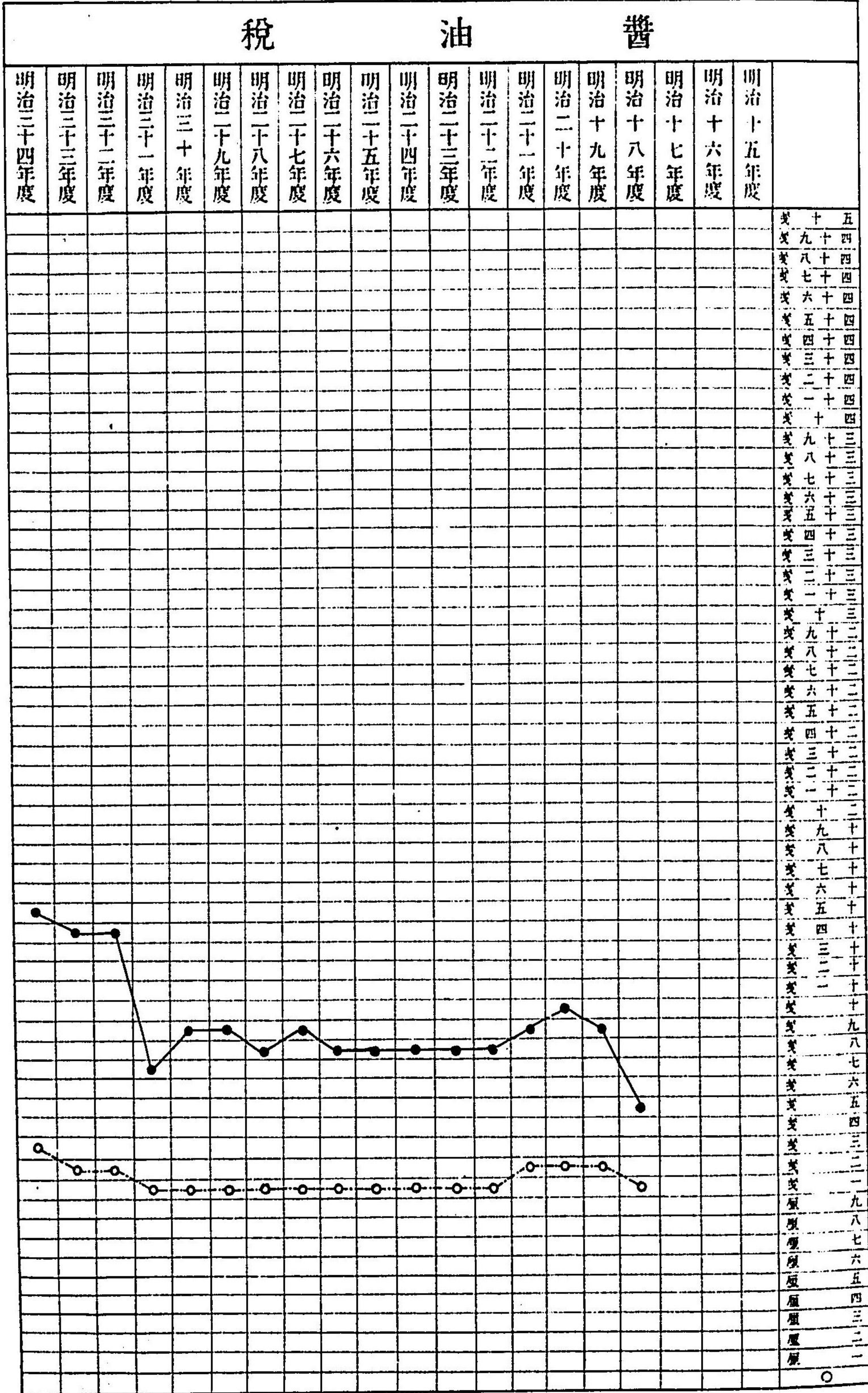
稅

酒

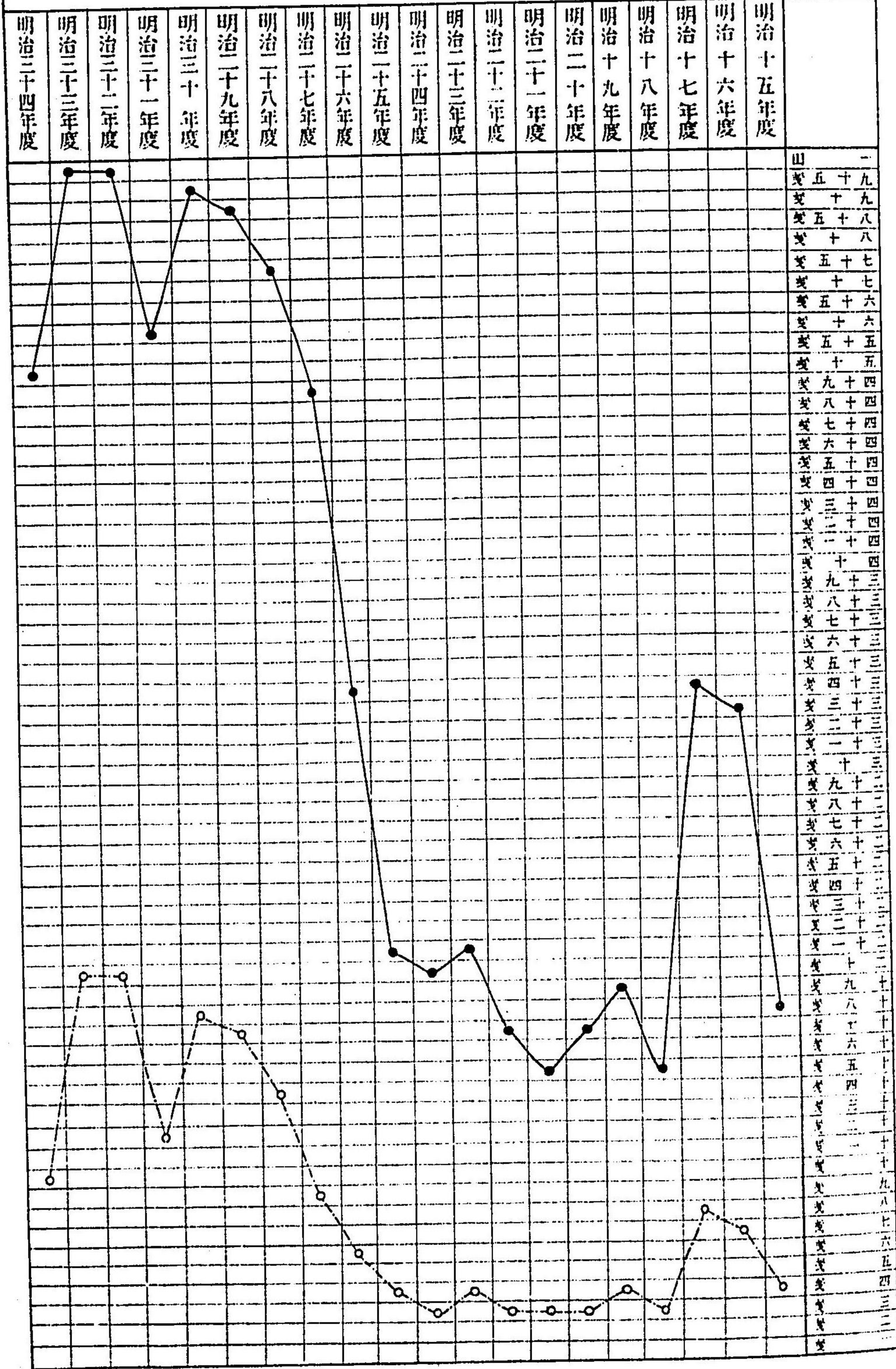




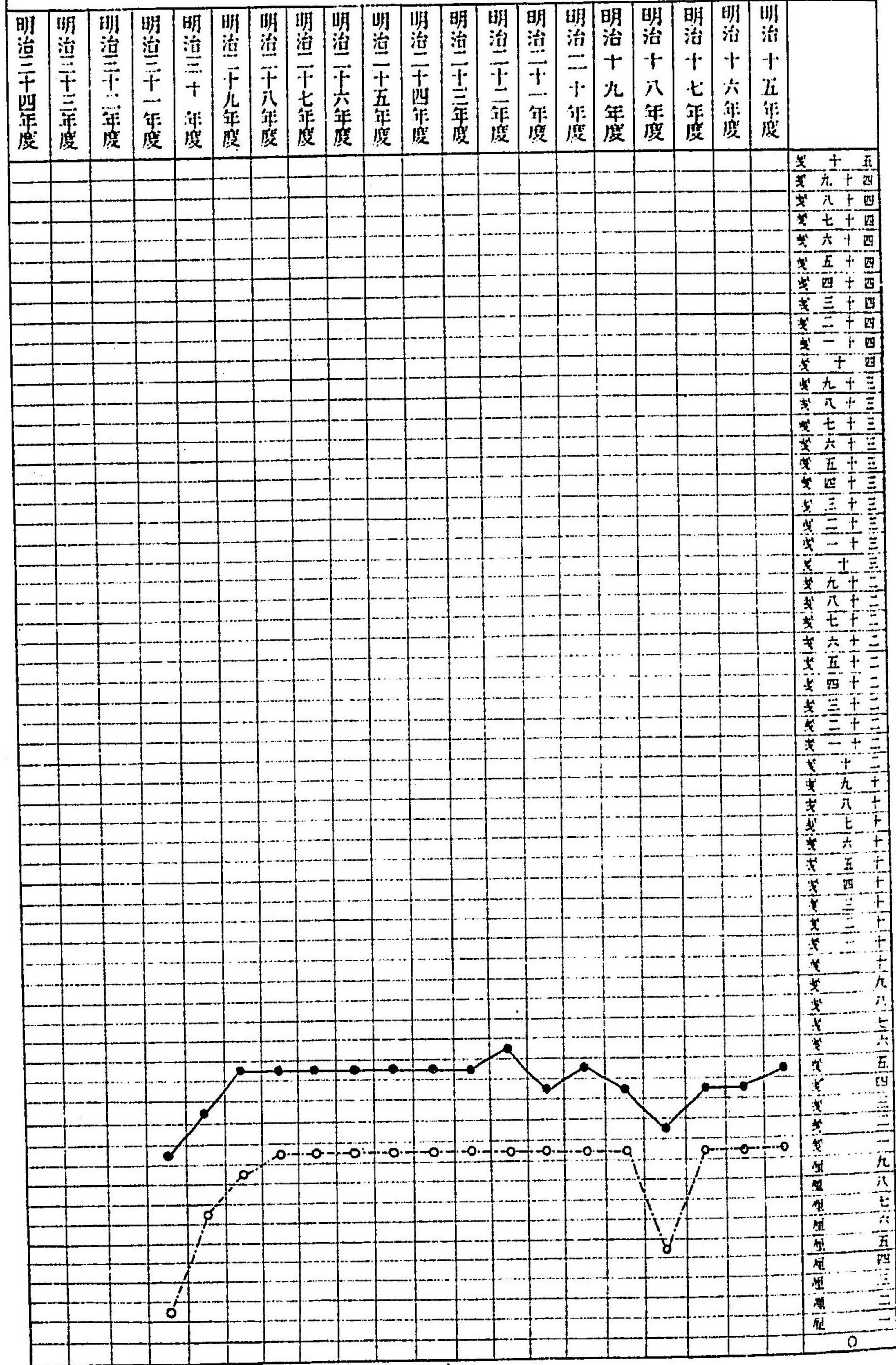




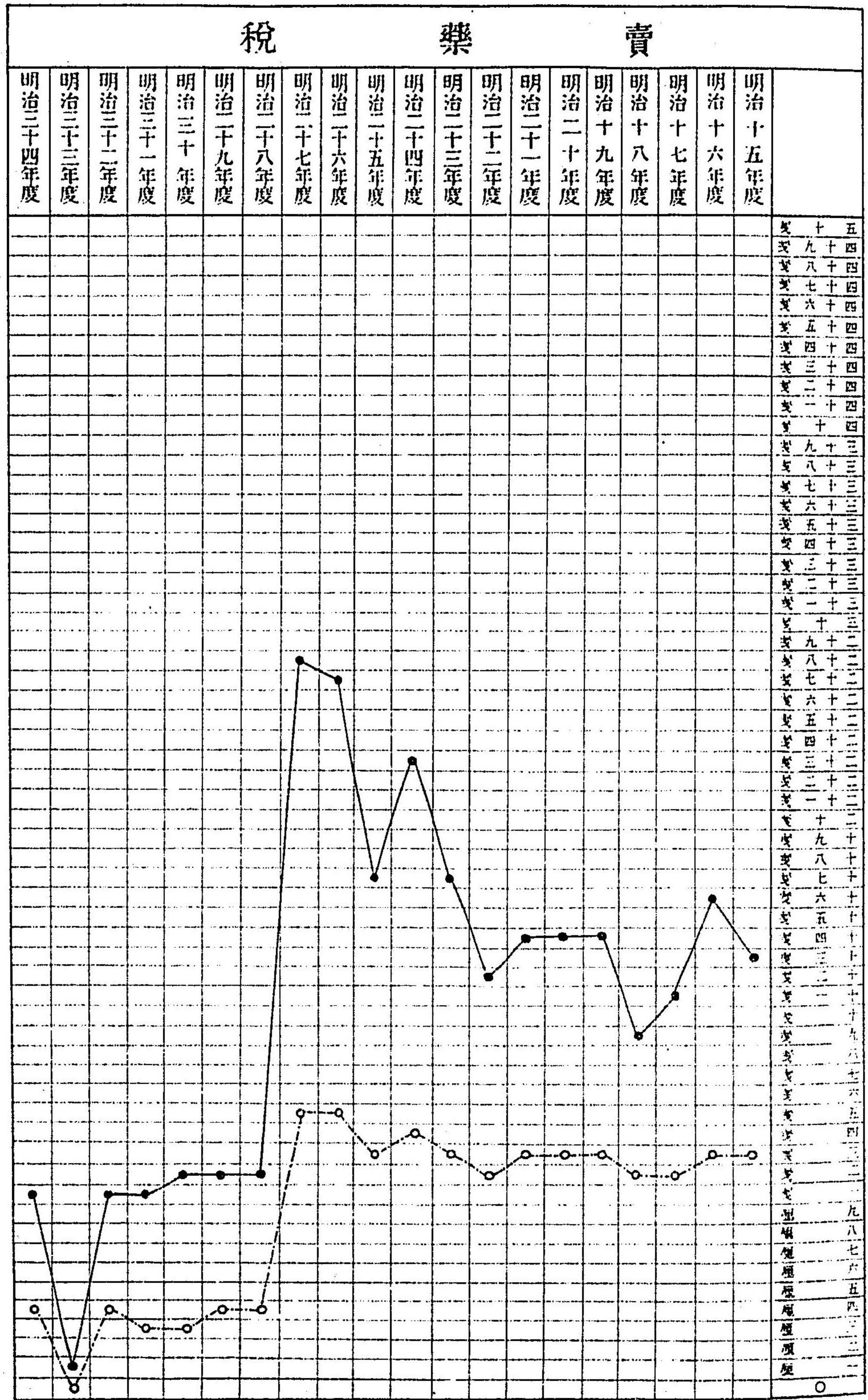
取 引 所 稅



國 立 銀 行 稅

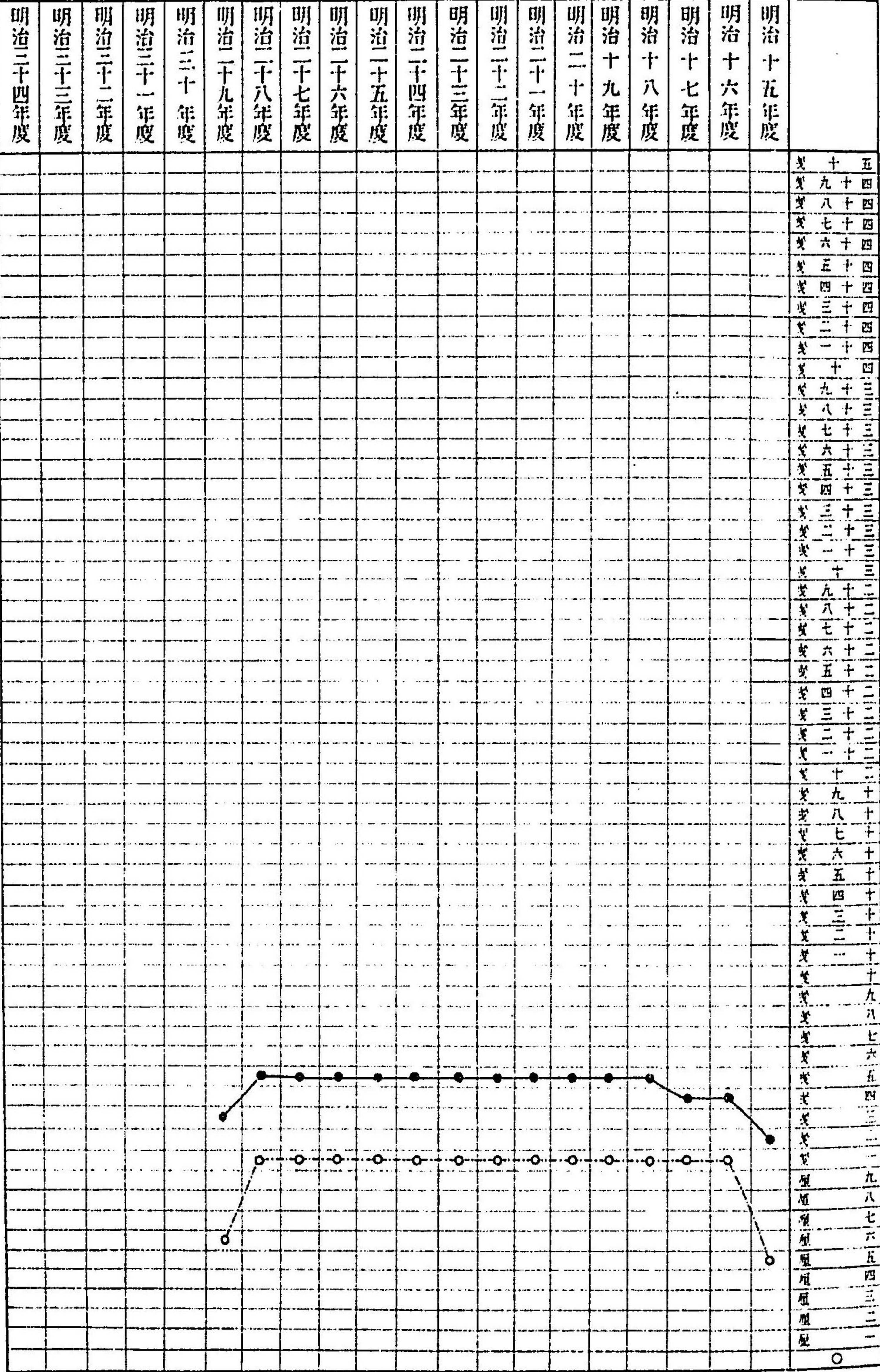


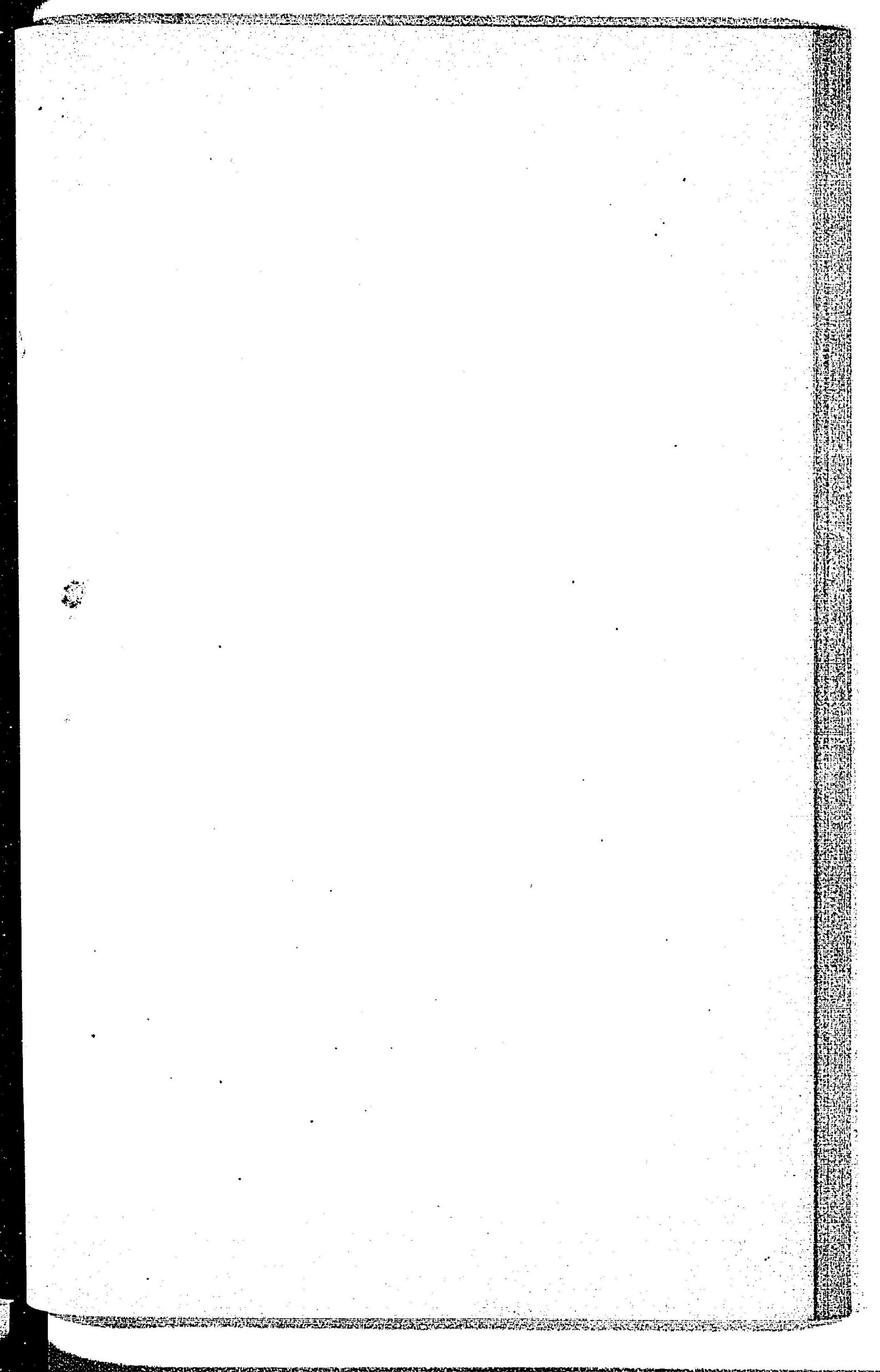
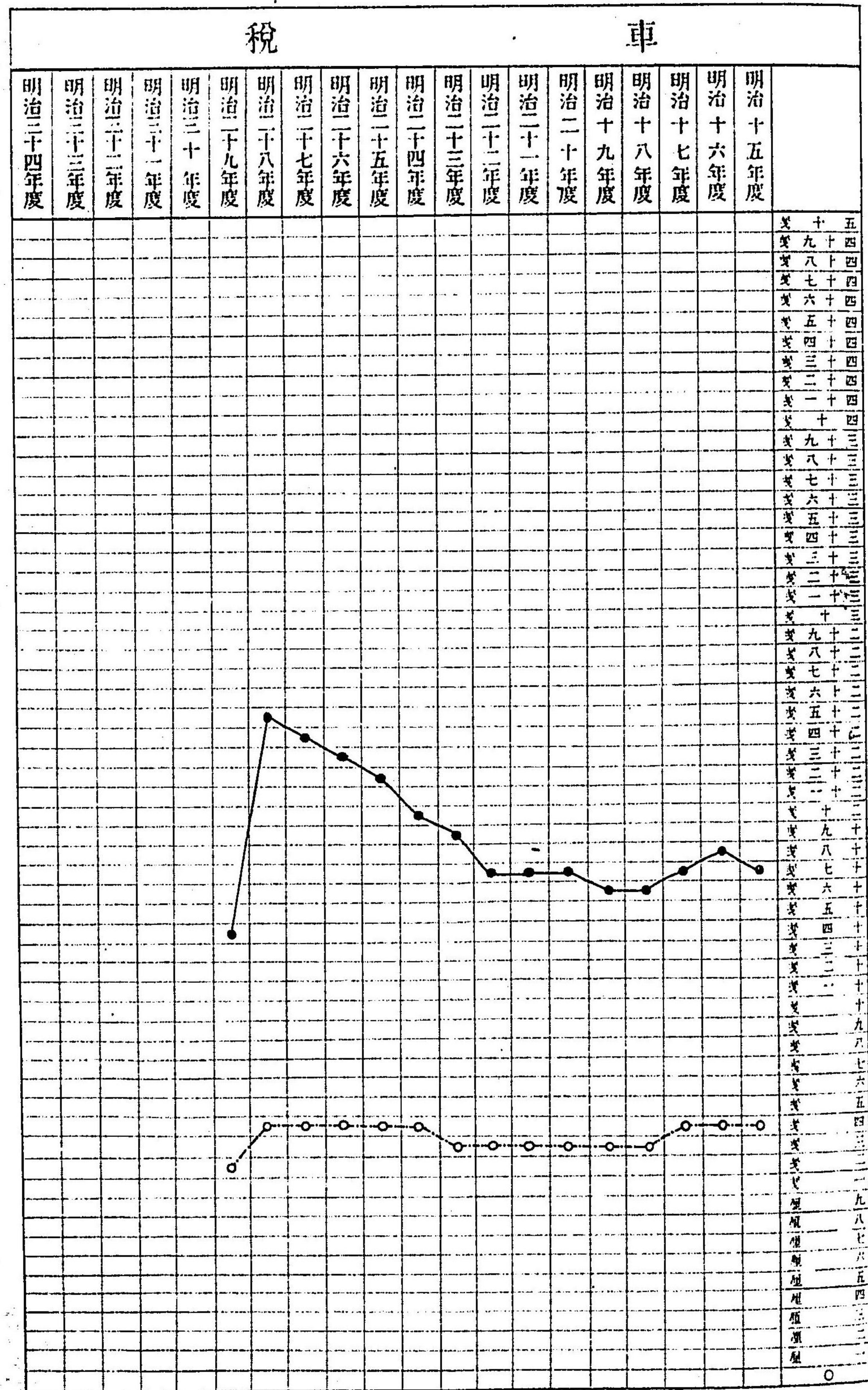
五十四
 五十三
 五十二
 五十一
 五十
 四十九
 四十八
 四十七
 四十六
 四十五
 四十四
 四十三
 四十二
 四十一
 四十
 三十九
 三十八
 三十七
 三十六
 三十五
 三十四
 三十三
 三十二
 三十一
 三十
 二十九
 二十八
 二十七
 二十六
 二十五
 二十四
 二十三
 二十二
 二十一
 二十
 十九
 十八
 十七
 十六
 十五
 十四
 十三
 十二
 十一
 十
 九
 八
 七
 六
 五
 四
 三
 二
 一
 〇



稅

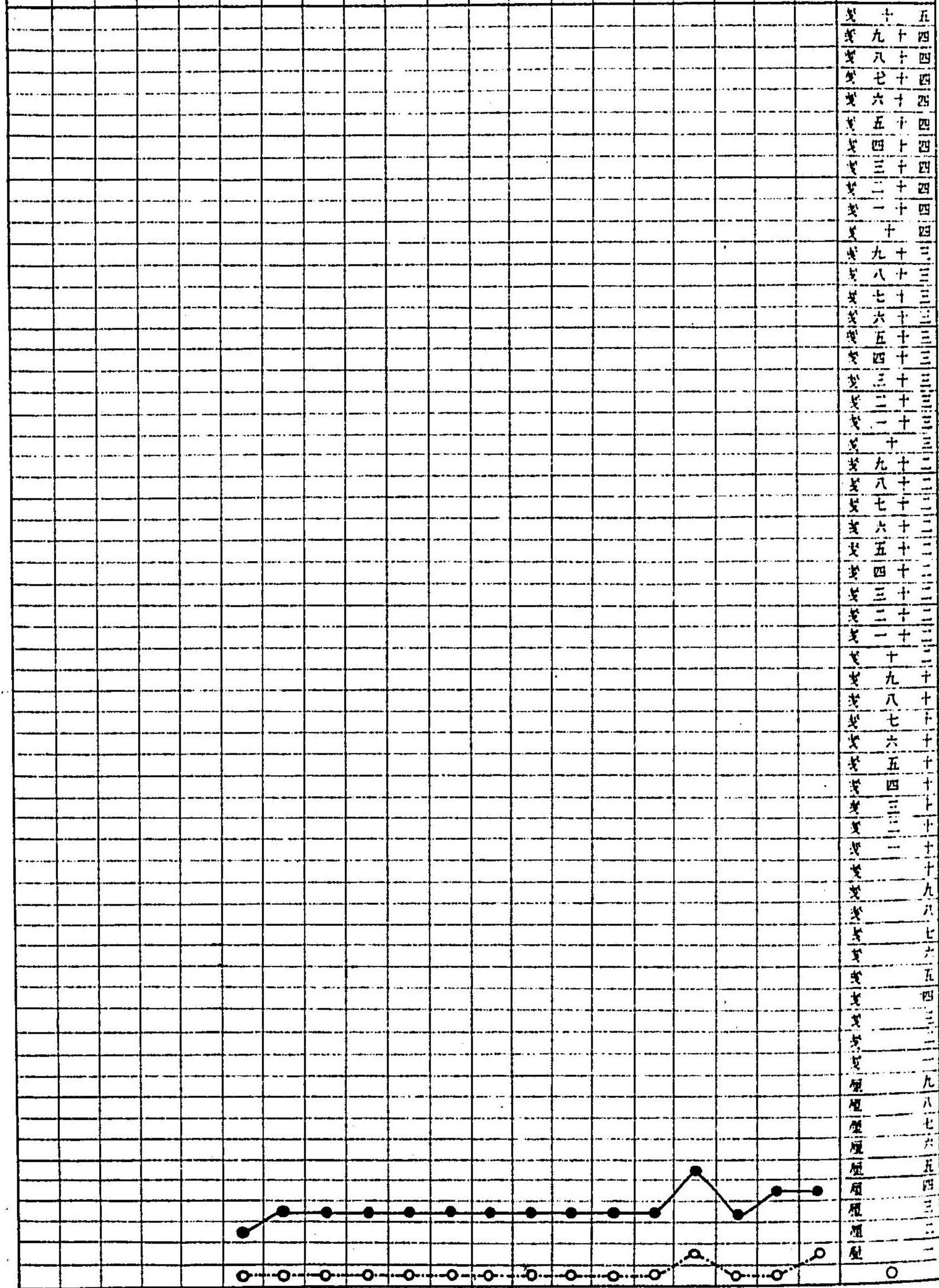
船





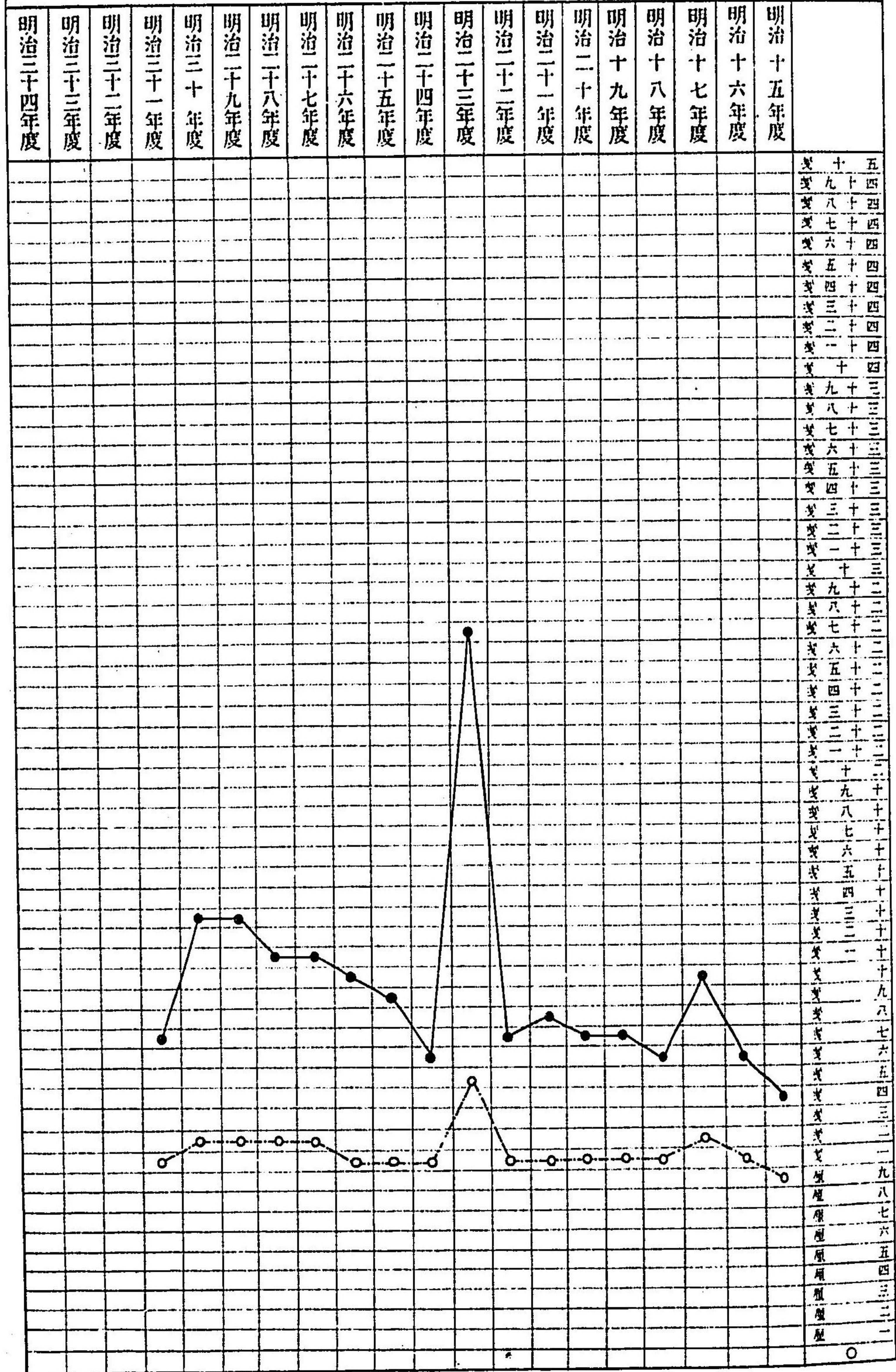
牛馬買賣免許稅

明治十五年度	明治十六年度	明治十七年度	明治十八年度	明治十九年度	明治二十年度	明治二十一年度	明治二十二年度	明治二十三年度	明治二十四年度	明治二十五年度	明治二十六年度	明治二十七年	明治二十八年度	明治二十九年	明治三十年度	明治三十一年度	明治三十二年度	明治三十三年度	明治三十四年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	--------	---------	---------	---------	---------



五十四
五十三
五十二
五十一
五十
四十九
四十八
四十七
四十六
四十五
四十四
四十三
四十二
四十一
四十
三十九
三十八
三十七
三十六
三十五
三十四
三十三
三十二
三十一
三十
二十九
二十八
二十七
二十六
二十五
二十四
二十三
二十二
二十一
二十
十九
十八
十七
十六
十五
十四
十三
十二
十一
十
九
八
七
六
五
四
三
二
一

稅紙罨及紙印用訟訴



教育史 目次

總 說

一 學制發布以前の教育

藩立學校

私塾及び寺子屋

公學

二 學制發布以後の教育

學制時代

教育令時代

學校令時代

第一章 初等教育

第一節 就學の狀況

第二節 小學校

第三節 教科の變遷

第四節 教員

一 一 三 六 九 一三 一五 一六 一八 二三 二五 二八 三五 四二

第五節 公學費及び基本財産

第二章 中等教育

第一節 中學校

第二節 高等女學校

第三章 師範教育

第一節 教育令時代

第二節 師範學校令時代

第三節 師範教育令時代

第四章 實業教育

第一節 農業學校

第二節 商業學校

第三節 實業補習學校

第五章 專門教育

第一節 醫藥學專門學校

四九

五二

五四

六二

六九

七一

七六

八二

八七

九三

一〇二

一一〇

一二二

一三三

一一八

一一九

一二〇

一二〇

一二一

一二五

一二七

一三三

一三三

一三六

一三九

一四四

一四四

一四五

一四五

第六章 幼稚園保育

第一節 幼稚園の起源附模範幼稚園

第二節 保育事業發達の狀況

第三節 保育供給の方法

第四節 保育事業の效果

第五節 保育會

第七章 盲啞教育

第八章 各種學校

第九章 圖書館

第十章 教育補助機關

第一節 教育博物館

第二節 教育委員

第三節 教育會

教育史

大阪府編纂

総説

一、學制發布以前の教育。

我が國の文學は萌芽を神代に發し漢文學を佛教とを混じて奈良朝時代に成長し平安朝時代に至りて馥郁たる美花を開けり。故に我が朝の文學を語る者にしてまづ指を平安時代に屈せざるはなし。然りと雖平安朝の文學は謂はゆる堂上の文學にして摺紳の獨占する所唯文藻を貴び諷詠を事として管絃と相和し、晨には落花に無常を感ずる殿上人あれば夕には秋月に泣く上達部あり、而も才姫名媛と稱せらるゝもの幾多此の間に在りて贈答を事とし風俗の壞敗此の時より過ぎたるはなし。豈實學の如き講せんとするの士あるの理あらんや。

ついで政權の武門に移るに及びては此の堂上文學なほ且その香を失ひ降りて戰國の世となるに至りては葦穀の下兵馬の巷となり珍書貴籍徒に散亂して敢て觀るものなく、教育全く地に墜ちて人倫の道の如き毫も之れを口にするものあるなく、殺戮の行はるゝ處父子なく兄弟なかりき。其の初めて

之れを講じ庶民に通じて及ぼしたるものは實に徳川氏の時に在りとす。徳川氏の祖家康曾曰はく人倫の道明かならざるに由り應仁以還君臣相虐し父子相賊し騷亂止むときなかりき。此の理を覺知せしめんには書を措いて他に求むべきものなしと。是に於いて施政のはじめ遺書を集め零碎の冊子を補足して古書を刊行し惺窩羅山等の名儒を聘して經學を講せしめ躬行範を示して感化誘導に力めしのみならず、制度を定むるに方りても尙且文事の重んずべきことを示せり。即禁中法度には天子の藝能中學問を以つて第一とすとあり、摺紳の法度には學事に達き者は不次に陞進することあるべしと云ひ、武家の法度には文武兼學すべしと云へる等一に之れが獎勵の趣旨たらすんばならず。抑應仁以後世は亂麻の如く殺氣天に滿ちて人民堵に安んぜず、家康不世出の英傑を以つて能く之れを平定するを得たりと雖も人民の嚮かふ所を一定する極めて至難の事に屬せり。其百年の計をなすに當り教化を先にしたる者誠に故あるかな。上の好む所下之れより甚し、碩學大儒陸續傑出して盛に講學する所あり延寶中綱吉將軍に至り頗これが獎勵に努むる所ありしを以つて各藩争ひて儒士を徵聘し人競ひて書を講ず。享保の初年吉宗將軍亦大いに治を謀り百事盛觀を呈するや政教大いに興りついで松平定信は出で、寛政の治を爲し、下りて天保年中家慶は時事の非を矯んとして益々學風を興さんとし奢を禁じ儉を行はしめ、手習師匠に令して風俗を正し忠孝を訓じ政理を輔くるの俗を習はしめ、幕府の法令及び實語教大學、小學、女今川、女孝經等の類を以つて手本となさしめき。教化を以つて始世の最急要件となし、こと夫れ此の如し。是に於いてか私學邊陲に及び都鄙咄咄の聲あり、時人遂に之れを評して漁家兒女亦知字、笑將孝經教老翁と云ふに至りしもの豈偶然ならんや。蓋室町以前の文學者の夢想だも及ばざりし所なるべし。水戸黃門大日本史を草し頼襄外史を著すや國學の勃興と共に國家的觀念漸熾に、米使浦賀に來朝以後洋學亦大いに傳はり開港攘夷の論議喧しくして王政維

に新しく文運益々隆昌にして國勢大いに振張を致せり。想ふに徳川氏の昌平二百五十年の久しきに傳へ得たるもの畢竟文教薰化の効によらずんばならず。我が邦文教を語るもの實に先江戸時代の文學に意を注がざるべからざるなり。

幕政の施設せし處夫れ斯の如し。本府に於ける學制發布以前の教育亦大凡之れに外ならず。即士卒以上のものは藩立學校に學び庶民の子弟は私學に就けり。以下聊之れを略述せん。

藩立學校

本府現管内に於ける舊藩制上藩立學校を設けたるもの六藩あり、曰はく高槻藩、曰はく麻田藩、曰はく丹南藩、曰はく狹山藩、曰はく伯太藩、曰はく岸和田藩。是等諸藩に於ける藩立學校は皆其の藩地に在りて藩臣士卒の爲に設けたるものなれども時々平民子弟の入學を許可せしものなしとせず。經費は都べて藩費を以つてし、束修謝儀を收めず、其の教ふる處は漢籍に雜ふるに兵學武技を以つてし生徒は多く通學にして寄宿生は極めて少なく、後には教ふるに國學洋學又は算數習禮等を以つてせしものあり、其の俊逸を拔きて學資を給し或ひは志望に隨ひ私費を以つて江戸及び諸國に遊學せしめたるもの亦少なからざりき。

學科	名稱	
	高槻藩	青莪堂
漢學	麻田藩	直方堂
筆道	丹南藩	丹南學校
禮儀	狹山藩	簡修館
數學	伯太藩	伯太假學校
漢學	岸和田藩	講習館
武術		修武館
兵學		
漢學		
兵學		
道學		
和漢學		
兵學		
漢學		
和漢學		
歷史學		

名稱	高槻藩	青莪堂	麻田藩	直方堂	丹南學校	丹南藩	狹山藩	簡修館	伯太藩	伯太假學校	岸和田藩	和修武館	學科	在學年齡		生徒通學寄宿	經費金額
														前	後		
高槻藩	青莪堂	麻田藩	直方堂	丹南學校	丹南藩	狹山藩	簡修館	伯太藩	伯太假學校	岸和田藩	和修武館	武術	午前八歳	午後八歳	三百五十人	米五百石	
												武術	午前八歳	午後八歳	五十人	米百石	
												武術	午前八歳	午後八歳	五十人	米二百石	
												武術	午前八歳	午後八歳	六十人	米五十四石	
												武術	午前八歳	午後八歳	二百九十人	米八十石	
												武術	午前八歳	午後八歳	五百人	米五百石	

以下各藩立學校の沿革を概説せん。
 高槻藩立學校 は寛政年中の創立に係る。初享保年中藩主永井直進漢學を好み學事を奨励せんとし
 て京都の儒伊藤介亭を聘し毎月六回經書を講せしめ以つて藩士の聽講を許せしが寛政中時の藩主
 永井直與に至り京都の儒三崎主禮を聘し城内別館を假學堂に充て初めて青莪堂と名づけ經學を主
 とし大いに學風を振起せしめき。天保年中更に學校を新築し龜田鵬齋の門人並木晴宇を聘し士卒の
 子弟をして漢學筆道諸禮式等を習はしめ、明治元年文武兩館を併設せしが廢藩に伴ひ廢校せり。は

じり平民の子弟の入學を許さしりしが明治二年以後之れを許可することに改めきと謂ふ。
 直方堂 は寛政中麻田藩主青木一貞の創立せし所にして十津川の住士吉川幾右衛門を聘し主とし
 て經學を教授せしめしが天保年中青木一興藩主となりて中井竹山の門生山口太四郎を聘用して更
 に漢學書數禮法等を授け明治二年に至り文局武局を設けしが廢藩と共に廢校せり。
 丹南學校 は明治元年藩主高木正剛家臣を率ゐて藩地に移住したる際學事を奨励せんとて新築し
 たるものにして、森餘山を聘して漢學を授け學規稍備はりしが明治四年廢藩に伴ひ廢校せり。
 簡修館 の創立年代事蹟等は詳ならずと雖嘉永の末年狹山藩主北條氏燕大いに文武の萎微を嘆じ
 該校を中興して儒官笠原玄策を之れが教授に任せり。爾來關藩子弟漸向學の志氣を振興す。慶應六年
 に至り儒官森鏡之助を大和より聘して教頭に任じ、明治の初に方り藩主北條氏恭順學を好み常に臨
 校して學生を鼓舞督勵せり。
 岸和田藩立學校 は嘉永五年藩主岡部長愼の勸立せし所にして講習館と名づけ儒官三宅源之丞相
 馬逸老等を教授に任じ漢學及び和漢歴史等を授け、慶應三年大いに學制を改め講習館に接して修武
 館を増設し講習館に於いて學事を修め修武館に於いて武術を練習せしめ日夜讀書の聲槍劍の響と
 相和して頗盛況を呈せり。明治三年生徒數大いに増加したるを以つて文學部を分設して文學館と名
 づけ洋學科を加へ専門教員を聘して之れが教授を開始し、普通専門の二科を設け普通科には習字作
 文數學英學を置き専門科は分ちて法理文の三科となし、而して普通科を經たる者は定見を立て所長
 を撰み専門學科を専攻せしむることゝなせり。翌年東京中學の規則に倣ひ大いに學規を更革し以つ
 て教育の門戸を整へ子弟をして益々研學の道を得しめんとせしが不幸にして廢藩の令あるに際し
 施設する所なくして廢校せり。

之れを要するに各藩主克く台旨を奉じて之れが施設を遂げ且身づから經典を繕き講坐に列し或いは定時臨校して生徒の奨励を施し教育の方法も經典に則り人道の大義を明にするに止らず國勢に鑑み民情を察して學科を増加し武備を怠ることなく力めて有用の材幹を養成せんとせしは察知するを得るなり學則の一項に左の文字あり蓋教育の要を得たるものと云ふべし。

凡ソ讀書ノ要ハ人道ノ大義ヲ明ニスルハ勿論四民共今日ノ實功ニ相立ヲ要トス徒ニ字句ノ間ニ拘泥シ致々矻々精力ヲ無用ノ地ニ費シ文人腐儒トナルトモ何ノ補アラム故ニ讀書務テ大義ニ通シ各其才ヲ成就スル所以ヲ思フヘシ

私塾及び寺子屋

享保の初年幕府令して京都江戸大阪に平人等の爲に學校を設けしめき當時學風漸興り各藩亦藩立學校を説立せりと雖是れ固より藩臣士卒を教養するの趣旨に出で、いまだ農商民に其の惠澤を霑被せしむるの道を得ざりき幕府の興學に急なる遂に此の命を出だし、ものにして此の時我が大阪に私學を開きしは中井登庵の懷徳堂是れなり登庵は播州の人幕府特に地を賜ひ子孫相繼ぎ經義に文章に或ひは史傳に來たりて學ぶものは其の類を撰ばずして之れを授け竹山履軒最名あり寛政天保の比に當り幕府は學事を奨励し手習師匠により庶民の向學を開くに力めたるを以つて各藩亦之れが奨励に努め敢て之れが開業に際し奉行郡宰等の檢束を加へしめず藩士の幼兒女も亦就いて學ぶを許せり事態斯の如きは以つて私塾又は寺子屋を開くもの漸を以つて加はり文政八年藤澤東咳が創立せし泊園塾の如きは今尙存し嗣子南岳の手により繼續せられ其の殊に有名なるものなり今其の設立の年代を市郡別により表示すれば左の如し。

學制發布以前開業私塾寺子屋數市郡別一覽

市郡	寶永年中	享保年中	寶曆年中	天明年中	寛政年中	享和年中	文化年中	文政年中	天保年中	弘化年中	嘉永年中	安政年中	萬延年中
大阪市堺	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
市西成郡東成郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三島郡豐能郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
泉北郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
泉南郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南河内郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中河内郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北河内郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四

文久年中	元治年中	慶應年中	明治以前	不明	計
八	一一	四一	五一	三二	九七〇
				七	二二
二			二	一	九
				一一	七一
			一	三	一一七
四	一	一	八	六	四四
一	一	二			一一二
二	一	五		一	四〇
三	二	九	二	三	九一三
				二	二二
				五	一一〇
八	六	二	三	五	一〇六
三八	四一	四一	四四	六四	四六八

備考。表中右傍は私塾にして左傍は寺子屋なり。

市郡分別は所在地の現今所屬せる市郡部により算入せり。

生徒多きは三百五十名少なきは二十名内外にして東修月謝により維持すること殆一般と云ふべく、其の授くる所多くは讀書筆道算數にして和漢學詩文等稍専門的學科を雜ふるものあり。内數校には女教師をも採用せしと雖是等は多く塾主の妻之れを補助せしものゝ如し。以上概説する所を以つてせば幕政間に於ける教育はその狀況僻陬邊地も字を識らざるもの少なく士人の門常に讀書の聲を聞き庶民の口亦孝經を誦するの盛況たりき。然れども當時門地を貴び其の祿を世襲したれば草莽の匹夫容易に拔擢を蒙るを得ず超群の奇才も之れを施すに由なく爲に篤學の人多きを得ず况女子の如きは父母多く戒めて讀書は心高くして夫を凌ぎ人に驕りて其の身に利あらずとなし士分以上の輩に於いても字々寫し歌を詠じ裁縫織經管弦を學び禮法を習はしむる等

のみを以つて足れりとし教育上殆度外視したりしが如し然りと雖我が邦今日文運の隆盛を馴致せし所以のもの二百餘年昌平の餘澤と此等文教の發達普及とに基くものたるを知らば又その効果を認めざるを得んや。

公 學

慶應二年二月江戸洋書調所翌年開成所と改稱せり。に於いて蘭人ハヲヤマを長崎より聘して教授とし初めて製藥局を改め理化二學の講述場と稱し四年七月に至り之れを我が大阪の地に移し城西古邸址を舍密局とし十一月校舍新築の工を起して明治二年二月當府の管轄となれり。之れを本府に於ける公學の創立とす。四月校舍落成し理化學を講述せり。

明治二年九月洋學校を設けて假に天滿川崎に開校せり。亦本府の所管たり。同年十二月民部省の所管となり島町に移轉し三年四月洋學及び舍密局共に大學の所管となれり。後屢學則を改正し兩校を合して開成所と稱し五年八月第三大學區第一番中學と改め十月組織を變更して外國語學校となし開明學校と呼び後大阪英語學校と改めき。即今の第三高等學校の淵源たり。

舊堺縣に於いて明治四年春堺戎之町菅原神社内に堺縣學を設立し皇漢洋の諸書を參酌して地理歴史修身算術等の普通學科を授け主として英語を教へ明治六年河泉學校と稱し中學教則を折衷して別に語學科を設けしが後傳習所となり遂に師範學校となれり。

明治の初年に方り此の如く中等教育の事業は國庫の施設と相依りて稍其の緒に著くと雖初等教育に於いては未その方法を得ず而も小學校の設置は官命の奨道する處にして時勢亦之れを促すこと切なり。當時各府縣何れも小學校の施設に急にして其の主とするところは書學素讀算術を習以願書

書翰記牒算勘等その用を缺かさらしめ又時々講演を以つて國體時勢を辨へ忠孝の道を知らしめ風俗を教くし最才氣衆に秀て學業進達の者は其の志す所を遂げしめんとするにありき是を以つて明治三年九月大阪府知事は官に上書して曰はく。

去辰年十月學校取設ノ儀相伺其通ト被仰付置候處其後當府新政府造營等ノ舉有之辰年入費六十三萬兩餘相及ヒ大藏省會計難立行トノ事ニテ一往大少ノ土木取起ル義相止メ非常ノ改革致シ責テハ二十萬兩位ニテ相濟候様有之候ハ、御都合相成候旨示知致候趣ニモ有之候ニ付憤發勉勵改革仕候處去巳年ノ儀ハ兵局入費ヲ除キ府中ノ雜費全ク七萬七千四百餘兩ニ減少致シ當年ハ兵隊解散ニモ相成追々改革ノ成功モ相立又減少相成目的ニ御座候然處學校ノ儀ハ去巳十月再度相伺候趣ニ御座候處更ニ御取揚無之前後踳踳致シ誠ニ嘆息ノ至外府藩ニ於テハ夫々學校取設相成候由ニ御座候處皇國一二ノ大都會大阪府ニ於テ教化ノ御世話無之ト申候テハ識者ノ譏リ外國人ナト思フ處モ誠ニイカハハシキ次第ト奉存候ニ付此節責テ幼年學校學舎取設士族華族其他農商等ノ兒童七八歳ヨリ十五歳迄ノ者トモ致教育其内俊秀ニノ學師可致上達見込有之者ハ十五六歳ヨリ當所洋學校又ハ大學校等へ其器ニ隨ヒ差出學業成就ノ上ハ夫々御召仕相成候仕方ニ致シ候ハ當府ハ勿論第一皇國ノ御爲筋風化ノ一助ニ可被成評議仕候ニ付何卒申上ル通被仰付ハ大藏省へ月々二百兩程定額御宛行相成候様御達有之度尤モ大藏省會計六ヶ敷不急儀ハ御取縮ノ折柄トハ傳承致シ候へ共餘事ニ比較イタツテ前後緩急ノ區別勘考仕候ニ付被拾置儀ニモ有之間敷奉存候ニ付篤ト御評議被成下當府入費前文通格別相省候事ニモ御座候ニ付辰年六拾萬兩餘御失費相成候ニ見致候へハ月々二百兩ツ、御宛行相成候テモ會計ニモ御都合宜敷事ト奉存候間願クハ當府希望ノ筋モ御採用有之候へハ此末役場ニ於テモ氣向宜敷尙又餘計ノ入費相省候様勉勵仕度申談

候事ニ御座候乍然御採用難相成御譯合ニ御座候ハ、於下方固執ノ見ヲ立テ議論相掛ケ候者モ御座候間御趣意申聞ケ安心爲仕度御座候間其譯委敷御解諭被下候様致度奉存候此段奉伺候也。同年十月遂に伺の如くなるを得て幼學校設置として月額二百兩の支出を得、茲に初等教育施設の財源を得たり。乃同年十二月平野町幼學校を取建て四年一月を以つて開校し、當府貫屬の子弟は勿論其の他農商の兒童に入學を許し讀書習字算術等を教授せり。生徒は十五歳以下に限れりと雖、有志の輩は詮議のうへ之れを許可し以つて向學者の便に供せり。四年二月幼學校を小學校と換稱し同年九月更に東本願寺内に小學校を増設せり。以上二校之れを實に本府初等教育機關施設の嚆矢とす。學制發布に際し右二校を閉づ。

斯の如く約二萬を以つて數ふべき學齡兒童に施すべき初等教育機關は僅に二校を以つて足るべきの理なしと雖當時國費多端にして官之れが支出に堪へず。是を以つて市區自營の道を勧誘せんとし同五年四月諭達する所あり其の要に曰はく。國家の富強は人材あるに由る人の材器を發達し智識を開くは皆文教に非ざるはなし。今や朝廷文部教部の二省を建てられたるも唯天下の智識を開き廣く教化を布かんとせらるゝに外ならず率土の濱と雖豈其の意を體せずして可ならんや。況當地の如き古來より日本三都と稱し今三府の一にありながら學校の設置備はらざるより人々時勢と道理とに暗く家業を營むとも眼前の利のみに走り動もすれば失産破産の禍を致さんとす。今東西兩府の學校を設くる其の數一百に近からんとす。故に教化の道口を逐ひて盛に智識の開くる月に隨ひて進む。唯我が一府此の企なく此の儘にして日月を送らば三都の稱は名のみにして終に野蠻の器を來たさんとす。抑從來學問の弊たる花月を耽び詩歌に長するに止まれば父母の其の子弟の書を讀むを嫌ふも其の理なきに非ずと雖目今の學は之れに異なり智識を開き行を正くし工は有用の良器を發明し商

は彼我有無を通じ時機を察して宜を制し利權を他方より奪はれざる爲なれば、豈同日にして語る可んや。されば一同力を合はせ大いに學校を開き今度改革の地區に隨ひ一區一校を設け一區中の子弟を集めて之れを教育せば智識次第に開け土地の繁榮を致すや必せり。凡人幼少にして物欲の心情いまだ萌さる内に教を加ふれば戯に遊び事をなすにも自然道理を辨ひ義理を知り修身の福を自然に備具する者なれば、學校を興すは他人の爲ならず近くは一身一家を保全し土地を繁榮にし遠くは天下富強の一端を補助し、しかのみならず今日用上にては一區中の會議所となり又或時は知參事以下出張して朝廷の御布告はじめ當府より申達する次第等説諭の場合となり、旁々便利を生ずるを以つて現今學ぶべき子弟なくとも他事として闘らざるを得んや。汝等今回衆望に擧げられて任に町役人に在り。愚昧の小民を誘掖懇諭し、建校の企今日の急務たるを知り殊に盡力せよ云々と。是に於いて大阪市内に漸次小學校の設立を見ると共に、從來府下に於いて和漢書素讀、手跡算法等開業の者に諭達し、試験を経て小學校教授に當らしめ、以つて教育者の供給に力めき。

斯の如くにして初等教育は漸を以つて普及せんとするの狀況を以つて進行せしが、明治五年八月學制發布に際し更に一段の改善を見るの機に達せり。

一 學制發布以後の教育

王政維新以來百事皆興らんとするに際し天地の公道に基づき智識を世界に求むるの聖旨は煥發せられき。之を以つて有司まづ泰西文化の實況を視察し明治四年文部省を設けて全國教育事務を統轄し同五年先進諸國の制度に則り茲に學制は初めて發布せられ、學區を定め取締を設けて學事を擔任せしめ、督學局を開きて學校を監督し教則の得失生徒の進否を檢査せしめ、又地方廳に學務專任の吏

員を置きて部内の學事を管掌せしめ學規大いに整頓を告げたり。而して其の學制を頒布せらるゝに方り特に詔諭を下して其の本旨を示されき。今其の要旨を擧ぐれば

凡テ日用常行言語書算ヨリ士官農商百工技藝法律政治天文醫藥等ニ至ルマデ凡テ人ノ營ム所ノ事皆其學アラザルナシ人能ク其才ノ能クヌル所ニ應シ勉メテ倦マズ然シテ後ニ初メテ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ベシサレハ學問ハ身ヲ立ツルノ財本トモ云フベキ者ニシテ人タル者誰カ學ハズシテ可ナランヤ然ルニ從來學問ヲ以テ士人以上ノ事トシ農工商及婦女子ヲ擧ゲテ之ヲ度外ニ置ケリ又士人以上ノ稀ニ學ブ者アルモ或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ或ハ空理虛文ノ途ニ陷リテ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハサル者少カラズ是レ文明ノ遍カラズシテ破産喪家ノ徒ノ恒ニ多キ所以ナリ自今以後一般ノ人民ヲシテ均シク學ニ就カシメ邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人カラシメンコトヲ期ス且學費ヲ以テ官ニ依頼スルハ從來沿襲ノ弊ニシテ惑ヘルノ甚シキモノナレハ自今自ラ奮ヒテ學問ニ從來スベシ

と斯くの如くにして詳密なる學制は發布せられ官銳意之れが監督に任じ學資を補助して其發達上進を促し地方官亦その意を體して之れが實施に努めたるを以つて學風大いに揚がり普通教育の基礎初めて立つを得たりき。然りと雖其の學制中智育に重きを置き隨ひて學科具備せざるなく其の法加審に條規密なりしに拘はらず徳性涵養の方術に關しては之れを諸學科目の終に置き、寧ろ輕んじたるの跡あるを見る。蓋我が國維新以前に於ける學問は主として道德教育といふを得べく、而して其之れを改革するに當りて方法を矯めんとして古來の美風たる道義の訓化をも併せて輕んずるに至りき。是れ其の一は改革に急なりしとは泰西諸國に於ける學校教育の外に宗教の勢力により行はる道德教育の存在せるとを顧みず唯學校教育の形式にのみ拘はりて之れが範をとりたるの罪といふ

べきか抑亦智識の收授に急なりしを以つて道義教育を犠牲となしたるによるか畢竟周密なる學制の規定上一大缺點として見るべきが如し故を以つて早晩之れが改正は來らざるを得ざるなり。以上の如くにして學制は社會の進歩と共に相携へ相助けて大いに整頓したりといへども元來細目に渡り理論に馳せて時勢と相容れざるものありしを以つて未その實効を見る能はざるに業に既に民心學事を厭ふの風を生せり。是に於いて明治十二年之れを廢して教育會は發布せられしが小學區、小學教科及び學費等の細目を示すに止まり其施設の如きは專これに町村に一任し殊に此の改正に當りては繁雜なる條規をvari過度の制を除くに急なりしに由り大いに其法を寬にしたるを以つて政府は教育を人民に任憑したりと妄認せらるゝに至りき。當時自由民權説の世に喧傳せらるゝ際なりしを以つて政府の干渉を寬にせしを見て直ちに放任せしものとし是に自由教育の聲をなすに至りしものゝ如し。而も府縣會村會規則は之れと相前後して發布せられたるを以つてこれが謬説の實行上に於ける機會を増し爲に學制時代末年勃興せし學校も一時委靡振はざるの傾向を呈するに至れり。是に於いて官吏に十三年の末に於いて教育會を改正し教科は修身を先として道徳教育の缺くべからざるを示し小學區及び小學教則は地方官をして定めしめ學務委員の薦擧を慎み其の他重要な事項は府縣は文部卿の認可を経しめ町村は府知事縣會の認可を経しむる等多少變通の道を聞き而も之れを放任せず監督を施すことゝなしたるを以つて學制の缺點たる道徳教育はこゝに發揮すべき機會を得條規亦尨雜に失せず簡約に過ぎず中庶を得て全國の學事懽然として盛に興れり。然るに十六七年の交民力凋衰に傾きしを以つて十八年更に教育會を改正し負擔の輕減を計がき。十九年政府組織の大改革あるに際し一般制度の變更は教育事務に及ぼし爲に教育會は一段の進歩を以つて茲に改正せられ諸學校令の發布を見るに至りき。此の時に際し文部大臣森有禮は銳意教育

の根底に於いて改善を加へ、小學校令、師範學校令、中學校令及び諸學校通則を發布し之れに附帶せる諸法規は省令を以つて規定せり。而して當時徳育の振はざりしを以つて大いに力を之れに用ひ師範教育に従順威重信愛の三氣質養成を主となさしめ、且體育の輕んずべからざるを示して之れが獎勵を加へ、茲に初めて智徳體三育併行の完備を見るに至れり。又高等普通教育及び各種實業教育並に專門教育も亦此の時より其の基礎を立てき。斯くて以後實施上馴致せし習慣の矯正すべきは之れを制限し助長すべきは之れを勸めんがため屢校令及び諸規定の改正ありといへども、要するに時運の進歩と教化の普及發達とにより制度上干渉を加へ或は地方自治に委し實務上拘束すべきは限定し放任すべきは其の制限を解き以つて學規と實務との圓満ならんことを企圖し、國利民福を増進して將來我が國運を扶翼するに適當なる素養を與へんことに留意せしものとす。是を以つて文運著しく隆昌を致し今や創始以來僅に三十年にして斯る長足の進歩を見るに至れり。以上概説する處を以つてせば維新以來に於ける我が國の教育はこれを三期に分つことを得べし、即學制時代、教育令時代及び校令時代是れなり而して教育の實効は一に法規の結果より生ずるもの頗多く隨ひて茲に本府教育の狀勢沿革を總説するに方り亦此の三期に分つを便宜とするを以つて以下項を分ちて録する處あらんとす。

學制時代

學制發布の初期に於いては本府は主として小學校の設置と兒童の就學とに意を用ひ、次いで師範學校を興して小學教員の供給に力め、而して校則規定及び教科等は學制の定むる所に適合せしむべか、

らざるの事情ありしを以つて之れが實行は將來に期し、深く其の當時の民情を謀り時勢に伴ふの策に出でず。故に教科の變更も亦頻繁たるを免れずといへども一般向學の氣運は爲に著しく揚り、督勵勸誘の功空しからずして漸次普通教育の發達普及の實を見るに至れり。

中等教育の施設に至りては外國語及び國語二様の組織を以つて之れを開始し、漸次簡易程度のものを増發して小學卒業のものをして尙進んで其の志す處を遂けしめき。蓋、當時中等教育施設の比較的早く施設せられたる所以のものは學制初めて實施せられ年齢の長じたるもの亦小學に就きて普通學を修めしを以つて此等上進の門戸を開くこと其の當時の事情として頗る必要を感じたるに基づくものにして、是の如く普通教育の上進と共に其の末期に於いては幼稚園を開きて保育機關を新設し、盲啞學校を興して廢人教育を行ひ、且、此等は共に模範的設備となして其の施設の普及を促し書籍館教育博物館を開きて向學の氣運を促進せしが如き一に制度上缺くるなきを期せしが如し。

専門教育としては文部省施設の後を承けたる病院の發達とともに醫學校を設け、女子教育獎勵の機關としては女子手藝學校を起せり、而して獨怪ひべきは實業の中心を以つて自任せる我が大阪の地にして未この種に施設を見ざりしこと是れなり。蓋、當時普通教育と高等教育とに重きを置きたるの致す處ならんか、之れを要するに本府教育は實に此の時代に於いて普通教育の基礎を大いに確立せしめ、以つて今日の普及を見るに至りし素地を爲したること明らかなりとす。

教育令時代

學制時代の末年本府教育の狀勢頗る喜ぶべきものありしに、會々十二年教育令の發布ありて一時民心に誤謬の感想を抱かしひるや教育上一頓挫を來たし、府會は中學校盲啞學校を廢し師範學校をも廢

せんとして同校は繼に命脈を維持するに至らざりき、而して其の廢校となりたるものは私人の經營により持續せられきと雖公學に對する民心著しく變じ、爲に就學の狀況不良を呈し一般に教育を重んぜざるの傾向を來たし、町村の如き公費學を節約せんとするに至れり。然りと雖幸にして十三年に改正教育令發布せられ、越えて翌十四年師範學校中學校の教則大綱亦發布せられしを以つて初中等教育は茲に挽回せられ寧その發達を致し、が如し。

右の如く一時公學の氣運は一頓挫を來たせりといへども私學に於いて之れに反比例なりしは文運の進歩を徵するに足らんか。蓋、學制時代の末年勃興したる向學心は公學費の減少によりて抑壓を加へられたりといへども他方面に突進して之れが勇進を遂けたるものなるべし、即、商船學校商業學校の如きは實に此の時代の初期に於いて私人の經營により施設せられ、又、女子高等普通教育の必要いまだ世に知られざるに方り早く其の端緒を開きて我が國女子教育の發達に先進たるの任務を盡せし私立梅花女學校の如きも亦此の初期に於いて創立せられき。其の他各種學校の私立に屬するものも此の時代に於いて最盛大を極めたりと云ふとも不可なき狀況なりき。

翌明治十五年は各種教育上大いに氣勢を加へしが而も次いで社界は經濟上に大恐慌を致し、加ふるに十八年麻疹コレラの流行及び淀川洪水汎濫して民力頓に凋衰を加へ、積極的施設は一も加ふるに餘地なくして却りて退歩の兆を現はし、殊に初等教育に於いて最その甚しきを見るに至れり。然りと雖、いへども是れ一時の現象にして他日經濟界の平安に復するに際しては當然之れが挽回を見るべきは明かなりしを以つて敢へて之れか絶制を加ふることなく民情を察して其の施設を寬にしたりき。而して此の時代の初期に於いて堺縣は廢せられて和泉河内大和の三國は此の時より本府の所管に屬せり。然るに堺縣は京阪二府に亞ぎて早く學制を實施したるものなるを以つて其の施設上敢て軒

輕あるなかりしかば容易に本府所定の規定を實施するを得たりしが、廿年奈良縣の再置せられしに方り大和一圓は同縣の所管となれり。以下各章掲ぐる處の統計は凡て此の時代以後和泉河内に限り之れを加へ大和に屬する分を除き、唯、公學費に係るものは之れが區分頗繁雜なるを以つて之れ合を算せり。

學校令時代

明治十九年諸學校令の發布以後に於ける本府教育の狀勢は其の初期に於いては前時代の末年に於ける積年の困弊に加ふるに授業料徴收制度の實施により著しく初等教育の不良を見たりしが、漸次民力の充實を來たすと共に廿三年學には事通則小學校令の改正等あり市町村の實施と相待ちて氣運こゝに開け二十五年以後駸々として進歩の狀況を呈せり、斯の如く初等教育の効果著しく揚がり教化の普及すと共に男女中等教育をはじめ實業教育も亦頗見るべきものあるを致せり。德育の基本にして國民の常に服膺すべき教育に關する 勅語は恰二十三年十月を以つて下し給へり。時の知事西村拾三まづ府立學校職員生徒を率ゐて河内國飯盛山麓四條暖神社に馳せこゝに勅語奉讀式を擧げ例を正行卿の德行にとりて 聖旨を諭告し、次いで其の謄本を各學校に頒つに際し左の告諭を發し文部大臣の訓示に基づき時々生徒を會集して之れを奉讀せしめ意を加へて諄々誨告し佩服する所あらしめんことを企圖したりき。

今般悉クモ教育ニ關シ優渥ナル

勅語ヲ下シタマヒタルニ因リ文部大臣ハ 聖旨ヲ奉シ尙訓示セララル、所アリ謹テ 勅語ヲ奉讀スルニ實ニ是レ教育ノ基礎ニシテ我國民タルモノ、當ニ遵守スヘキ所ナリ深ク 聖意ヲ奉體シ

學生ヲシテ益忠君愛國ノ徳性ヲ涵養シ亦以テ文部大臣訓示ノ旨趣ヲ貫徹セシム可シ

右告諭ス

明治廿三年十一月

大阪府知事 西村拾三

斯くの如くにして此の時代に於ける教化の普及發達は頗著しきを致せりと雖其の遂に今日あるを致さしめたる主要なる年代を明治三十一二年の交なりとす。抑、廿七八年に於ける日清戰役の全勝は大いに社會事業の勃興を促すと共に向學の氣勢を高めたるものあり。而して本府初等教育は進歩の域にありといへども之れを全國に於ける大勢に照せば其の就學の成績なほ頗憂ふべきものありしを以つて此の機失ふべからずとし甚眷勵勸誘に努めしが、會、師範教育令の發布と師範生徒定員令の改正とにより師範教育の施設は著しく擴張せられ隨ひて初等教育の普及上進すと共に中等教育の施設を擴張せずんば就學者上達の途を得ずして徒に志を抱いて空しく止ましむるの不幸を見るのみならず中等教育の門戸を開くは即初等教育の發達を促すの助たるべきを認め菊池知事就任の初に方り銳意之れが企畫を立てたり、謂はゆる本府教育計畫是れなり。今其の概要を摘記せば左の如し。

一 施設計畫の要旨

社會萬般のこと其の原の教育に因らざるはなし、國家百年の計を立つる者主として教育に力を致す誠に故なきにあらず。曩近本府初等教育の上進に伴なひ中等教育を修めんとするもの日に多きに際し之れが擴張の施設に着手し向學の思念を挫折せしめざるの計圖を立つるは刻下の急務にして、又當局者の責任なりとす。依りて既往の事實に照し將來を豫測し以つて今後十年間に施設すべき要件を確立し、兼ねて圖書館の設立、實業補習學校又は特種專門學校若くは實業學校の發達施設を遂げんとす。

二調査事項

イ大阪市男子中等教育の施設

ロ大阪市高等女学校の施設

ハ図書館の新設

ニ實業補習學校の獎勵

ホ專門學校技藝學校等の獎勵

ヘ郡部男子中等教育の施設

ト郡部女子中等教育の施設

チ小學校教員講習科の擴張

(以上郡部經濟)

三調査の結果(記述上の便宜により此處に之れを擧げず)

四經費支出方法

經常費の増加は之れを經常歳入即賦課徴收により支辨し、臨時費即施設當初の設備費は府債を起して之れに充つ。而して府債償却の方法は明治三十八年度を以つて満期となるべき淀川改修費と國庫支辨に移りし監獄費との府稅輕減となるべきもの、一部は民力休養に充て他は之れが償却に充て、且、教育費收入も亦之れに充つ。此の如くせば明治四十年度に於いて郡部は償却し終り其の翌年度を以つて市部も亦滿了すべし。

五負擔力

凡公共事業は利益の程度費るべからずして國運の伸暢は全く之れに基因するものなれば一時重課を感ずとも之れに依りて生ずる利益は之れを償ひて餘あること勿論なりと雖其の原力を

破らざるの程度を超ゆべからず。是を以つて之れが擴張以後増加すべき經常費約拾萬圓に對し府民の負擔上の關係を明かになすは頗必要なりとし從來實費負擔額、府縣稅率府縣比較、府縣稅一人平均額府縣比較、生産一人平均額府縣比較、滯納處分府縣比較、歳入總額に對する收稅額府縣比較等を根據とし決して負擔に堪へざるものに非らざるを認めたり。

此の計畫は多少變更を見たるものなきにあらざるといへども若々實行せられて以つて今日の狀勢を現すに至れり。然るに本計畫の發表せらるゝや市豪住友吉左衛門が獨立を以つて圖書館建築をなし之れを寄附せんことを請願したるが如きは本府教育上に於ける空前の美舉といふべきなり。以上は本府教育沿革の概要とす。其の細目は以下章を分ちて之れを細説せん。

大阪府公學費

明治六年度	三二、四八五
同 七年度	一四八、七八九
同 八年度	九四、〇九七
同 九年度	一一六、四一三
同 十年度	一三一、七四三
同 十一年度	一〇六、五六八
同 十二年度	一一九、三六一
同 十三年度	一二七、五四八
同 十四年度	三六三、五五八
同 十五年度	四三七、七八二

同	十六年度	五三二、四一四
同	十七年度	五三七、三八二
同	十八年度	五一五、五九四
同	十九年度	三九九、五四六
同	二十年度	二四九、二〇一
同	二十一年度	三〇三、〇五四
同	二十二年度	三一九、八八〇
同	二十三年度	三二二、五〇〇
同	二十四年度	三五〇、五七七
同	二十五年度	三九五、八一
同	二十六年 <small>度</small> <small>三月より</small>	一〇一、五九二
同	二十七年 <small>度</small>	七四七、一五九
同	二十八年 <small>度</small>	七一九、一九九
同	二十九年 <small>度</small>	九九九、二二一
同	三十年 <small>度</small>	一〇一八、一八五
同	三十一年 <small>度</small>	一、二七三、二八〇
同	三十二年 <small>度</small>	一、二三七、四一八
同	三十三年 <small>度</small>	二、〇〇六、四七三
同	三十四年 <small>度</small>	一、八一七、五三二

第一章 初等教育

本府の教育は端を明治三四年の間に啓き着手の早きこと京都府に亞げり。明治五年の初め學費集徴の法を定め學校創立の基礎を起し、が同年八月學制の發布せらるゝに及び主として市街地を二中學區に分ち郡村を二中學區と定め順次高大なる學校を建築するに至り民心稍興學の忽諾に附すべからざるを了知し漸次進歩の域に向へり。殊に明治九年以後初等教育上の施設は民情に適合したるを以つて十一年の交に至り頗良好なる結果を奏するを得たりしが如し。而して十二年教育令の發布は世の誤解を招きて興學の氣勢を挫き、且西南の役の餘響は商況の不振を來たし、を以つて十三年に於いては上進の機運は頓挫を見るに至りしが幸にして十三年末教育令の改正により狀勢漸挽回するを得、次いで十八年に至り惡疫の流行と稀有の洪水とは初等教育に非常なる打撃を加へしのみならず全國は積年經濟上の困弊せるあり。しかのみならず授業料徴收法の實施は本府下の如く學制の初期以來力めて之れを避けたる地方に於いては著しく向學を妨ぐるの悲境に向はしめしが十九年小學校令の發布より義務教育の聲漸高く、徳性の涵養と體育の奨励とを以つて學制時代に於ける智育の偏重を補ひ制度稍備はり、授業料徴收の如きも月を重ね年を遂ふに隨ひ之れに慣れなば意となさざるべく經濟界の復舊も亦近く來たるべきを豫想し敢て強制を加ふることなく徐に民度に適合せしむるの程度を以つて校令の施行を力めしに、果然廿二三年の交に至り經濟界は農産の豐饒に伴なひ盛況に復し隨ひて向學の氣運亦挽回するを得たり。殊に其の二十三年に於いては小學校令の改正あり此れに附帶せる諸法規の發布と共に文部大臣は特に訓令を發して義務教育の普及

上進に關し諭示せらるゝあり、その劈頭に於いて普通教育ノ要ハ人ヲシテ人ノ人タル道ヲ知ラシメ日本國民タルノ本分ヲ辨ヘシメ社會及國家ノ福祉ト品位トヲ増進セシムルニ在レハ人トシテ此國ニ生活スル者ニハ何人ト雖普通教育ヲ受ケシメサルヘカラズ是レ國家ノ當ニ爲スベキ所ノ責任タリ各人ノ當ニ盡スヘキ所ノ義務ヲリ而シテ市町村ニ命シテ公費ヲ以テ小學校ヲ設置セシメ各人ヲ督責シテ兒童ヲ就學セシムル所以ナリトありしを以つて管下向學の氣勢挽回の好期に際し義務教育の名を以つて之れを強制するに適當なる時機たるを認め、銳意之れが施行に力むる處なりき。故に二十五年以後狀勢頗振ひ好學の氣運動々として興るを見るを得たりき。

二十七八年の戰勝の餘慶は國運の發展を致し、延いて教育上著しき進運を促したるを以つて機逸すべからずとなし督責獎勵具さに加へ茲に頗旺盛を見るを得たりき。而して體育獎勵も亦此の時より上下の共に認知する所となりたるのみならず三十一年學校衛生に關する諸法規の發布あるや學校醫の設置に、生徒身體の檢査に、或ひは設備の改良に種々の企畫をなし又各種傳染病の豫防に消毒清潔法の實施等をなせり。而して此等衛生上の施設は直接學校衛生上に効果を奏したるのみならず延いて家庭に及び個人及び公衆衛生上にまで公益を及ぼし教育の效果として大いに賀し、且數ふべきものとなれり。

三十三年小學校令の改正あるや更に初等教育上の一進歩を見るべき制度の改良に遭遇せしを以つて那市長を召集して要旨を訓示し、郡視學及び學事主任書記等を集めて施行細目に關し指示を加へ以つて改正の要旨を實施して愆る所なからしめき。今や本府に於ける初等教育は法規の改進と民情の發展とにより昔日の舊態を脱したりといへども尙將來之れが普及と上進とに關し努むべき餘地少なしとせず。故を以つて常に監督を密にし獎勵を怠らす國民教育上遺憾なきに至らんことを期せん。

第一節 就學の狀況

以上學制發布以後に於ける初等教育の變遷を概説する斯の如し。以下節を分ちて之れを細説せん。

學制實施の初に於いては、いまだ就學督勵の道わらざりしが漸次學校の設立を見るに隨ひ明治九年初めて入學催促狀と稱するものを設けたり、則左の如し。

入學催促狀雛形

貴下令息女何某

右正ニ學齡ニ及ヒ或ハ過キ候ニ付テハ早々入學可有之候也

年 月 日

學 區 取 締 印

郡 區 村 町 何 番 地

何 某 殿

而して毎年三月六月九月十二月の四回を催促期とし學區取締及び學校世話掛をして毎戸に就き之れを示して其の餘白に承諾或ひは病氣、他行又は他行先にて就學、若くは私學に入り或ひは家に師を迎ふる等の答申をなさしめき。殊に晝間就學し得ざるものゝ爲に夜學土曜學校等を設け半日教授又は一科を限り修學せしむる等の便宜を計り、且久しく學に就く能はざる者の爲に下々等小學校を設け教科を簡易にし修學期間を短縮し以つて新制度教育の一端を授くることとせり。斯の如く督勵に力むと共に教科の簡約なるものを設けたるを以つて爾來大いに就學の増加を見るを得たりしに十二年に於ける教育令の發布は誤て世人に自由教育の批評を受け爲に公學の廢止を企てたるもの亦

少なしとせず、加ふるに十年西南の變亂ありしより世は革命の來たらんを誤想し、喧傳益々恐怖心を起し、隨ひて商界の不振を來たし、に伴なひ以前は上進の氣運を有せし就學の狀況も漸次不良なる成績を現し、がついで十三年改正教育令の發布により其の第十五條に基づき就學督責規則を定め十四年十二月甲第二百六十三號を以つて之れを布達せり、是れ本府就學上に於ける最初の規程なりとす。

斯して之れが實施を勵行すと共に學齡兒童中教科不完なる私學に入るものあらば學務委員に於いて之れを差止めしめ、小學校にあらざる學校に於いては小學校授業時間内學齡兒童を教授することを得ずと規定せり。かくて其の督責の効果漸發輝せんとせしが累年經濟界の不振尙いまだ醫むざるを以つて著しく良好なる成績を見るに至らざりしかば郡區村に於いては更に貧困者の爲書籍器械衣服、履、傘の類を貸付するの道を講じたるありといへども尙意の如くなるを得ざりき。然るに十八年府下未曾有の大洪水ありて沿岸郡府は毎戸倒産の悲境に陥り、救恤の惠與により纔に生命を保持せる輩頗多かりしを以つて廢屋寺院を修め一時學校を開きて教育の一日も忽にすべからざるを勸誘せしといへども容易に舊態に復するを得ず、しかのみならず二月麻疹の流行は幼童の就學を妨げ其の初秋の候に方りては惡疫の流行猛烈を極めたるの不幸は殆管內各郡市を通じて殘す所なかりき、其の十九年に於ける就學成績の退歩し翌二十年に於いて頗著しき不良なりしもの又已を得ざる所なりとす。而して十八年八月文部省達第八號を以つて、自今町村立學校ニ於テハ授業科ヲ徴收セシムベキモノトスと規し其の徵集方法及び其の額等に關しては土地の狀況を酌量し便宜に出づるを得しめられたりといへども反りて多少就學を阻礙して彼の不良成績を助長せしむるに至りしもの、如し。

而して十九年小學校令發布以來年を送ひて弊習漸脱し文運亦月に進歩の狀を呈せしを以つて徐々として増加の傾向を現はすを得たるのみならず義務教育の事漸次細民の了解する所となり、降りて二十三年には農産豊にして商況舊に復し、向學の氣運聊挽回せんとするに際し小學校令改正せられて規定稍詳密を加へ、本府も亦同令第二十四條の規定に基づき二十五年府令第二十號を以つて學齡兒童の就學及び家庭教育に關する規則を發布し、就學猶豫、免除申請手續、就學督勵取扱手續及び監督方法並に區内學校以外に於ける就學上の規定等を定め、廿六年には訓令第六十號を以つて女子就學の奨勵を促したるのみならず學齡簿及び督責手續の施行如何を調査せんがため本府學務課員を管内に分派して周く各町村につき之れを査察せしめ、其の巡察の結果として翌二十七年訓令第二號を發して更に事務の進歩上遺憾なきを期せしめ、同年府令第十三號を以つて就學の猶豫又は免除を得たる者といへども保護者の便宜により相當の教育を受けしめたるものは市町村立小學校につき尋常小學校の教科卒業の認定を乞ひ試験を施し證明書を交付して義務修了者たらしむるを得べき道を與へ、同時に訓令第五號を以つて指示する所ありき。次いで同年八月小學校令及び同施行規則の發布ありしを以つて十二月府令第七十三號を發布して學齡兒童就學及び家庭教育に關する規則を改正し同第七十六號を以つて夜間又は通常教授時間外に於ける就學者の便宜を計らしめ、其他従前の規定に改正を加へ更に次學年に於ける就學督責事務開始に先だち訓令第八十一號を發して前年に於ける成績を公表し以つて各郡市の反省に資せり。而して此の表示方法は此の一年に止まらずして爾來年毎に之れを行へり。

翌年一月郡市學事主任、書記、郡視學を召集して之れが細目に關し指示する所あり、且改正小學校令及び同施行規則により規定せられたる就學手續並に學齡簿等に關し實施上の方法等につき妥協攻究

を加へ、又、年長就學兒童に對する特別學級の編制及び教科の程度等に關する方法を講究して猶豫者の就學便宜を計る等、専心一途之れが普及に盡瘁せしめんことを企圖したりき。而して成績公示の方法は市郡町村もまた府の方法に準じて之れを行ひしを以つて一般向學の氣運を促進するを得たりき。其の主任者の召集の如きも爾後恒例となせり。又郡に於いては就學督責事務の開始に際しては各町村長を召集して訓示を加へ、各町村長は更に就學督責上これを數區に分ちて各學務委員をして專擔せしめて戸別調査を遂げしめ、且、統計の正確を保たしめんがため毎年四月市町村の學齡簿を檢閲せしめ、同時に府郡視學をして其の督勵の結果を實地につき調査せしむることゝなせり。斯くの如く督責を嚴重にすと共に一面之れを督勵するは避くべからざる手段たるを認め、府費を以つて成績佳良なるもの又は就學督勵に盡力せし吏員に對して表彰品を下附したりき。郡に於ける獎勵方法も亦之れに類するものあり、即、郡費を以つて貧困者に需用品を貸付し又は町村就學成績佳良なるものに賞品を附與せるあり、是を以つて目下なほ満足すべきの効果を收むるに至らずといへども蓋これ十年の昔日に比すれば實に長足の進歩として見るべきなり。

第一節 小學校

明治五年八月學制發布の翌日、文部省は布達して曰はく、教育ノ義ハ自今尙又厚シ御手入可有之候處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラズ加之其内不都合之義モ不少依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル學制ニ從ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學校設立可致云々と。是を以つて其の九月府立幼學校たりし大阪市内久太郎町及び平野町の兩小學校を廢し生徒は各其の區内小學校に入學せしめ、而して各區公學の開設と學規の改良とを促さんとして六年一月左の如く布達したりき。

先達テ海内一般ノ學制ヲ被定學問普及候様被仰出候ニ付布達ニ解釋ヲ加ヘ及布告候條篤ト遂熟覽御趣意ヲ奉職シ各區小學未ダ開校ニ到ラサル向ハ協力合心速ニ落成セシメ既ニ開校成ル向ハ區中ノ幼童一人トシテ就學セサルモノ無之様懇々一統ノ者ヘ可申論事
 前條ニ付私學トイヘトモ右制度ニ依違シ免許ヲ得テ開業可致儀ニ付府下從來私學開業ノ向中ニハ不都合ノ儀モ不少候間一旦悉令廢止候條改メテ相關キ度者ハ當府ヘ申出教則等巨細伺取リ了解ノ上願出可受免許事

而も學制の定むる所一朝にして克く施設を遂ぐべからざるを以つて明治六年まづ第一中學區に三十四、第二中學區に四十、第三中學區に二十七、第四中學區に二十、計百二十一小學を設くるの目的にて市街には一小區に一校を、鄉村には一小區に三四校を設け漸次學制の定規に及ぼさんとし、又、同九年下等小學校の外に下々等小學校を設け之れが分局を設立し或ひは夜學校土曜學校等を設け又一種の半日學校を設け廣く就學者の便に供せり。爾來、學區は漸次之れを増加せしが地區と一致せしめんことは到底望むべからざれども地勢の便宜により人口の多少を問はず一小學校を維持すべきものは一小學區とし、人口増加して就學多きに至りては更に之れを分離して一區一學を設け、茲に小區の數と小學の數とは常に同一となるに至れり。而して下々等小學校は小學校内に一局を設立せしが十一年小學課程を上、下、下々等の三種になし、而も下々等小學校を一校と見做したるを以つて校數に於いて著しく増加せり。又、同年に於いて私學の減少せしは之れ亦私學の變じて下々等小學校となりたるを以つてなり。抑、當時此の變則なる教科を以つて下々等小學を成立せしめしは地方の情況を斟酌し、就學の普及を企圖せし一時の便法に出でたるものなれば、後其の生徒を移して下等小學校に入らしむるに努めたりと雖、後年教育令の改正せられて小學校を設けたると小學校令發布に際して設

けられたる簡易科教場の設置との如きは蓋本府の創始したる此の下々等小學と其の理を一にせしものと謂ふべきか。

翌十二年に至り模範學校を一郡區内に設け以つて各校の標準となさんせり。當時本府教育は創設に際せしに拘はらず比較的優良なる成績を見るを得たるもの畢竟模範的施設を企てたるによるものにして、當時一等模範學校たるべき條件は次の六項を具備するを要したりき。

一、教員生徒の數に應じ授業行届くもの。

二、教場位置分配整齊にして淨潔及び光線空氣の通透其の當を得たるもの。

三、授業用器具圖書の全備せるもの。

四、庭園及び體操嬉具の兒童の心を遊娛せしむるに適ふもの。

五、其の學區内痲疾赤貧を除く外學齡にして不就學者なきもの。

六、積金の利子の校費の半以上を支ふるもの。

實に斯の如くんば現今の制度に於いても尙且模範學校たるの價值あらん、而も當時既に之れが規定を見る所以のもの洵に其の獎勵の急激なるに驚かざるを得ずといへども抑また教育上進の氣運の頗旺盛なりしを證するに足らん。同十三年末統計によれば校數著しく減少せり。是れ畢竟下々等學校を私立各種學校として小學校に算入せざることをなしたるによるなり。

抑十二年の教育令の發布たるや學制の繁褥を避け力めて其の法を寬にしたるを以つて偶々世人の誤解を招き漸次公學の廢校を試みんとする傾ありしが、幸にして十三年更に之れが改正を見るに至りしを以つて文化二たび進運に向かひ十四年以後公立小學校の増加頗多かりき。同年十二月天第百七十三號達を以つて公立學校設立規則私學開業心得等を發布し漸監督の實を擧げんことを計り、

次いで公立學校財產出納簿學籍簿等を一定し之れが整理を力めき。

小學校學區の制は十二年の教育令を以つて毎町村又は數町村聯合により公立小學校を設置すべき規程の發布と共に變更を來たし、同十三年の改正令により二たび之れが指定權を府縣知事の職權となせり。降りて同十六年告諭を發して通學に不便ならざる町村にありては便宜合併して維持の力を鞏固ならしめ以つて教育の完全を計るべきことを示せり。是れ當時民力疲弊に傾き教育上稍憂ふべき狀勢を呈せしによるなるべし。同十八年教育令改正あり、尋いで政府は土地に賦課する區町村費の制限を設け地租七分の一を超過することを得ざらしめしを以つて益々公學費の節約を要し、且同年に於ける天災は著しく其の必要を感せしめしを以つて不完全なる學校は之れを廢して經濟を合一したるより同年に於ける小學校數は之れを其の前年に比すれば約七十校を減少せり。而して一區域内に於いて初等中等高等の三教科を併置せるものを或ひは一校若くは二校となし其の他は初等科のみの學校となしたるあり、或ひは二三校を合して一としたるもありき。當時書籍器械其の他各般の用具の如きは都邑の公立小學にありては稍完備せりといへども郡村の小學に至りては常用器具の外十分の儲備なきもの夥多なりき。

十九年小學校令發布に際し學區の制を改めき。蓋從來學區の制は地勢の狀況と通學の便否とを圖り之れが區劃を設けしか到度行政區域に依るの便なるに若かざるを以つて區は一區長、郡は一戸長管理區域を以つて學區となせり。而して尋常小學校は郡區とも毎學區に一校以上となし高等小學校は區に於いては毎學區一校とし、郡にありては一學區若くは數學區に一學を設くるの制を立てき。但、郡村にして行政區域に依り難きものは聯區設置又は一學區に二校以上を設くることを得しめ以つて變通の道を開けり。二十年に至り僻陬の地及び貧弱なる學區に簡易科教場の設置を獎勵し、高等小學

校にして従來資力薄弱なるものは其の區域を擴張して之れを廢合し以つて經濟の基礎を確固ならしむるの方針を取りしを以つて翌二十一年に至り簡易料の増加に反して高等小學校は其の數を減少せり此の改正は積年困弊に陥りたる民度に適し萎靡に傾きたる教育を挽回するの動機となりしが如し爾來改正令の實施は漸次良好なる効果を奏せんとし廿二年市町村制の實施に際し(大阪市は特別市制を布かれたるを以つて此の時全市を以つて一學區となせり)便宜上合一となしたるのみならず近年困厄の境遇漸脱し農産豐にして商界亦盛況に復したるにより就學著しく増加し簡易料も亦漸次尋常小學校に變化するの盛運に向ふを得たりき。

同二十三年小學校令は改正せられ同廿五年廿六年の兩年間に於いて全部を施行せしが大阪市及び郡村に於いても町村若くは町村學校組合を數區に分ちたるもの少なからず而も何れも過去の狀勢と經濟上の關係とにより計をなしたるものなるを以つて當に教育上支障を見ざりしのみならず將來の發達を計る上に大いに適切なりしが如し此の時設備準則は文部省令第十五號を以つて發布せられしかば廿五年府令第二十五號を以つて設備規則を布達し以つて依違する處あらしめたりといへども一時に之れが改修を遂げしむるは經濟上の混亂を生ずる虞あるを以つて將來適當なる時機に於いて之れが改築を施さしめ別に教則に基づき諸帳簿及び其の細目を示して校舎の設備と校務の整頓とにより教科の進度を一層美大ならしめんことを期せり後同廿七年に至り就學の増加に伴ひ校舎の狹隘を告ぐるもの多く爲に新築若くは増築に着手せしもの少なしとせず是に於いて設備亦漸次整備の域に向かへり。

降りて三十二年に至りては高等小學校就學の數増加し各町村は相競ひてこれが設置を企て且組合立の解散して尋常小學校に併置せんとす者多かりき是れ向學の思念厚きの致す處に外ならずと

雖、狼に經濟の狀況を顧みずして一時の熱に乗ずるが如きは頗慎まざるべからざるを以つて特に左の方針を立て、郡市長に内牒を與へき。

高等小學校設置標準(修業年限二箇年ノモノ及ヒ組合立ニ係ルモノハ此ノ限ニアラス)

市町村立尋常小學校ニ高等小學校ノ教科ヲ併置シ又ハ一町村限り新ニ高等小學校ヲ設置セントスルニハ左ノ條項ニ抵觸セサルモノニ限ルモノトス

一尋常小學校ノ設備中左ノ各項ニ具備スルコト

イ設置負擔區域内ノ就學兒童數就學義務ノ既ニ生シタル學齡兒童ニ比シ管内ノ平均數最近ノ統計ニ依ル以上ニ達シ且在籍兒童數ニ比シ日々出席平均八分以上ニ達スルコト但就學ノ歩合ハ町村學校組合ニ屬スルモノハ其組合内ニ於ケル平均數ニ依ルモノトス

ロ義務教育ヲ卒リタル兒童數就學義務ノ既生シタル學齡兒童ニ比シ管内ノ平均數最近統計ニ

據ル以上ニ達スコト

ハ學級數ニ應シ相當資格アル教員ヲ配置シ平均月俸義務額ニ達シテ尙將來ニ持續シ得ルモノニ校地校舎及校具ノ設備完整セルモノ

二設置スヘキ高等小學校ノ設備ハ左ノ各項ヲ具備スルコト

イ高等科ヲ修ムヘキ生徒ノ數併置ノ場合ニ在テハ少クトモ四十人以上單獨ノ學校ニ在テハ二學級以上ヲ有スルコト

ロ學級數ニ應シ本科正教員ヲ配置スルハ勿論其俸給ハ平均義務額ニ達シ且必要ニ應シ本科准教員及専科教員ヲ配置シ得ルモノ

ハ校地校舎及教授用器械ヲ整備シ得ヘキモノ

三、高等小學校設置ノ爲ニ尋常小學校ノ設備ニ完全ヲ缺クノ虞ナキコト

四、市町村ノ資力將來ノ維持ニ差支ナキコト

土地ノ狀況ニヨリ高等小學校設置ノ必要ヲ認ムルモ特種ノ事情アリテ將來本標準第一號(イ)并(ロ)ノ制限ニ達スルノ見込ナキモノハ特別ノ詮議ヲナスコトアルヘシ

ついで三十三年八月小學校令及び同施行規則發布に基づき三十四年二月設備規則を改め、三十三年十一月教育資金使用に關する規則を制定して設備費の貸付を實施せり。爾來各郡市とも設備の完成に意を用ひ、而して體操の設備は特に三十八年を限りて之れを猶豫し其の高等小學校に屬するものは四十一年を限りとせり、又多大なる學級を有せる學校にありてはまづ分敷場を獨立せしめ經濟上の狀勢に照し向ふ三年乃至七年に於いて編制規則と設備規則とに抵觸せざるの實況を呈せんことを期せしめ、次いで學事通則の改正により積立金の制を立てられしを以つて漸次設備完成の目的を以つて之れに着手せしもの亦少なからずとす。故を以つて今後數年の後に於ける小學校の設備は殆ど完成を見るを得べけん。

斯くして公立小學校の設置殆ど到れるを以つて私立小學校の設立は明治十四五年以後著しく減少し、殊に代用私立小學校の如きは全く其の影を收むるに至れり。現今開校せる私立小學校中最生徒の多きは偕行社附屬小學校にして尋常小高等兩科とも男兒のみを養成し主として陸軍出身者の子弟の集まる處とせり、又梅花女學校、プール女學校には尋常小學校を附設して女兒を教養し、信愛女子小學校、淇澳小學校は俱に尋常高等小學校たりと雖何れも五十人乃至百五十人を收容せるに過ぎず。此の他私立各種學校にして小學校に類するもの私立愛憐夜學校と三餘學校との二あり。前者は貧困等の事情により就學猶豫の許可を得たるもの若くは晝間修學し能はざる學齡超過のものに尋常小學校の學科を授くるものにして後者は平野紡績株式會社の設立に係り同社職工中就學猶豫中にあるもの及び二十五歳以下の無學者に對し尋常小學校の教科を授くるものとし其の經費は會社之れを負担し授業料を徴せざるは勿論、授業用具は之れを貸與又は給與せり。抑貧民又は勞役子女の就學に關しては夙に訓諭勸誘せる所あり、今や此の種の施設各工場に波及し漸次開始の道を講ずるもの亦少なしとせず。初等教育普及上大いに慶すべきこととす。

第三節 教科の變遷

明治五年五月課業教則を編制し之れが施行を試みしが偶々同年八月學制の發布あり同十一月小學校教則概表の布達あり、越えて翌六年五月改正小學校教則の文部省より達せられたるを以つて同年九月之れに基づき東京師範學校教則を斟酌して上下兩等の教科を定めき。當時文部省の定めし教則は上下二等とも各八級に分ち毎級を六箇月となし各四箇年を以つて卒業するものとし、其の學科目は概左の如し。

下等、綴字、習字、單語讀方、算術、國體學、口授、修身、口授、單語暗誦、會話讀方、單語書取、讀本、讀方、會話暗誦、

地理讀方、養生口授、會話書取、讀本、輪講、地理輪講、物理學輪講、書讀、細字、習字、書讀、作文、史學輪講、細字、速寫、畫、幾何、博物、化學、生理

上等、算術、地理、輪講、物理學、輪講、書讀、細字、習字、書讀、作文、史學、輪講、細字、速寫、畫、幾何、博物、化學、生理

各科溫習

同九年學則を改めて晝間業務に従事して就學の餘暇なき者又は丁稚兒傳等の如き專學に就く能はざるもの、爲に下々小學を設け教科を簡易にし授業時間を短縮して通學路次の遠近を計りて午前午後の半日教授をなすことを得しめ、或ひは隔日出席、三日一次出席又は土曜教授等の方法を開始せ

しめ、皆讀書、習字、算術等の初歩を授くるものとなせり。此の時又女紅部の教則を定め女子就學を勧誘して實用上の技能を授くるの道を開けり。各種學校の章參照、翌十年課業表を改め下等小學にありては讀物、講義、暗記、口授問答、算術、習字、書取、作文、算術、幾何、記簿、作文、習字、算術、體操、唱歌、當分課せずとし上等小學にありては讀物、講義、暗記、口授、算術、幾何、記簿、作文、習字、算術、體操、唱歌、當分課せずとせり。而して其の讀物には下等にありては内外地理歴史を加へ上等にありては地理歴史博物、理科生理等を課せり。試験は三種に分ち月例定期大試業とし、月例により其の優劣を判じて席次を進退し定期に於いては進級の可否を定め、而して毎等科の終に大試業を行ひ卒業を認定せり。當時大試業に限り師範學校に於いて之れを行ふこと、し然らずば監視官を派遣して試業一切の事を司らしめ其の校の教員に干與せしめざるの方式を採りしが如し。以つて智育に専心なる時代に於ける狀況の一斑を知るに足らん。

然るに十一年の末に至り下等小學の階級を六とし、毎級の習業を四箇月間と定め滿貳箇年を以つて卒業せしむること、改めき、義務教育に屬する下等小學科の修業年限を半減したるは頗過激なるが如しといへども従前定めたる課程は時創規に屬し一般學生の學齡或ひは學齡の半を過ぎ又は従前他方面に於いて或種の教育を受けたる者多きを以て稍高尚とすとも敢て困難ならず、然れども今や學規一定して初歩の者は必六歳の齡より始まれるを以つて其の學齡と知能とに比例し其の程度を計らざるべからず、況従來の通習を案するに中人以下の子弟の如きは其の學に在ること概三年に過ぎず。之れに四年の久しきに堪ふべきを強ふるは聊苛酷たらざるを得ず、殊に學齡は即小學を學ぶべき期限を示したるものにして必しも八箇年間在學せしむるの意にあらざるの理由に出でたるものにして、蓋當時教育會議に於ける決議と學校の實情とによりかゝる果斷に出でたるものなるべし。而して此の種の學校は主として村落に行はれ上等小學は多く市井に設けられ、上等小學科は八級とし

每級六箇月即四箇月を以つて卒業期間となせり。又彼の下々等小學の教科は従前に異ならざれども等級を分ちて四とし學期を十六箇月とし、其の業も亦普通學の階梯を學ぶに止め半日教授又は隔日教授等地方の情況に任し、が十二年教育令發布に際し同令第三條により各教科の學科目を左の如く規定せり。

下等、讀物、習字、算術、物課、修身、綴字、地學、史學、養生、作文、物理、

博物、書學、嬉戲、體操は之れを増科とし土地の狀況と生徒の性質とに依り之れを授け唱歌は當分

之れを缺くこととし、而して此等の増科を授くるときは他の學科時間より之れを差繰るものと

せり。(嬉戲は五歳の教養、即音聲の強弱、異同、彩色の濃淡、異同、諸物の輕重大小、長短、及び其の而體の形狀、粗密等の一斑を授け其の心目を娛ましむるを旨とせり。)

上等、讀物、習字、算術、物課、綴字、地學、史學、作文、書字、博物學、幾何學、物理學、
修身養生は生徒身上に缺くべからざる條項を選び談話を以つて之れ授け、男子の體操、女子の裁縫を課せんとする時は正課外適宜時間を定めしめ、珠算は生徒の望により正課内外の時間を差繰り教授するは學校の適宜たらしめき。

而して下々等小學校は小學校の正格に合はざりしを以つて此の時より之れを私立各種學校と見做せり。

同十三年改正教育令の發布せらるゝや次いで翌年五月文部省達第十二號を以つて小學校教則綱領は布達せられき。是に於いて本府は之れに基づき十五年二月教則を改正して小學科を初等、中等、高等の三等とし、初等科の修業年限を三箇年とし之れを六級に分ち修身、讀書、習字、算術の初歩及び體操を課し中等科の修業年限も亦三箇年とし六級に分ち學科を修身、讀書、習字、算術、地理、歴史、圖書、博物、物理の初歩及び體操とし特に女子の爲に裁縫の初歩、容儀を授くるものとなせり。而して高等科は之

れを二箇年の修業期とし四級に分ち學課を修身、讀書、習字、算術、地理、圖畫、博物、化學、生理、幾何、經濟の初歩及び體操とし特に女子のために經濟に換ふるに家事經濟を以つてし、且裁縫容儀を授くるものとなせり。又その年中授業日数は約二百六十日とし初等第六級を除くの外は毎週二十八時間を定則とし、裁縫容儀は習字、圖畫、作文の時間を割きて之れに充て體操は毎日正課外凡二十分間を以つて之れを課することゝなせり。同年小學試驗規則を制定せりといへども既記十年改正の方法に異なるなく、卒業試験の施行は師範學校教員を以つて之れに充て月例定期の二種は特に數校の聯合により施行することを得しめたるの相異なるのみ。

同十八年教育令改正に際し小學教場と名づくる簡易小學校の設置を以つて小學に代用するの制を立て同年十一月達第十二號を以つて小學校教場設立の條件を規定せられき。是に於いて本府が明治十年前後に施行せし下々等小學科に類せる簡易なる教科を授くるもの再現するに至れり。翌月文部省達第十六號を以つて小學校の學期を一箇年となすべき旨布達あり、越えて翌年四月小學校令の發布となり其の翌月を以つて小學校の學科及び程度は文部大臣の定むる所を以つて省令第八號により全國一様に施行せらるゝことゝなれり。而して同月更に訓令第一號を以つて小學簡易科、小學校の變化したる名稱、要領を示されしを以つて其の十一月小學校規則及び小學簡易科教場規則を制定し學年の始を四月となし高等小學の授業時間を毎週三十時となし女子は裁縫を課するか爲に一日一時間を加へて三十六時となせり。又溫習科は土地の情況により知事の許可を得て之れを設くることを得しめ學科は凡べて省令の規定に従はしめき。簡易科にありては修業年限を三箇年とし一週十八時を授業時間と定め讀書、作文、習字、算術の四科を以つて學科目となし生徒六十人以下は學級を分かつことなく八十人を以つて一教員受持の限度と定めき。

初等教育の學制は十九年に於いて著しく改進したりといへども更に一大進歩を致し、ものは二十三年小學校令改正の結果といはざるべからず。何となれば其の大方針に於いては大差なきが如しといへども時常に市町村制實施のときに際し義務教育の施設上更に一步を進めざるべからざるものあり、其の改正令に附帶せる諸法規の省令として發布せらるゝや特に本府は學務係、師範學校又は小學校教員等より委員を設けて施行上に關する調査をなさしめ、校令及び省令の規程に従ひ其の標準に基づき二十五年府令第四十一號を以つて小學校教則を發布して學年の終始、年中休業日、授業時間及び其の終始各教科目の要旨及び程度、教科課程、教授細目、成績考査及び試験卒業並に夜間又は通常時間以外の教授補習に關する規程を定めき。當時單級學校五十一校ありしが是等は何れも簡易科たりしものに屬せり。修業年限は高等尋常とも四箇年のもの大多數にして其の他は頗僅少なりき。是れ尋常小學にありては多く従來の修業年限を繼續せしによるものにして、又往々義務教育として其の必要を自覺し事の茲に出でたるものなしとせず。又其の三箇年の修業年限たるものは爰に簡易科たりしものとす。加除學科目に對しては尋常小學校にありては唱歌、圖畫、裁縫を加ふることを望み又間々地理歴史を加へしものあり、而して體操は僻假の地にありては之れを缺くもの多く高等小學校にありては外國語(英語)を加ふることを企望するもの頗多かりき。

翌二十六年女子の就學を奨励せんがため特に訓令第六十號を發して尋常小學校に裁縫科を加設するに力め、降りて同三十二年に至りては體操科を必須科となさしめて體育の奨励に力めき。越えて三十三年に至り現行小學校令及び同施行規則の發行に際しては郡視學及び郡市學事主任書記を召集して新令施行に關し指示を加へ學科課程の如きも力めて文部省所定に適從して異なるなからんことを企圖せしめ、加設科目に對して國語又は算術より時間を割きて之を設けしめ、而して教授細目成

蹟考査の方法の如きも亦各學校長をして深く考慮を加へて法令改正の本旨を愆るなからしめき。裁縫専修科は明治廿六年府令第百二號を以つて之れが設置手續を規定せしを以つて其の嚆矢とす。蓋女子就學の氣運開けず且風紀上大いに矯正を必要とするの場合に遭遇せしを以つて尋常小學校卒業者又は學齡超過の者に對し主として裁縫を科し修身科を必須科に加へ各種の手藝及び點茶生花等生徒の志望に應じ之れを科すること、せしを以つて成年女子の來たり學ぶもの頗多く而して此等は何れも小學校に附設したりしを以つて經費の多大なるを要することなくして女兒教育上大いに効果を奏したるを見るなり。同三十三年小學校令の發布に際し之れを各種學校となすや組織一變して獨立の學校となれりといへども其の狀況は依然として昔日の専修科に異なるなしとす。補習科の設置は明治二十三年小學校令の規定に始まり同二十五年七月訓令第三十六號を以つて其の教科の細目手續を定めしに起れり。而して其の設置の狀況を案すれば尋常小學校に附設せる者の多くは高等小學校に通學するに不便なる個所に於いてせるが如く、高等小學校に附設せるものは女兒正教科の修業年限を二箇年とし而して之れに補習科を加へ以つて四箇年の修業期を短縮して早く卒業を企圖せる中人以下の子女の就學に便し其の以上修業者のために補習科を加へ之れが不足を補ふこと、せしもの、如し。又郡村に於ける高等小學校中農業科を修養せしむる目的を以つて之れを設けしもの一あり、故に其の狀況は尋常科にありては代用高等小學校の觀なき能はざるなり。されば同三十三年小學校令の改正と共に二箇年高等小學校の併置を奨励せしに際し是等は直ちに高等科に改まりて補習科の附設數は著しく減少せり。今や變則的補習科は消滅して將に之れより新令の規定に基づきたるもの、設置を奨励しつゝあるを以つて此の種の施設は後年を期せざるべからず。

第四節 教員

小學教育の効果を收めんには教員其の人を得ざるべからざるは明らかなるが故に之れが選叙を慎み其の修養宜しきに適ふものを以つて之れに當らしめざるべからず、師範學校は即此の種の素養を與ふるの機關にして此の機關の外なほ他に其の供給を得んとするは抑も一時の便宜に出づる者と謂はざるべからずといへども是れ亦已むを得ざるなり。是を以つて學制第四十章には小學教員は男女を論せず年齢二十歳以上にして師範學校卒業免狀或ひは中學免狀を得しものにあらざれば其の任に當たることを許さずと規定せられき。然りとていへども學制實施の初期に於いては、いまだ師範學校の施設なかりしを以つて別に一時の便宜なからざるを得ず、是れ即學制第四十二章第二項に於いて第四十章の規定は其の目的を示すのみにして數年の後を待ちて之れを行ふものとし其の第四十六章に小學教員は男女の差別なく其の才により之れを用ふべしと定められたる所以なるべし。是を以つて本府は學制實施に際しては從來開業せし私學師匠を檢定して一科又は二科の教員となし之れに従事せしめたる外別に官立師範學校卒業生を巡回教師として生徒に最緊要なる修身、養生口授をなさしめ僅に一時を凌ぎたりといへども永く此の如き狀態を以つて持續すべからざるや明かなるを以つて明治七年教員傳習所を開き師範教育の端緒を始めて現任教員を講習し、翌八年遂に師範學校となして茲に養成機關の基を立て、次いで二十三箇の分局を地方に開きて小學校在勤の變則教員を陶冶したりき。此年教員の給料等差を定め訓導は一等より五等までとし訓導補は一級より三級に至り其の等級に隨ひ給料所得の個分を立つ、即五等訓導を壹個となし漸次増加しては一等訓導一個五分に至り遞減しては三級訓導補六分に止む、而して其の個分に應じて給料を供し其の法一校生徒

の全員を拾五錢九厘に乗じたる金額を其の校俸給の總額とし在勤教員の個分に按分して配付せり。越えて翌九年に至り賜金の制を立て給料以外に心付々と稱して寺子屋時代の遺習に屬する臨時贈與の弊を矯め兼ねて其の精勤を奨励せり。

同年又俸給支給方法を改め一等訓導月給十八圓乃至二十圓、二等訓導十六圓乃至十八圓、三等訓導十四圓乃至十六圓、四等訓導十二圓乃至十四圓、五等訓導十圓乃至十二圓、一級訓導補八圓乃至十圓、二級訓導補六圓乃至八圓、三級訓導補四圓乃至六圓、助教二圓乃至四圓となし、十一年之れを改めて其の小區分を廢し大別して訓導は十圓以上二十圓、訓導補は四圓以上十圓、助教は二圓以上四圓と定め、而して其の定限内に於いて額の多少を定むるは都べて教員と學校世話掛との契約に任せたりき。

師範學校は創設以來教員の需要に應せんがため其の時宜に適當するの策を取り爲に屢々教則を改め或ひは上下二等に分ち或ひは講習的速成をなし時に貸費の制を立て、入學者の便宜を計り町村選舉生を募りて供給上の便法を設け、而して卒業證書を三等學業證書に區別して一等證書を五箇年、二等證書を三箇年、三等證書を二箇年の有効となし、有効満期の後は更に試験を行ひ新たに證書を授與して等級を上下し、且卒業證書以外に教授適任證書を設けて既に學業證書を有せる教員にして實地の成績ありて其の區郡學監の保證狀及び府學監の實視により學務課長師範學校長及び府學監の連名裏書を以つて之れを附與することを定めき。此の適任證書は即管内終身有効の性質を有せるものにして管内何地に到るとも二たび試験を要することなく、以つて其の勤功を表彰するの具となせり。但此等は年齢二十一歳以上にして品行善良なるものに限り、且數年管内の小學教育に従事し功勞ありたる者より選拔するものなれば極めて少數たるべきは勿論なりとす。同十二年教育令發布せられて其の第三十八條に公立小學校教員は師範學校卒業證書を得たるものと定められ第二項に於い

て教員たるに相應せる學力を有する者は妨なしと除外例を開きたること學制に異なるなしといへども、師範學校は當時教員養成の外は教員學力判定の機關となれるを以つて見れば小學校教員の供給は一に師範學校の事業に専屬せしめたりしは明らかなり。

翌十三年改正教育令の發布ありて其の第三十八條但書により卒業證書を有せざる者は府知事の免許狀を得ざるべからざることとなれり。是を以つて小學校教員免許規則同品行検査規則を實施すべき場合となりしが其の施設いまだ整はざりしを以つて一時缺乏を補はんがため師範學校は毎月三回試験を施行し一面速成教員の養成に努めき。

之れを要するに明治十三年以前に於ける小學校教員供給の方法は實に此くの如き状態を以つて經過し來たりしが文教漸次發展を致し制度亦區々たるを默認すべからざるの狀勢を呈せしを以つて十三年に至りて教育令の發布せられしもの、如し、即同令に於いて小學校教員に關する諸規定は稍その規定を明かにし、資格に於いては師範學校卒業を本則となし、は從來に異ならざれども府知事縣令の免許を受くること、せしより免許制度こゝに始まり、其の任免手續(同令第四十八條)俸給旅費支給規程(同令第四十九條)亦定まれり。次いで翌十四年師範學校教則大綱の發布ありて師範學校の教則は確實なる制定を見るを得、しかのみならず同年六月小學校教員心得は文部卿の名を以つて訓示せられき。之れを彼の學制の末年に比すれば資格決定方法一整理を見しと共に其の待遇も亦確實なる手續を以つて擔保せらるゝを得たりと謂ふべきなり。

法規の定ある斯くの如し、是に於いて本府は明治十五年二月甲第二十二號を以つて小學校教員免許規則を制定し其の五月之れを實施し、ついで免許規則及び其の實施上に關する手續法を布達すと同時に公立小學校職員名稱等級月俸並に準官等を定め甲第十八號を以つて之れを布達せり。即、訓導は

七等拾圓に始まり一等貳拾五圓に終り、準訓導は三等七圓より一等九圓に至り、補助員は四等助教五圓より一等助教八圓迄とし、又補助員に限り之れを標準となし、町村の事情により知事の認可を経て之れを増減することを得しめ、其の他に在りては之れが増減を許さず、而して別に月俸旅費等の支給規則を制定せしを以つて是れより小學教員は其の待遇の上に著しき進歩を見るを得たるが如し、又師範學校教員は文部省所定の大綱に基づき制定せられ、卒業生の外別に請求試験満期試験の二種を設け、即ち甲は入學せずして學力の檢定を受け、卒業證書を受くるものにして、乙は卒業證書の有効満期に際し更に學力の試験を経て新たに卒業證書を受くるものとせり、是を以つて十五年以後に於ける小學教員の供給及び補充は師範學校に於ける養成、師範學校卒業生と認定、同校に於ける請求卒業試験證書及び有効繼續(同校滿期試験卒業證書)の三種とし、別に府知事の免許免許規則により得たる免許狀を以つて之れに應ずることなれり、現今に於ける教員養成及び補充の方法に比すれば其の細目に於いて多少の異動ありといへども大體に於いて其の軌の一なるを見るべし、故を以つて教員資格及び待遇に關することは此の時代に於いて一新したりといふを得べきなり。

爾來小學教科の變更及び教員資格の改正に際し或ひは免許規則の追加又は更正をなし或ひは實施の狀況に照して改善を加へしこと少からずといへども要するに漸次其の規定を精密となし以つて其の選擇を審にし日進月歩の氣運に後れざらしめんことを計りしに外ならず、獨遺憾といふべきは、小學教員官等俸給の十八年に於いて改正せられし事なり、今その改正の要點を案するに等級相當の俸給額は同規則の定ありて町村の増減を許さざりしを俸給支給の範圍を擴張し其の範圍内に於ける支給は町村の任意にあらしむるの便宜を開きたるに在りて、是れ或ひは社會の進運に伴ひ干渉の度を減じ以つて自治の妙用を得しむるの本旨に出でたるが如しといへども其の改正の結果は

寧教育上憂ふべきの狀態を現じたるによりて之れを察すれば實際の進歩に出でたるにあらざりて當時社會の狀勢已むを得ざるにありたるを知るなり、蓋、頻年民力の凋衰と商界の不振とに加ふるに十八年に於ける洪水惡疫は大いに經濟上の恐慌を來たし、爲に教員俸給の如きも法定の支給に堪へざるもの往々にして之れあるを以つて事已むべからざるに出で遂に多少の斟酌をなし得べき範圍を設けたるなるべし、然るに此の改正あるや果然各區町村とも殆約せしが如く教員俸給の約一割餘の低減を行ひしを以つて有爲の教員の腫を繼ぎて退職するの不幸を見るに至りしは教育上頗遺憾とすべき現象といふべきなり、幸に之れが補充は免許試験を年四回を以つて舉行したるがため員數に於いては敢て著しき變動を見るに至らざりしが如し。

翌十九年小學校令は發布せられ之れに附帶せる諸法規亦次いで布達せられき、是に於いて教科の變更に伴ひ教員資格の異動なからざるを得ず、況、同年勅令第十六號諸學校通則の發布ありて其の第四條には、凡教員ハ文部大臣若クハ府知事縣令ノ免許狀ヲ得タルモノナルベシト示されたるを以つて従前師範學校卒業證書を以つて直ちに其の資格を構成したるものも爾後更に免許の手續を経て免許狀を受得せざるべからず、語を換へて言へば従前は師範學校卒業證書を有せざるべからざるの規程は一變して免許狀を有するものに限らるゝに至れり、教育令の時代に於いては免許を以つて一の便法と見做ししもの今や本則となり主客相轉するの觀なくんばあらざるなり、而も其の實質に於いては師範學校は小學教員を養成する機關たるに異なるなく、畢竟此の免許を與ふるに標準となすべき要素を有せるを以つて見れば内容に於いて敢て異なることなしといへども形式に於いて著しき更正ありたるを以つて法規の上には一改新の機と見ざるべからざるなり、乃、同年文部省令第十二號小學校教員免許規則に則り之れが細則を制定して免許手續を一新し、同時に従前授與したる

卒業證書又は免許狀の効力に對し之れが追認をなし或ひは有効期限を延期し以つて一時に教員の不足を生ずるが如きとなからしめき。かくて従前授與せし體操科教授免許狀を有する者は其の有効年限内授業生たることを得しめ、従前免許規程中缺科したる唱歌體操裁縫の三科に限りては特に學力試験を行ひて其の科授業生免許狀(今の専科に相當す)を授與することとし、有効満期に近づきし者には無條件又は實地視察のうへ三箇年間之れを延期したりき、しかのみならず教員俸給も亦改正し尋常小學校、高等小學校によりて階級を設けたり。即尋常小學校訓導俸給額は二十五圓以下十圓以上とし、初等師範學校科卒業證書を有して尋常科訓導たるもの限り六圓まで減給し得べきこととし、高等小學校訓導は三十五圓以下十五圓以上とし、中等師範學校科卒業證書を有するものは十二圓まで減給することを得しめ、且一科若くは數科の免許狀又は授業生免許狀を有し有効延期となりたるものは他の教員又は授業生に比し俸給の幾分を低減せしめて資格上より其の待遇を異にせしめ、而して授業生の俸給は學校經濟の都合を計りて日給となし、を月給と改めたるが如き何れも改正過渡に際し適應の方法を取りき。

爾來、小學校教員假免許規則を定め教員免許規則及び授業生免許規則等を改正増補し以つて時宜に適せしめ、或ひは職員職制を定め任免手續を改めき、然るに同二十三年小學校令の改正せらるゝや茲に二度改新の機に達せり。蓋此の改正小學校令は規定せる所頗詳密にして以つて、進歩的國狀に後るゝことなく主として義務教育の普及上達に力められしを以つてなり。今その教員に關する規定の要旨を擧ぐれば正教員准教員及び代用准教員の別を設け、教員は免許狀所有者たるべきを限定し、免許は文部省又は府縣に於いて檢定委員會の檢定を経て合格するを要する事とし、學校長は訓導より兼務することとし、改め、公立小學校長教員の進退は府縣知事に於いて之れを行ひ、待遇法を定めて之れ

を優遇すと同時に懲戒處分法を制定して義務の條件を明示し、而して其の進退に關するもの及び服務規程並に檢定委員會及び其の方法は文部大臣をして之れを規定せしめ、以つて學政上大いに慎重を要する者を劃一せんとし、俸給旅費その他の諸給與は之れを一定指示するは却りて地方自治の妙用を缺き經濟の事情に適合せざるべきを以つて之れが規定は府縣知事に任せ、而も事待遇に關するを以つて其の規則は文部大臣の認可を経べきことに定めて放漫に失することなからしめき。是を以つて校令の本旨に從ひ省令の規程に則り規則を制し細則を定め、以つて益々其の選任を審にし其の待遇を厚くせんことに努め、而して免許狀有効満期の者に對しては同二十五年府令第十四號を以つて同年四月一日以後一箇年間に於いて満期の者は其の當時在職者に限り二箇年間延期し、翌年三月更に府令第七十號を以つて小學校教員檢定等に關する規則施行以前に授與したる小學校教員免許狀又は之れと同一の効力を有する小學師範學校科卒業證書にして同規則施行以後に有効満期のものは明治三十年三月末日まで効力を延期すと布達し、其の期限滿了に際し更に五箇年間即明治三十五年三月末日限の延期證書を其の當時現任者に限り授與せり、是れを延期の最終とす、以つて一時多大の失職者を出だすことなからしめき。

檢定委員には師範學校長、同校教諭及び學務屬を以つて之れに充て、甲種檢定は隨時、乙種檢定は毎年四月之れを開く事とし、出願者より誓約書を徴して合格の後管内に二箇年間就職の義務を負はしめ、圖畫音樂體操の一科又は教科は志願者の任意により之れを取捨することを得しめき。而して正教員免許狀は此の時より終身有効となれりと雖准教員にありては七箇年を限りとせり。又待遇に關しては尋常小學校訓導俸給を八圓以上參拾五圓以下とし、高等小學校にありては拾圓以上五拾圓以下と定め、准教員専科教員亦之れに準じて其の範圍を定め、以つて標準を示し、初任者の俸給を規定し、而も

同一學校在職の者には五年毎に現給額の十分の一の年功増給法を制定して勤績を奨励し、休職給の制を立て其の他の諸給與に於いても市町村經濟の狀況と勤務の狀況とにより力めて之れを給與せしむるの方針に出で、斯くの如く優遇を計ると共に一面増給を目的に轉任を企て或ひは聘用を争ふが如きとなからしめんがため轉任の際増給せしむるを制止し、且退職後六箇月以内に就職することを得ざらしめ、而して當時裁縫科教員となるべき資格を有するもの少なかりしを以つて十七歳以上にして授業に堪ふるものは一時囑托教員として之れを雇用せしめ、

然るに爾後國運は駁々として隆昌を致し文化大いに進みに法規の改定あるあり下に實狀の變化あり、ために是等諸規定は進歩的改正を加へられ檢定は乙種を年二回と改め以つて出願者の渴望を醫し、證明書の制を定め誓約書を廢して任意受檢せしめ、隨意科たりし體操科を必須科に加へたるが如き、其の他宅料支給の法を創出し俸給標準額を高めて最上級を判任官一級俸と同額たらしめ、初任者の制限を解けり、而して此の改正と同時に年功恩給法も亦廢止せり、是れ此の法は國家の實施せらるゝあるに際せしを以つてなり、次いで同三十三年小學校令及び同施行規則の發布ありしを以つて更に其の本旨に基づき諸規程の改正をなし以つて益々其の優遇を計り其の選叙を慎み之れが奨励を盛にし之れが監督を密にせり、又雇教員は此の時より公認せられて代用教員となれり。

教員の配置に關しては常に苦心なき能はず、即之れが養成としては師範學校生徒増員のあるあり其の他講習科の開設により或ひは檢定合格者により供給の道を具ふと雖いまだ數年の後にあらずば正教員を普く配置するの狀況に達すべからず、而して現任教員が職務の餘暇を以つて相會し講師を聘して一二學科を講習し以つて授業の改良と修養の後れざらんとを期せるもの頗多く、新刊教育的圖書雜誌の那村の手にまづ播かるゝの現象を呈せるが如きは大いに慶ぶべきことなり。

第五節 公學費及び基本財産

「教育ノ設ケハ人人自ラ其ノ身ヲ立ツル基タルヲ以テ學校ニ於イテ需ツ所ノ費額ハ生徒之レヲ辨ズベキモノナリトイヘドモ全ク生徒ノ負擔トナスハ生徒ノ力及バズシテ學業之レガ爲ニ滯稽スルノ恐レアリサレハ生徒ハ幾分ノ授業料ヲ收ムベシ官亦力ヲ計リテ之ヲ補助セン而シテ小學校保護ノ義務ハ小學區ニ在ルヲ以テ區内集會又ハ有志寄附金等亦之レガ助トナスベシ」とは學制の定めたる處なり、然るに本府に於いては授業料を徴收するは就學の上に甚阻礙あるの恐なき能はざるを以つて明治五年學費徵收法を定め區内集會を以つて經常費に充て建築修繕費は之を有志の寄附に待ち、而して文部省委託金は書籍器械の補充に使用したりき、當時區内集會は戸別賦課法となし、即、二小區を一千戸とし一戸六箇月毎に貳拾五錢を徴し(貧富により四等に分り、其の四分の三を以つて教員俸給に充て、額を雜費に供せり、但、五戸に一童の豫定を以つてせば一小區内二百人たるべし、生徒一人につき參拾壹錢二五の割を以つて教員俸給に充つるときは三人一人平均六箇月六拾貳圓五拾錢と豫算したるもの、如し、次いで賦課法は單に戸別によらずして地坪反別地種に應じて之れを課せり、降りて同九年夜學及び女子手藝學校に於いては貧民を除き拾五錢以内の授業料を徴收せしが尋常小學校に於いては尙いまだ之れを徴收せざりき。然るに當時生徒大いに増加し經費漸多きを加へたるを以つて賦課の輕減を望むもの多く、爲に生徒の身に應じ等級を分かちて授業料を徴收せんとするの議あるに至れり、翌十年に至りて他の學區より就學するもの、身分に應じて之れを徴收するの途を開きしが同十一年税法改定に際し區町村立の學校は人民の協議に任すべきこととなりき。

同十三年教育令の改正と共に文部省は地方自營の緒に着きしを認め補助金の支出を廢したるを以つて一時民費に増加を見るべきが如しと雖、十八年八月文部省達第八號を以つて自今町村小學校に於いては授業料を徴收せしむべきものとすと規定せられしを以つて其の徴收概則を設け各區郡を以て其の細則を定めて實施せしめしに、稍その財源の補充を得たりき。然りとはいへども數年來經濟界の不振に際し又天災疫疾の來襲を受けたるのみならず十七年土地に賦課するものは地租七分の一を超過するを得ざるの規定發せられし以來收入の減少と共に支出の減額を見たりき。

同十九年小學校令第八條に依り授業料及び寄附金等を以つて小學校の經費を辨じ能はざる場合に於いては區町村會の議決により區町村費より其の不足を補ふことを得しめ、隨ひて是れより授業料は漸次其の額を高めき。

降りて二十三年改正小學校令の發布により同二十五年府令第二十一號を以つて授業料規則を發布し、其の徴收額は學校設置當該市町村若くは町村學校組合又は其の區に於いて定めしめたりと雖金額は一人一箇月尋常小學校にありては五拾錢、高等小學校にありては一圓を超ゆることを得ざらしめ、一家二人以上就學の場合に於ける輕減及び負擔區外より入學せる者に増徴をなし得る限度其の他徴收方法を規定し、其の就學兒童の全部に對し徴集をなさざる場合に於ける手續は二十六年訓令第三十七號を以つて之れを規定せり。而して當時管内此の種に屬する町村は泉南部に最多かりしが、是れ多大の授業料を徴收するときは就學を阻害すべく少額の徴集をなさば敢て財源となすに足らざるのみならず寧ろ手續の煩を加ふるのみたるを以てなり。

同三十三年小學校令の改正に際し尋常小學校の授業料徴集を廢せられたるに方り郡村に於いては西成、五、三島、六、泉南一校を除くの外悉くこれが實施をなせりと雖何等負擔上に著しき影響を見ることな

く且爲に教育費の減少を來たし、ことなし、而して其の除外町村及び大阪堺二市に限り三十六年度限これを許可せし所以のものは從來有力なる財源の一部を占有したるを以つて今俄に之れが廢止を見るは大いに負擔上に影響ありと認めたるに因るものにして、中には或ひは設備費の積蓄財源に供せるものあり或ひは設備上に要せし公債償却の必要上れを認許せしもあり。

之れを要するに文教の普及は就學の増加を致し設備亦改新を加ふべき時機到れるを以つて之れが改築要築に要する臨時費も亦少額なりとせず、殊に社會の進歩と國運の趨勢とにより教員の待遇も亦昔日の比にあらざるを以つて公學費の巨額に上るは自然の狀勢なりとす。然るに敢て之れが負擔を辭することなきは頗賀すべきの現象と謂ふべきなり。

學資積立法は學制實施の初に於いて専苦慮を加へたるが如し。蓋當時學校創設に當り之れが基礎を確立せしめんには此の舉なかるべからざるを以つてなり。即明治六年區内人民の申合により家屋田面等賣買に際しては買主より千分の二十五を冥加金として之れを納めしめ永世保護法となし、府も亦之れが蓄積を獎勵せんがため委託金中より若干を割きて之れに補助したりき。爾來之れが蓄積法各種の方法に依り實行せられ或ひは區内糞尿及び池中の魚鳥の賣價を以つて之れに充つるあり、或ひは共有林野田畝より生じたる利益又は渡橋料の收入を繰入るゝあり、時には學校永續講と稱して講を興すあり、公債證書を購入して利殖するあり、甚しきに至りては人力車を購入し之れが貸貸より生ずる利益を蓄積するが如き、以つて如何に之れが蓄積に力めしかを察知するに足らん。然して此等積立金は新營費に使用せられたること亦少なしとせず、二十三年地方學事通則の發布に際し第十一條の手續を怠り爲に學校基本財産となすの機會を失したるもの亦少なからざるなり。

現今に於ける基本財産額はいまだ好良なる成績を得るに至らずと雖之れが獎勵を怠るなく爲に漸

次其の額を増加せんとするは喜ぶべき現象と云ふべし。而して其の財源を歳出の一部より繰入るゝ者と精算殘餘を編入する者との二種を常例とすれども目下各種の方法を諸究して之れが増値に力めんとするの機運に際會せり。彼の林野整理法によれる特質を受くるもの或ひは學林樹裁法の如きいまだ之れあるを見ざるは地勢上之れを實施するに適當ならざるの結果といふべきか。

第二章 中等教育

明治五年學制發布の當時に於ける本府の中等教育は専私塾又は家塾の手によりて行はれ公費を以つて施設したるものは六七七年の交、集成進級兩學校を興して外國語又は國語により小學校以上の普通科を授けしを始とす。爾後時運の進歩に伴ひ同十年其の兩校を併はせて府立中學校となし事、其の緒に若くを得たりき。越えて翌十一年に至りて大阪市街に區立中學校四校を設け又東成郡に一、住吉郡に一、西成郡に三、能勢郡に一の郡立中學校の設立するあり。而も本府は是等公立學校には特に補助金を下附して其の發達を助成せしが私立中學校も亦漸次其の數を増加し十二年末に於いては大阪に三十二郡村に二校の存立を見るに至れり。此の外河内に縣立一、私立三、和泉に縣立一、私立七校ありしが共に堺縣の管轄に屬し、十四年同縣廢せられて本府の所管に歸す。而して此等私立中學校は學科一定せず多くは漢學を主とし、其の公立に於けるも亦學科簡易にして小學校程度の稍高尚なるもの如く彼の學制に定むる所の規程に基づける者は唯府縣立に係るもののみとす。故に明治十二年教育令の發布せらるゝや中學校の目的限定せられたるを以つて特に訓諭する所ありしが(各種學校)此等多數の私立中學校は其の目的に適せざりしを以つて僅に三校を除き他は中等程度を脱せり。しか

のみならず明治十四年中學校教則大綱の發布せらるゝに當り其の組織の幼稚なるものを淘汰せんが爲に同年甲第二百六十四號達を以つて教則大綱に適合せざるものは中學校と稱するを得ずと定むるや府縣立と大阪市に於ける公立中學校二校とを除くの外は悉廢校に歸し、私立中學校には其の組織を改むる者なくして、中學校たるの資格を失ひ遂に公立四校となれり。是に於いて中等教育を施すべき學校は著しく其の數を減じたりと雖其の實質に於いては寧ろ教育程度を高むるを得たりき。同十六年教育大綱に基づき本府中學校規則を制するに方り府立中學校の存立せるもの僅に一校たりと雖階級的順路を経て入學せる者漸次其の數を加へ教則また整頓したるを以つて完全なる中等教育は昔日の多數學校に於けるものに比し優れること萬々なるに至れり。翌十七年文部省の中學校通則を定め教員の資格を規定したる以來更に一段の進歩をなし、十九年中學校令の發布せられたるに當り文部省令の定むる學科課程により尋常中學校の制を布き學術大いに上進して効果また見るべきものあるを得たりき。

此の時に當り初等教育の施設は普く到りて向學の機運益々其の度を高めたるを以つて中等教育を受けんとする子弟漸次増加し來たり、廿七年尋常中學校入學規程の改正せられて高等小學校の第二學年修了者は無試験入學を許さるゝことゝなりたるに及び志願者は著しく増加して生徒堂に滿ち、尙之れに入ることを得ず空しく志を抱きて其の途を得ざる者あるに至れり。是を以つて校舍を増築し生徒定員を増加して一時の急に急するの策をなし更に之れが増設の計畫をなせり。然るに日清戰役後戰勝の餘慶は著しく事業の勃興を致すと共に向學の氣運亦頗高まりしを以つて遂に廿九年三十年の兩年度に於いて五校を増設せり。此の間に於ける本府中等教育の施設は蓋昭代の餘澤にして抑また文教上の一大進歩として見るべきなり。

男子中等教育の施設の早きこと斯の如く、其の進歩せしこと亦斯の如しと雖、齟りて女子教育の如何を顧みるに其の及ばざる甚遠しと謂はざる得ず。是れ幕政の間に於いて女子をして因循に陥らしめし餘弊にして學制發布の後といへども容易に進化することなく、高等女學校の法令の上に初めて現れたるは明治十九年にして法規之れを誘發する斯の如く遅かりしを以つて施設も亦隨ひて遅々たるを免れざりしが如し。

惟ふに我が國に於ける女學校の創立は明治五年文部省に於ける東京女學校と京都に於ける英女學校とにして、十八年に於ける官立府縣立の高等女學校は僅に九校のみ。之れを中學校の狀況に比すれば其の差霽に霄壤のみに非ざるなり。

第一節 中學校

本府中學校の起原は明治十年八月創立せし府立第一番中學校にあり。是れより先明治六年四月小學校卒業生又は在校生徒の學業優秀なる者を集め語學を授くるの目的を以つて歐學校を東本願寺掛所内に設立せしが(六年五月集成)當時學制實施の初期に於いて新たに小學校を設け之れが就學を督勵したるを以つて子弟長幼となく之れに従學し、年齢一様ならず學業の進歩亦隨ひて遅速あり、是に於いて其の優秀なる者を集め更に高等の學科を授くるの時宜に適せるを認め七年八月學制の定むる所に基づき市内二中學區に各一校を設立するの計をなし東大組今橋通五丁目と西大組鞆南通四丁目との二箇所に之れを設置し以つて東西進級學校と稱し、等級を六に分ち國語を以つて普通學科を授け小學優秀の者をして就いて學ばしめ集成學校と相並びて英語國語各好む所に隨ひ生徒をして其の志を遂げしめき。同年十月生徒就學上の便宜を計り東進級學校を東本願寺掛所内に移し翌

年九月生徒學業の進歩を統一せんがため西進級學校を廢して東進級學校に合せ集成進級兩學校は同一校舎内に授業を行ひ教員亦相互兼勤するを得き同校合併の機運は蓋この時に於いて既に萌せりと謂ふべきなり。十年六月中之島常安町に新築校舎を設け其の八月に於いて兩校を合併して大阪府第一番中學校と名づけ學科を上下二等に分ち修業年限を各三箇年とし、茲に中學校たるの組織を成すに至れり。

翌年八月生徒學業の狀況に照し學科目を増減し修業年限を改め下等と二箇年とし上等は更に甲乙二部に分ち甲は和漢書により乙は英語により各普通學科を修めしめ而して甲乙二部は生徒の撰む處に任せり。蓋集成進級兩校組織の舊慣なは便宜多きを認めたるにあらざるなきか。此の時商法學豫科を附設し商業教育の端緒を開きしが(實業教育)幾干もなく廢止せり。十二年二月府立大阪中學校と改稱し其の七月税法の改正に基づき區部地方税の支辨する所となりしが翌年府會は中學校費の全部を削除せしを以て其の七月廢校の止むを得ざるに至れり。是れ當時十二年改正教育令の實施に當り同令は學制の冗雜を削り過度の制を除くに急なりしを誤解せしに基因せるものにして、自由教育の制度と見做したる結果公費を以つて中學校を設立せずとも區立中學校二校其の他各種の私立専門學校の存在せるあるを以つて就學者に不便を與ふることなしとせしを以つてなり。斯かる誤解の爲に本府中學校は犠牲に供せられたりと雖幸にして府下有志の士資金を融出し私立中學校と稱して之れを維持するの舉あり聊以つて慰むるを得たりき。是れより先明治十三年二月府立師範學校内に分校を設け支那語學科を開始せしが中學校廢止に際し此の事業も亦私立團體たる興亞會に委託したりき。

明治十二年の教育令は誤りて自由教育の批評を受け獨本府のみならず各地方舉げて公學廢止の否

運を現したるを以つて十三年十二月官更に改正教育令を發布し其の第五十條を追加し府縣は土地の狀況により中學校を設置すべきを規定せられしより茲に公學勃興の氣運は挽回せられ明治十四年七月私立中學校を移して師範學校の別科となし同年文部省達第二十八號中學校教則大綱に準據して教則を定め是に於いて本府中學校教育は二たび府費により設立せらるゝに至れり。

同年堺縣の廢せられ本府に合併せらるゝや同縣の施設に係る公立中學校は堺平谷兩師範學校に附設せる中學校ありしのみ而して堺師範學校は同十五年其の附設を廢し平谷師範學校に附設せる者は同校の廢止と共に新設吉野師範學校に附設したりと雖同十六年中學校規則の發布に際し遂に之れを廢止せり而して十四年十月郡山中學校(堺師範學校分)を十六年七月芝村中學校を各設置したりしが此等は同廿一年奈良縣の再設せらるゝに當り同縣に引繼げり。

是れより先明治十一年大阪市四區に區立中學校各一校を設立し府費より一校五百圓を補助して之れが發達を企圖したりしが十四年基礎不確實なるものを廢せしめたるを以つて華陽中學校(南區)千秋中學校(西區)の二校となれり而して華陽中學校は十五年に於いて東南二區の聯合を以つて組織することに改め東南中學校と改稱し翌六年五月大阪府區都會は四區聯合を以つて一の府立中學校を設立し以つて大いに中學教育の發達を企圖せんことを望み之れが建議をなせり是に於いて同年七月師範學校に附設せる中學校を分離して東南千秋兩區立中學校を合併し大阪府立中學校と改稱し區部地方税を以つて維持し同年本府甲第十八號達を以つて定めたる中學校規則に基づき教則を改めて高等なる普通學科を授くるに至り是に於いて中學校の基礎始めて確立するを得たりき。

當時所定の教則は主として文部省中學校教則大綱に準據したるものにして初等高等の二教科に分ち初等科は四箇年、高等科は二箇年を以つて其の修業年限とし年齢は十二年以上にして小學中等

科卒業以上の學力あるものを入學せしめ毎年二月九月を以つて學期の始めとなせり當時中學校生徒貸費規則を定めたりと雖郡山芝村二中學校生徒に限り而して其の卒業生は管内小學校に奉職の義務を負はしめたるを見れば中學校を以つて教員養成の事業をも兼ねしめしものゝ如し蓋其の之れを大和に限りたる所以のものは小學教員需用の關係上より來たりしものなるべし。

翌十七年初めて初等中學校卒業生三人を出だせりと雖直ちに高等中學校に編入せり七月游泳科を置き十月歩兵操練科を設け師範學校生徒と同じく盛に訓練を加へき越えて十八年七月初等中學校に七名の卒業生を得しが是等は各種専門學校又は師範學校に入り高等中學校に進むものなかりしを以つて高等中學校の在學生徒は極めて少數なりき。

會々十九年四月中學校令の發布あり九月文部省令第十四號に基づき學科及び程度を更定し十月大阪尋常中學校と改稱し在學生徒には試験を施して相當の學年に編入し廿一年七月五名の卒業生を出だせり是れを尋常中學校卒業の始とす此の年全校生徒の武裝修學旅行を舉行し爾後春秋二回恒例として今尙行へり後同廿二年四月壹萬八千餘圓を授せし堂島濱通舊中津藩邸の新築校舍落成を告げしを以つて此に移轉し爾來我が府唯一の中學校として貢獻する處少なからざりき。

是れより先明治十九年小學校令發布以後國運の進歩に伴なひ初等教育は其の普及發達を致し隨ひて中學校入學志願者漸次増加し殊に二十四年中學校令の改正により府縣は數校の中學校を設置することを得るに至りしのみならず二十七年文部省令第二十四號を以つて尋常中學校入學規程の改正より年齢十二歳以上にして高等小學校第二學年の課程を卒へたるものは無試験入學を許さるべきことゝなりしを以つて向學の機運頗旺盛を來たし青年子弟は相競ひて中學校に入學せんとするに至れり是に於いてまづ廿七年市部會の協賛を得て教室を増築し廿八年四月其の定員を七百五十

名とし二百五十名を増募せり。而して郡部に於ける中學校入學志願者を收容せんがため二十七年郡部に一校を設立せんとしたりしが機熟せず一箇年を延期して廿八年度豫算を以つて之れを郡部會に附議せしに郡部會は之れを可決せしのみならず更に二校の増設を企望する建議をなせり。當時郡部地方税は稍餘裕ありしを以つて本建議を採納し二十八年四月第二尋常中學校を堺市に第三尋常中學校を若江郡入尾に第四尋常中學校を島下郡茨木に何れも假校舍を設けて之れを開校し、同時に既設市部中學校を第一尋常中學校と改稱せり。

斯の如く郡部に三校を増設し市部また定員を増加せりと雖向學の氣運は日清戰役後著しく旺盛に向かひ殊に大阪市に於ける一般の趨勢は頗この種の學生を出だし一校のみに收容すべからざるに至りしを以つて明治二十九年二月第五尋常中學校を南區下寺町に假設して募集區域を制定して之れを告示せり。

右の規程に基づき第一尋常中學校より第三年以下の當該區域内生徒を割きて其の四月授業を開始せり。是れより先同廿八年通常郡部會に於いて泉南地方亦中學校入學志願者の増加せしを以つて同地方に一校の設立を企望するの議あり而して本議は成立せざりしが翌年郡部會の協賛を経て二月假校舍を泉南郡岸和田村に設けて四月開校せり。是に於いて市部二校郡部四校通じて六箇の府立尋常中學校の設立を見るに至りしが、是等増設の中學校は爾來生徒の増加に伴ひて年々増築を行ひ以つて其の設備を完整せり。即その所在地は左の如し。(町名は現)

第二中學校 泉北郡向井村(堺市接續地)

第三中學校 中河内郡八尾村

第四中學校 三島郡茨木町

第五中學校 大阪府南區東平野町

第六中學校 泉南郡岸和田村(堺城)

郡部會は熟考の餘地を與へんことを企望せしを以つて一時之れを撤回し、同年十一月之れが計畫を變更し他の方法によりて臨時郡部會に提案せり。當時之れが變更をなすに當り府民の希望する所を參酌して生徒定員を三百五十名に低減し規模を縮少し以つて之れが時機を早めたり。但、敷地は八千坪の豫定を變更することなく他日五百名の定員を必要とすべき時期に於いては容易に増築をなし得べき方法を取り全會一致を以つて之れを可決せり。是に於いて其の第八中學校の地を南河内郡川北村(富田林町附近)に定め、卅三年度末に校舍の一部を建築し卅四年四月開校して富田林中學校と稱し、第九中學校は豊能郡池田町に、第十中學校は北河内郡甲可村に、何れも豫定の如く敷地を定め目下工事中に屬し、將に三十六年四月を以つて之れを開かんとす。即、池田四條畷中學校是れなり。後、文部省訓令に基づき各中學校とも名稱の上に大阪府とありしを大阪府立と改めたり。

是よりさき明治三十四年三月中學校令施行規則の發布せらるゝや翌月中學校學則をさだめて之れを發布し、各學校長をして之れに基づき細則を定め以つて高等普通教育の上進發達をはからしめたり。

尋いで卅五年二月文部省訓令第三號を以つて中學校教授要目の頒布あり。是に於いて各校教授細目を制し教員をして依違する處あらしめ、以つて日進月歩の國運を扶翼するに足るべき國民の養成上必要なる訓育教化に力めしめたり。今、各種施設せるもの、中につき其の二三を擧ぐれば、修學旅行を行ひ柔、劍兩術を鍊り、或ひは水泳に或ひは兵式に體育の獎勵を兼ね心性の練磨と士氣の發展とを促し、級頭監督を教員中より、組長を生徒中より選定して改善指導の機關とし、特待生の制を立て、品性學術衛生の三者に奨勵を加へ、或ひは學友區を定めて相扶け相戒むるの法を施し、校友會を組織して師弟の温情を交換し自治の習慣を養ひ兼ねて卒業生との聯絡を保ち、又、父兄會を催して家庭との意

思の疏通を計り、校長會を隔月に開きて各般の妥協を遂げ、時に擔當學科別教員の集合をなして各校の均等を計る等、常に教養の効果を美大ならしむるに留意せり。

私立中學校は明治十四年中學校教則大綱の發布に當り本府達甲第二百六十四號を以つて中學校教則大綱に適合せざるものは中學校と稱することを得ざらしめしにより其の當時設立せる三箇の私立中學校の各種學校と變じたる以後一の設立を見ざりき。蓋本府の此れが違をなしたる所以は畢竟基礎の確立せざるものを淘汰し以つて他日累を有爲の青年に及ぼすなからんことを企圖したるに在るが如し。故を以つて爾後中學校は全く府の經營のみに屬せり。然るに學風の旺盛を致し三十四年八月に於いて大阪市に私立桃山中學校は初めて設立せられたり。

同校は元高等英學校と稱し二十三年一月在留英人の創立に係る外國語學校にして高等豫科の二學科に分ち、尋常中學校以上の課程を授けしが廿四年二萬圓を投じて校舎を東成郡天王寺(今の大坂王寺町)村に新築し廿八年に至りては高等科に羅旬語博言學、哲學等を加へ、同年九月桃山學院と稱し翌年八月桃山學校と改稱せり。越えて三十年四月學則を改めて十九年勅令第十五號に基づき尋常中學校の課程を教授せしが設備また漸次完整したるを以つて遂に卅四年中學校令施行規則に基づき學科及び其の程度並に編制設備を改め同年八月私立桃山中學校の認立を出願し三十五年一月文部省の認可を得て四月開校せり。生徒定員二百五十名にして七學級に編制し現に滿員せり。設立者は在留英國人にしてエツチ、エム、イ、ブライスと云ひ授業料其他の雜收入を除くの外は英國シ、エム、エス基督教宣傳會の補助金を以つて維持せり。

以上の如く今や府立中學校の擴張其の完成に近づき、校舍校具の設備また法定の範圍と經濟の許す限りとに於いて之れが充實を計り、しかのみならず上法規の指示する所密なるあり、下向學の子弟雲

の如く集まり、中學教育は今後益盛況を呈するや必せり。

終に當り尙一の特筆すべきものあり、基本財産是れなり、其の學校名及び設定の種類を擧ぐれば左の如し。

岸和田中學校	百圓	恩賜金
北野中學校	五千圓	寄附
	大阪市築港公債證書額面貳千圓	寄附
天王寺中學校	大阪市築港公債證書額面貳千圓	寄附
市岡中學校	同	寄附

岸和田中學校の恩賜金は去る明治三十一年陸軍特別大演習を攝河泉の野に舉行せられしに際し、陛下の同校に御駐驛あらせられしより特に御思召を以つて下賜せられたるものにして、特別會計を以つて基本財産となし其の利子は之れを年々優等生徒の賞品に充て、以つて 聖恩に浴せしむることとなせり

北野中學校の五千圓は大阪市高麗橋二丁目五十三番地加賀正太郎が亡父の遺志により明治三十三年寄附したるものにして、同人は此の特別に市立大阪高等商業學校にも同額を寄附せり、同校外二校の大阪市築港公債は明治三十五年元大阪株式取引所仲買人たりし東京市日本橋區兜町四番地松村辰次郎の特志寄附に屬せり。同人は此の特別に大阪府に於いて住友吉左衛門より寄附を受くべき大阪圖書館の圖書購入基金及び市立大阪高等商業學校の基本金中へ各同額の同公債證書を寄附せり、此等亦特別會計として當該學校の基本財産とし其の利子は寄附者の指定に依り豫算外の教授用器

具及び圖書購入費とせり。

第二節 高等女學校

本府高等女學校は現今府立二校郡立一校市立一校にして其の設立の最古きものを府立堂島高等女學校とす。今其の沿革を略述せん。

明治十五年九月府立大阪師範學校に附屬裁縫場を假設して裁縫教員養成の道を開けり。是れ當時小學校に於ける女子就學の狀況頗不良なるを以つて裁縫教員の需用に應ずと共に女子中等教育所を設けて向學の道を開かんとする企望に出でたるものなり。故を以つて十九年一月女子師範學校と改めきと雖師範學校組織の變更に際して大阪府女學校となし、を以つて女教員養成所は變じて女子に須要なる高等普通教育を施すべき所となれり。是れ實に本府高等女學校の開始にして今の堂島高等女學校の起原なり。

當時高等女學校は中學校の種類に屬せしを以つて教科亦之れに準じ初等高等の二科となし、が高等科はいまだ在學生徒を有せざりき。同廿八年一月大阪高等女學校と改稱し同年五月規則を改めて本科と手藝科とし共に其の修業年限を四箇年となせり。同廿二年一月家事科教場を新設し三月和食割烹を始め十一月更に洋食割烹の實習を開始せり。六月規則を改めて豫科を設け以つて幼年子女の入學に便し、又手藝科を別科と改む。此の年初めて本科二十名別科十四名の卒業生を出だせり。

明治十九年創立以後同校は學資金學事上の裨益を計るが爲に利殖する別途金及び授業料を以つて支持せられしが、廿二年内務省第一號により之れを大阪市の所屬とし同年九月大阪市の管理經營に移し市立大阪高等女學校と改稱せり。同月規則を改め附屬保母養成所を東區今橋三丁目設置せり。

蓋市會の決する處による。後保母科となり遂に廢止に至りて經過は載せて幼稚園保育の章にあり。ついで同廿四年教則を改め別科を廢して手藝科を置き本科の修業年限を三箇年とし豫科を二箇年とせしが翌年六月更に規則を改正せり。

抑創立以來教科規則の變更頻繁たるが如きは當時法規の依るべきなく土地の狀況を考へ時の進歩を計り之れが必要に迫られたるものにして蓋亦發達の徑路と見るべきなり。此の時に當りて教科大いに整頓し女子の來たり學ぶ者堂に滿ち爲に増築するに至れり。而して生徒の成績も亦著しく進歩し手藝部に於いては年長の子女多く來たり學ぶを以つて學科の成績良好ならずといへども學術の進歩は頗世人の注目する所となれり。此の改正の前年私立大阪手工品共進會に手藝科生徒の製作品を出品せしが會々 皇太后陛下同會に臨御し給ひ生徒製作物二品御買上の光榮を賜ひ、且同會の審査を経て賞牌を受けたる者四人、褒狀を得たる者十三人ありき。以つて其の一斑を知るべし。

明治二十八年一月文部省令第一號を以つて高等女學校規程初めて發布せられき。是に於いて更に規則を改正し豫科を廢して本科の修業年限を六箇年に延長し手藝部を改めて技藝專修科となし其の修業年限を四箇年となし補習科を新設して卒業生に一科若くは數科を專攻せしめき。然りと雖此の改正は補習科の新設を除き其の他入學資格の實質及び學科目の内容に於いて殆變更なかりしを以つて生徒學業の進歩に何等の影響を及ぼすことなく寧發達の氣運を迎へたるが如し。

然りと雖八十萬の人口と四萬の學齡女兒とを有せる大阪市に於ける高等女學校豈此の如くにして已むべけんや。是に於いてか市民之れが増設を語るなり教育家亦默せざるなり。而も當時大阪市は特別市制撤去せられて新たに市の自治を布きたるを以つて之れが施設の急要を認むといへどもいまだ着手するの暇あざりしが如し。本府が教育十年計畫をなすに當り高等女學校の調査を加へたる

亦實に此に基因せずんばならず。

三十二年二月勅令第三十一號を以つて新たに高等女學校令の發布せらるゝや市立高等女學校は同年文部省第五號の規程に基づき規則を改め本科の修業年限を四箇年技藝專修科を三箇年とし共に高等小學科第二學年修了者を取り、又補習科代にふるに專攻科を以つてせり。而して生徒定員は一時に五百名とするを得ざるを以つて同年に於いては六百名とし、本科五百名技藝專修科七十五名專攻科二十五名を收容したりき。當時舊則により本科二年生たりし者は級外生として一箇年間之れを設け次學年に於いて新則第一年生となせり。

志願者の溢るゝ彼の如くにして定員の減少する夫れ斯の如し。會々本府教育計畫は其の調査成りしを以つて同年十一月之れを公表し、翌年二月臨時市部會を召集して其の繼續議案を附議し市部會は全會一致を以つて之れを可決せしにより之れに着手せんとせしが三十三年五月大阪市は既設一高等女學校のみにしては焦眉の急を救ふに足らざるを以つて別に一校を設くることとなし、元南區千代田の小學分校敷場を以つて假校舍となし二年生以下を置き本科百六十四人專修科四十三人を入學せしめて市立大阪第二高等女學校を開始し、既設の學校は之れを市立第一高等女學校と改稱せり。是に於いて本府が府立として建設すべき第一高等女學校は市立第二高等女學校の南部に設立せしを以つて更に地を東南に求め東區清水谷東ノ町(面積五千四百餘坪あり其の幾部は私立女子大學校設立豫定地たりしもの)に之れを選定し豫定の如く三十三年度を以つて校舍を建築し三十四年四月大阪府清水谷高等女學校と改稱して府立第一高等女學校の開校を見たりき。當時本府の計畫せし處によれば之れが開始は一年生に限り募集する定なりしが開校に先だち大阪市は生徒修學上の状況を訴へ頻に三年生以下を増募して市内此の種向學子女の便宜を計らんことを請ひしを以つて其の

望を容れ當初の企畫を變更して三十四年四月開校に際して三年生以下を募集し茲に市立第二高等女學校は其の三月を以つて廢し同校在學生徒三年以下の殆全部は規定の入學試験を経て清水谷高等女學校に就學することとなれり。故に市立第二高等女學校を府立に改めたるが如き觀ありと雖要するに事實は教育計畫の前段を履行したるに外ならざるなり。

然るに明治三十三年十一月を以つて開會したる通常市部會は意見書を提出して曰はく、同一地域内に於ける同一程度の高等女學校がその管理を異にせるは學政の統一上支障なしとせず、且、大阪市が身づから經營せんとせる實業教育の施設に專擔せしめんがため目下市の管理に屬する市立第一高等女學校を三十四年度に於いて之れを府の管理に移さんことを望む。理事者之れを容れ三十五年度の豫定を變更して三十四年度に繰り上げ三十四年三月臨時市部會に之れが更正議案を提出して同意を得しが同市部會は更に意見書を提出して府立第二高等女學校の建築即市立第一高等女學校の改築は之れが計畫を中止し堂島中學校の北野新築校舍に移轉するを待ちて之れを轉用するは經濟上策の得たるものにして又生徒通學上利便多しとの企望を表白せり。抑、堂島中學校は校舍腐朽に傾けりといへども尙一二年を堪へ得べく中學校地として狹隘なれども高等女學校地としては寧餘りあり、且その土地極めて修學に適せるを以つて遂に議を決して校舍は適當なる時機に於いて之れを改築することとし、三十四年四月を以つて市立第一高等女學校と名づけ、三十五年四月北野中學校の移轉せし後大修繕を加へ、明治三十八年三月まで假校舍たるの認可を得て此に移轉し大阪府堂島高等女學校と改稱せり。尋いで文部省訓令により名稱を大阪府立と改めたり、清水谷高等女學校亦同じ是に於いて明治三十四年度に於いては大阪市に於ける高等女學校は全く府の經濟に屬し本府教育計畫の後段は時を早めて實施せられき。

明治三十四年三月文部省令第四號を以つて高等女學校令施行規則の發布せらるゝや本府は學則を制し學校長をして之れが細則を定めしめ、而して各依違して誤ることなからしめたり。

是に於いて教科整備し校風亦大いに揚がり、學術に技藝に各實用を旨として成績考査の方法を慎み運動規程を設け體育を奨励して心神を活潑ならしめ、禮に嫻れしめて貞淑温良の美德を養成するに力め常に虚飾を戒めて、儉徳を貴び、特待生の制を立て、獎勵をなし、而して將來有用の婦女として圓滿なる家庭を構成するに適せしめんことに留意したるのみならず同窓會父兄會等を興して友情を温め家庭との聯絡を保ち、内外相應じて致養の効果を善美ならしめんことを力めつゝあり。

郡立高等女學校 は泉南郡岸和田村舊城内に假校舍を設け三十四年四月開校したるものにして郡立泉南高等女學校と稱せり、定員を二百五十名とし本科百六十名、技藝専修科九十名と定め生徒は通學となせり、現に本科三年生技藝専修科二年生を有し將に三十七年三月を以つて卒業生を出ださんとす、其の設立の當時にありては郡の經濟上俄に校舍の設備を完整し難きにより一時假校舍を以つて之れを開けりと雖、三十五年度より三箇年を期し之れが増築又は改造を加へ以つて其の整備を告げんとせり、創立に際し本府は之れが發達を助けんがため特に郡部府費を以つてその經常費中に千參百圓を交付せしが三十五年度に至り其の擴張に應じ之れを増加して貳千五百圓を交付せり、今や基礎稍確立を告げしを以つて將に是より發達する所あらん。

市立高等女學校 は堺市車の町東二丁に在りて市立堺高等女學校と稱し三十三年四月の設立なり、抑本校の淵源は明治七年堺縣の施設に係れる女紅場に發せり、當時堺縣に於いては女子就學の便宜を計り其の當時の民情を考へ裁縫科の教授を主とし兼ねて普通學科を授くる目的を以つて堺市街の中央に女紅場を設立し、次いで南北に二校を増設し大いに此の種の施設を以つて女兒就學の氣運

を發揚せり、同十一年五月中央女紅場に於いて女紅場教員養成の道を開き貸費自費生の入寮を許して女教員養成の機關となし、が十二年以後十四年に至り生徒大いに増加せしを以つて同十四年堺縣の廢せらるゝに及びて本府の所管に屬せり、十五年女紅場の名稱を裁縫場と改め同十七年一月組織を變更して小學校附屬裁縫場となし、同十九年小學校令の發布に際し教則を改めたりと雖、なほ主として裁縫及び之れに附帶せる手藝を授くる處となせり、翌二十年堺區會は參千八百餘圓を以つて東ノ町東二丁に校舍を新築し同時に分教場及び南北兩裁縫場を廢して一校に集め翌年一月校舍の落成に際し堺女學校と名づけ生徒三百八十名を收容し茲に同校の基礎初めて成れり、降りて同二十六年に至り小學校令の改正に基づき小學校に類する各種學校として尋常小學校卒業以上の女子に對し生活に必須なる普通學を授くるを以つて要旨とし修業年限を三箇年とし次いで専科及び其の補習科を設けしを以つて裁縫科に於ける進歩は頗著しく其の成績大いに見るべきものあるに至れり、三十年に至り更に修業年限二箇年の補習科を併置し進みて一科若くば數科の學藝を専攻せしむるの道を開き、二十一年以後三十三年に至る迄卒業生を出だすこと五百八十三名なり、然るに文運の隆昌の女子高等普通教育の普及を促すに際し三十二年高等女學校令の發布あり、此の時に方りて堺市は同校を以つて高等女學校の程度に引上ぐるの頗時宜に適せるを信じ遂に議を決して三十三年四月之れが組織を變更して高等女學校を設立するに至れり、本府は之れが發達を企圖し特に郡部府費より八百參拾參圓餘を交付して其の經常費の補助をなし、翌三十四年度に於いては貳千五百圓とし三十五年度に於いては其の擴張に際せしを以つて更に之れを増加して參千圓を交付せり、而して校の狀況に至りては堺女學校舎を襲用したるを以つて大いに改善を加へざるべからざる者あり、故に設立に際し一時假校舍として認可を得、目下敷地の選定中に屬せり、本年若くは三十六年度に於い

て之れが改築を遂げ以つて其の設備を完うせんとせり。されば之れが成工の上は府立高等女學校と相駢び泉南高等女學校と共に益々本府女子中等教育に多大なる効果を收めしむるの機關たるを得べけん。

右二校に對する府費の補助は彼の本府教育十年計畫に於いて豫期せし所にして、即那部に於ける女子中等教育は暫らく之れを地方の企畫に任せ之れが發達を助成せんがために補助を與へ而して適當の時機を見て之れを府立學校となさんとしたるもの、現實に行はれしものと云ふべきなり。

以上概説せしが如く現今本府に於ける女子中等教育機關は四箇の高等女學校によりて盛に施設せられたりと雖、尙他方面に於いて多數の女子中等教育は施されつゝあり、即私立女學校是れなり。

私立女學校 の内高等女學校の程度により設立せるもの現今六校とす、曰はく梅花女學校、曰はく浪華女學校、曰はく相愛女學校、曰はく綜藝種智院、曰はくプール女學校、曰はくウキルナ女學校、而して此等は明治三十二年私立學校令の發布により新たに設置又は規則改正の認可を得たるものにして其の多くは同十九年以後の創立に係り、獨梅花女學校は明治十一年内外基督教信者の手によりて經營せられ邦語外國語を以つて高等なる普通學科を授けしが我が國女學校の經營いまだ幼稚なるに方り嶄然として頭角を現はし當に我が大阪の地に貢獻せし所あるのみならず實に我が邦女子教育の鼓吹者たるの地位を占め、而して十七八年の交同校英語專修科卒業生の成績の好良なりしは既に世に知られし處たり、廿二年四月隆盛を計らんがため校内に教育社を設け社員の合資によりて之れを維持することなし、が卅二年教育社員の寄附行爲により財團法人を組織して其の十二月許可を得、茲に基礎大いに確立せり。尙同校をはじめ浪花、プール、ウキルミナ女學校の四校は何れも基督教の主義を以つて德育の基本となし各寄宿舎を設け而して此等私立學校は何れも入學料及び授業料を徴

收すと雖浪花、プール、ウキルミナの三校は何れも外國傳道會社の補助を受けたり。

第三章 師範教育

師範教育は國民教化の基本にして普通教育の淵源たり、故に國民教育の普及上進を計らんには師範教育の施設周到ならざるべからざるは勿論なり、是を以つて明治五年初めて學制を發布せらるゝや其の第三十九章に曰はく

小學校ノ外師範學校アリ此校ニアリテハ小學ニ教フル所ノ教則及ヒ其教授ノ方法ヲ教授ス當今

ニ在リテハ極メテ要急ナルモノトス此校成就スルニ非サレハ小學校ト雖モ完備ナル事能ハス故

ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小學教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス

と。國家が新たに學制を布き大いに教育の普及を企圖するに當り此の種の施設を促すもの洵に故あるなり。故に後明治十二年を以つて發布せられたる教育令の如き大いに其の法を寬にし世人をして自由教育令と迄稱呼せしめし法規に於いても師範教育に關しては強制勸誘の方針に出で、即、第十三條には各府縣に於いては便宜に隨ひて公立師範學校を設置すべしと云ひ第三十六條には公立師範學校の整備を要するが故に文部卿より補助金を各府縣に配付することあるべしとあり、十三年改正教育令に於いては其の第三十三條中便宜に隨ひの五字を削除して各府縣は小學教員を養成せんが爲に師範學校を設置すべしと改め其の第三十六條を削除せり。而して十九年師範教育令の出づるや各府縣は一箇所(三十年改正して一校又は數校となれり)の尋常師範學校を設置し一切の經費は地方税の支辨とし生徒の學資は之れを給與すべきこととなせり。以上法規の沿革を以つてせば師範

學校の施設經營は勸誘扶掖に始まり漸次指定命令となり、終に府縣の義務として數ふべき事業の一となれり。是れ固より文運の隆昌と國情の趨勢とに基づくものなりと雖、抑又此の種の施設の忽諾に附すべからざるに一年に其の度を高むるものあるに因らずんば非ず。宜なり各府縣亦此の意を體して克く之れが經營を遂ぐるや、惟ふに府縣の教養費中比較的多大の經費を要するものは師範學校に屬するものならん。是れ當に其の校數百人の教養費に非ずして實に管内普通教育の上進を求むるの元資に外ならざるに基づくものにして、又人民の敢て多大の負擔を辭せざる所以なり。

抑本府小學校の設置は明治三年に始まり四年五年の交漸を逐ひて増加せんとするに際し、教師其の者を得るに苦むと雖、いまだ適當の養成方法を案出するを得ず、僅に從來和漢書素讀筆跡算法等を開業せる者につき試験の上之れが任に當らしめしに過ぎず、故に學制發布せられ師範學校の設置を計らんとすとも師範教育の教授に適當する者なかりしを以つて尙且之れが施設に着手すべきの機會を得ざりき。蓋我が邦に於ける師範學校は明治五年舊昌平校を開き師範學科を修めたる米國人を聘し生徒を集めて小學校授業の方法を形式上により傳習したるを以つて始とす。是れ即現今東京師範學校の淵源にして、當時官之れを開きたるの主旨は畢竟地方師範學校の教員たるべきものを養成し兼ねて小學校教員たるべき者を出ださんとするにありき。六年八月官更に我が大阪及び宮城の地に師範學校を増設し之れが標準模範を示して地方施設の容易ならんことを企圖せらるゝや、本府は一面に於いては官立師範學校の卒業生を聘用するの便宜多きと共に他の方面に於いては師範學校の教員の需用を同校教員の兼務により充たすことを得き。此の如くして機既に熟せしに會々七年一月督學局より傳習所開始に關し更に達せらるゝ所あり、乃同年五月を以つて市内南久太郎町東本願寺掛所内に教員傳習所を開始せり、之れを本府の經營に屬する師範教育施設の第一歩とす。

當時小學校全科若くは數科を修め小學校教員たらんと欲する者を募集し、且既に一科或ひは二科の學を以つて教員となれる者を召集陶治し務めて正則となさしむるの方法を講じ、而して業を卒へ訓導に準すべき者百餘名を出だせり。此の如くにして八年七月大阪府師範學校と改め爾來法規の命する所に従ひ文運の發展に伴なひ逐年發達を致し以つて現今に至れり。以下之れを三期に分ち以つて其の沿革を略述せん。

第一節 教育令時代

明治八年より明治十九年
師範學校令の發布に至る。

明治八年七月教員傳習所を改め大阪府師範學校とし、專小學校教員の速成を計り時を定めず期を擇ばず以つて生徒の入學を許可せり。生徒は十七年以上三十歳以下とし學資として一箇月壹圓五拾錢を支給し卒業後二箇年以上は當府小學校に奉職すべきことを誓約せしめ、學科は之れを本科豫科に分ち本科にありては小學校授業管理の方法を授け豫科に於いては本科に入るべき階梯學科を教ゆることとなし、卒業期も亦之れを一定することなく生徒各自の學術進否如何により臨時日を定め試験を行ひ其の學力に應じ卒業證書を四等に區別して之れを授與したりき。翌年九月之れを改めて其の修業年限を二箇年半、終の六箇月を實地授業練習期と定め、又卒業の上は小學師範學科卒業證書を授與すべきことと定め、而して斯くの如く修業年限を延長したるを以つて入學生徒の年齢も亦之れを低減し十四年以上二十五年以下となし、支給すべき支資の月額を貳圓と改め、然るに十年六月更に之れを改正して教科を上下二等に分ち下等は三箇年、上等は二箇年を以つて各修業年限となし、而して各等とも終の六箇月間を以つて授業練習の期となしたるは前規則に異なるなし。蓋主と

して官立師範學校に於ける制度を準用せしもの、如し。此の時、給費の制を廢して私費生、貸費生の二種を置き、貸費は月額三圓を以つて普通の定額となし、卒業の後分賦償還せしむることとなせり。同月第四大區五小區常安町の新築校舍に移轉し、翌月校内に附屬演習小學校を設置せり、之れを附屬小學校設置の始とす。

明治十一年地方に於ける師範教育の施設、稍其の緒に就きしを以つて之れを府縣の事業に任せしむるの機既に熟せりとなし、地方に設立せる官立師範學校廢止の舉あり、官立大阪師範學校も亦同年二月を以つて廢校となりしが、故に四月其の校地、校舍の讓受をなし、府立師範學校を此れに移し、同時に教則を改め、二たび普通學科を履修せし者を選びて、専教授法を専巧せしめ、而して此等練習修了者は同年七月、悉卒業のうへ管内に小學校に派出せしめしを以つて、師範學校教員は一時之れを管内に派遣し、小學校授業を監視せしめき。

十二年十月、教則を改め、本科豫科増科の三種を設け、本科の終業年限を六箇月と定め、各科教授法及び實地の演習を講究せしめ、豫科は修身學、心理學、教育學、幾何、書法の四科目を課程とし、本科修業の餘暇自修せしめ、策間に依り答へしめ、又増科は生理學、經濟學、化學、文法、代數學、幾何學、記簿法の七學科とし、在學中履修すへき規定學科となさず、卒業のうへ小學に従事せる後意に任せ、之れを修め、自修の後學校の試験を経て更に證書を受くることとなし、卒業證書は之れを三等に分ちて有効期限を五年、三年、二年とし、其の學科の多寡と成績の良否とにより之れを判定し、有効満期に際しては再試験を行ひ以つて其の等級を上下することとせり、要するに在學期間を短縮し、而も教員をして其の修養を怠らざらしむるの主旨に出でたる者なり、生徒は毎回五拾名を以つて募集、定員とし、私費生、町村費生、貸費生の三種を設け、町村費生は町村の公費を以つて在學せしめ、卒業の後、當該町村の小學校教育に従事すべ

き義務を有せしむるの方法にして、之により師範教受を育けたる教員を邊地の地に於いても在勤せしめ得るの便宜を得たるが如し、而して貸費生の月額は四圓以内と定め、又、修業年限の短縮に伴ひ二たび入學生徒の年齢制限を高くして十八歳以上三十歳以下と定めき、抑、此の改正は主として教育令の發布に基づき小學校教員の資格に適合し、而も其の當時需要の状況を斟酌して此の舉に出でたるに外ならざるべく、經費多額を要せずして多數教員の養成を計るに便利なりと雖、謂はゆる養成の實を擧ぐるに難く、講習所の舊制に類似せるを以つて早晩改正を要するは素より明かなりき、且十二年發布の教育令は世の誤解より自由教育と目せられたる結果、十三年五月開會せる府會は師範學校を廢して教員養成を民間の私塾に一任せんとしたりしが、幸にして動議成立せざりしを以つて師範教育の運命は纔に保持することを得たりき、越えて翌十三年十二月、改正教育令の發布に際し、此の教則は教育令に謂はゆる小學校教育成の方法に適當ならずとなし、十四年二月、改めて甲乙二科を設け、甲科は修業年限を二箇年半とし、男女生徒に普通學科及び教授管理の方法を授け、實地の演習を経て卒業せしむることとなし、乙科は六箇月を以つて修了せしめ、授業法の練習のみを以つて卒業せしめき、而して此の改正に乙科を加へたるもの、蓋、従前の歴史と需要の現状とに照し、速成の廢すべからざるものありしを以つてならん、偶々十四年八月文部省より第二十九號を以つて師範學校教則大綱を達せられしかば、是に於いて其の十月規則を改正し、專、大綱に遵ひ初めて教則の確立を見るを得たりき。

以上概説する所を以てせば、創立以來僅に七年にして其の教科の改正數回に上り、而も半歳を出でずして之れが變更を試みたるものあるが如きは、頗怪むべきが如し、雖、要するに小學校教員の供給に忙はしく、其の現状の變遷に伴ふ時宜に適せしめんことを企てたるに外ならざるべし、明治八年十

月以後卒業生を出だすこと百四十五名實地練習を卒へ小學校に派出したる者三百餘名とす。明治十四年二月二たび北區常安町の舊校舍に師範學校を移せり。蓋東區大手舊官立師範學校舎の官立大阪專門學校の所屬に歸したるを以つてなり。同年四月中之島四丁目田籾小學校を以つて演習小學校に充つ。是れより先十三年二月大手通私立森小學校を充用したりしが本校の移轉せしを以つて此れが變更をなせり。然るに練習小學校は一の格別なる目的を有せるを以つて到底他の公立小學校を代用するの不便不利なるを感ずる事久しかりしに。曾々小學校の發布ありしを以つて翌年九月校内に附屬小學校を設置し小學校則に従ひ之れが編制をなし、十六年三月別に校舍を新築し益々其の設備を充實して漸次發達を致し、管に師範生徒練習の機關たるのみならず小學校教授法の模範を管内に示し兼ねて教育學上に於ける各種の實驗場として大いに世人の注意を引くに至れり。明治十四年六月堺縣の廢止せらるゝや其の管理たりし大和河内和泉の三國は本府の管轄に屬せり。當時堺縣に於ける師範學校は堺和泉奈良(大和)平谷(大和)の三校にして、別に堺師範學校の分校として河内に禁野學校あり大和に郡山芝村の二校ありしが、此等は引繼の翌月府會の決議により禁野芝村の兩分校は廢校して堺師範學校に合併し、其の十月郡山分校は中學校に改め十五年六月平谷師範學校を閉鎖して吉野師範學校を設立し、明治十九年三月府會に於いて堺奈良兩校費を削除せしを以つて堺奈良兩師範學校を廢して之れを大阪吉野兩師範學校に合はせ、同年四月師範學校令の發布により其の五月吉野師範學校も亦大阪師範學校に合併したりき。是れより先明治十六年九月師範生徒募集上の便宜により豫備科を附設し修業年限を一箇年とし年齢十五年以上の者を入學せしめしが、十九年に至り師範學校の合併の議決すと共に師範生徒の應募者を一校に集むることゝなるべく隨ひて豫備科を設置するの必要を認めざるにより其の一月之れを廢止せり。

抑明治十四年十月を以つて改正せる師範學校教則は教則大綱に示されたるものに依違したるものにして、教科を分ちて初等中等高等の三とし初等は一年、中等は二年半、高等は四年を以つて何れも修業年限とし、各等科に於ける教科目また大綱に定めし處を變更増減することなく、只唱歌科のみは設備の整ふを待ちて之れを開始することゝなせり。十九年五月開始すしかのみならず在學生徒にあらずして卒業證書を請求する者には品行を査察し試験のうへ合格者に師範學校卒業證書を授與すべき規定をも定め、此等出願者の便宜を計り毎年二月七月を以つて試験の定期とせり。翌年十一月卒業證書有効満期者の資格繼續及び卒業後成績優良なるものに終身有効免許狀下附方等の規定を追加し、而して生徒學資に關しては私費貸費の二種を設け貸費の月額を四圓と定め卒業後其の幾分を月賦償還するの法を立てしが、漸次師範學校入學志願者の増加するに隨ひ遂に十七年度限り貸費生の入學を廢し、専私費生を以つて之れが定員を充たせり。

當時體育獎勵の聲は教學上いまだ高からざりしが、之れが普及を計らんにはまづ師範學校に於いて其の教科を擴張するの便法たるを認め十五年八月東京體操傳習所卒業生を聘して普通體操法を授け、十七年七月游泳科を置き同年九月更に歩兵操練科を加へき。是れより先學務課員及び歩兵操練科教員を該科傳習として生徒百餘名を率ゐ大阪鎮臺に至りて業を受けしむること百餘日にして生兵學第一評第二部を修了し、各其の校に歸りて後之れが訓練を全生徒に及ぼせり。爾後、此科は管に體育のみならず心性訓練の上に有益なりとし各中等學校をはじめ高等小學校に波及し、一時我が府は兵式體操の訓練を以つて其の名全國に轟くに至れり。

是れより先小學校教則の明治十五年を以て發布せらるゝや裁縫教員の需用は頻に増加せしに拘らずいまだ之れが供給の道開けず、只僅に従前私塾を開きし者等を以つて之れに充てたりと雖、教育的

觀念に乏しき者多くして授業の方法其の宜しきを得ず。故を以つて十五年九月師範學校に附屬裁縫場を附設し以つて小學校裁縫科教員の養成を開始し定員大約百五十名となし滿十四歳以上のものを入學せしめ、修業年限は之れを二箇年とし修身、女禮式、讀書、算術、習字、家事、經濟、裁縫を以つて學科目（讀書、算術、習字を隨意科とせり）とせり。然るに小學校教育に於ける女兒の就學は成績不良なりしを以つて女教員を派出して之れが奨励の動機を興へんとし十八年七月附屬裁縫場を廢して附屬女子師範學科を假設し、裁縫科教員養成機關は擴張せられて小學校各教科の教授に堪ふる女教員を養成することゝなれり。蓋制度上の一進歩ならん。而して裁縫科教員志願者も亦少なからざりしを以つて特に裁縫科専修生を設け之れが養成を繼續し十九年一月女子師範學科となし規則を改めて男子師範部と駢立せしめしが、いまだ卒業生を出ださの時機に到らざるに先だち十九年師範學校令の發布により組織變更に際したるを以つて其の六月之れを廢止せり。然れども在學生徒の將來を考慮し特に女學科となし以つて他日高等女學校設立の基礎を作れり。

第一節 師範學校令時代

明治十九年より同三十一年師範教育令實施に至る。

明治十九年四月勅令第十三號を以つて師範學校令は頒布せられき。抑、學制發布以來官師範教育の急施を促し、を以つて府縣亦大いに經營施設せし處ありと雖、教則一ならず修業期間亦區々にして統一する所あらざりしかば文部省は十四年を以つてまづ教則大綱を示し次いで十六年府縣立師範學校通則を頒布し各遊る處おらしめき。然るに文運は著しく隆昌に向かひ國民教育の普及は最急務なると共に師範教育の施設は極めて確實なるを要する時機に達し、國情の趨勢亦克く之れか施設に堪

ふるに際せしを以つて故森文部大臣就任に方り銳意之れが改良を企て、遂に本令の發布を見るに至れり。是れより尋常師範學校の制度は施行せられ府縣は一箇の師範學校を設置し地方税を以つて維持し生徒學費は之れを給與し特に順良、信愛、威重の三氣質は他日國民教育の師表に立つ者の最備ふべき要素たるを以つて之れが養成に注意せしめ、寄宿舎の設備及び訓練に重きを置かしめ、同年五月文部省令を以つて學科及び程度を始め生徒募集規則並に卒業生服務規則等を發布し以つて之れが養成上特別の留意する處おらしめ、生徒修學上に於ける資力を助けて卒業後の義務を負はしめ、國民教育に忠實に而も健全なる素養ある指導者を養成せんことを企圖せられき。是を以つて本府はまづ吉野師範學校を廢して大阪師範學校に合はせ大阪府尋常師範學校と改稱して九月新令の規定に従ひ教則及び生徒編制を改め、當時文部省令第十號尋常師範學校生徒募集規則に定むる所に従ひ生徒定員を二百四十名とせり。是れより先臨時府會を召集し追加議案を發して生徒學費給與等の計畫を立て寄宿舎の新築に着手し、次いで試験規則、入退學規則、編制の定則等を制定し、十二月に至り寄宿舎落成せり。寄宿舎は兵營の組織に則り學友を以つて一伍とし小隊中隊の各班を設け學生隊とし組長の職務、巡番勤務、檢査定則、敬禮、服從規定等を施行し以つて三氣質養成の一助となせり。同月生徒武裝をなし隊伍を整へ數日山河を跋渉して艱苦缺乏に堪ふるの習慣を作らしめき。修學旅行は實に此の時を以つて始とす。爾後、毎年凡二回數日、又は十數日に渉るの修學旅行をなし地理歴史に博物の採集に、各科の研究を兼ね管内外に旅行すること殆恒例となれり。二十一年一月寄宿生徒の賄受負を廢し炊事規則を定めて生徒の自炊となし以つて自治の心性を修養せしむるの資となし、爾來、今に至りても變更することなし。

同年三月規則を改正して學期の始を四月に改め卒業成績を判決して優等尋常二種の卒業證書を授

與し、且平素の操行を査定して人物査定證書を授與する方法を取れり。是れ亦文部省訓令第十一號に則りしなり。其の五月農業實習地二反九畝廿四歩を市の北端上福島に選定して農業科の實習を始め、九月手工科を設けて木工の製作をなさしむ。商業科は廿六年に開始し、金工は廿七年より實習を始めたり。同月器械體操に要する各種の器械を据付け、兵式體操と併はせ課せり。

此の如く設備の充實を努むと共に教員の選叙を慎重にし、入學生徒の選擇を嚴にし、且教養上に關しては或ひは教員會議を起し、學級擔但教員を定め、之を内にしては教科の研究と寄宿舎内の訓練とを力め、之を外にしては修學旅行を施行して、見聞を擴め、心身の鍛練を勵ます等、若々其の要旨を遂行して遺憾なきを期せり。

是れより先明治二十年十一月奈良縣の再置せらるゝや、大和一圓は本府の管轄を脱したるを以つて生徒中奈良縣貫族の者を同縣に還付することゝなれり。然れども同縣の設備いまだ整はざりしを以つて暫らく同縣の委嘱により之れを教養することなし。翌年六月之れが引繼をなせり。是に於いて文部省は本府師範學校定員を減じて百八十名と達せり。

後同廿三年三月女子部を設備せり。抑本府女教員養成の設備は第一期の末項に記述せるが如く、附屬裁縫場より變化し來たりて女子師範學科の設けたるありと雖、遂に廢滅に歸し、而して尋常師範學校の制を布くに方り、當時女教員の必要なきに至りしにあらざれども、小學校令の改正に伴ひ、管内小學校教員にして正確なる資格を有するもの極めて少なく、隨ひて之れが供給極めて急を告ぐるに際せしを以つて之れが併置を見ざりしが、爾後師範學校卒業生を出だすと免許規則により資格を取得せしものとは漸次に増加し、而も一面に於いては女子就學の關係より女教員の養成を必要とするの時機到來せしを以つて定員を男百二十名、女六十名と改め、假に寄宿舎を設けて之れを收容せり。然れ

ども廿五年寄宿舎を校内に新築し、九月に至り工成りしを以つて此に移し、其の學資は男子と同じく總べて給與せしが、只被服及び鞋具のみは當分自辨たるの定となせり。

同二十六年文部省令第十號を以つて生徒募集規則の改正せらるゝや、本府も亦募集細則を改正し、本府下在籍の男女子にして生徒募集規則第二條の資格を有するものを應募者とせり。是れより先明治十九年初めて募集細則を發布するや、郡市區長の推薦によると直願なるとに拘はらず、共に入學試験を行ひ、二十一年文部大臣より内訓せらるゝ所あり、直願者に限り試験を行ひ、郡市區長の選舉に係るものは直ちに假入學生となすことゝ改めしが、此の時より二たび全部の應募者に入學試験を施行することゝなせり。

附屬小學校も亦十九年小學校令發布に伴ひ、本府小學校規則の制定に準じて尋常高等の兩小學校を以つて組織し、廿年七月勅令第三十號を以つて附屬小學校の經費は授學料にて支辨すべきことを命せられたるに際し、授業料額を改めて高等科四拾錢、尋常科參拾錢を月額とし、以つて經費維持の道を求めき。然れども廿四年附屬小學校規程の文部省令を以つて發布せられ、授業料規程及び經費支辨法の改定ありしを以つて廿六年度以降之れを低減し、管内平均額を以つて標準とし、即高等貳拾五錢、尋常拾五錢となせり。

是れより先廿一年二月附屬小學校尋常四年以上の男生徒に木銃背巻を貸與し、以つて大いに兵式體操を奨勵せり。是れ當時體操科は体育上極めて有益なるのみならず、兵式體操に依りて受くる心性訓練上の利益は教育上の方便として重要な學科の一なりとして之れが奨勵に出でたるものゝ如し。爾後、管下高等小學校に兵式體操の訓練を見ること頗多かりしは、一に附屬小學校の此の舉に倣ひしものなり。

翌廿二年一月附屬小學校に簡易科を設けき。蓋十九年文部省訓令第一號の發布により管内簡易科の設多々あるべく、隨ひて師範學校生徒教養上此の種の教授を終練せしむるは他日の最適切なる養育たるべきを以つてなり。故を以つて此れが設置と共に特に訓導一名を専屬せしめて教生の指導に充てき、同廿五年小學校令の定むる處に基づき教則を改正し又附屬小學校規程の命する處に従ひ學級編制を改め定員を設け簡易小學校を廢して單級教室を設けき。今其の學級編制の概要を擧ぐれば修業年限三箇年の尋常小學校を單級に組織せるもの一四箇年の尋常小學校にありては多級編制に屬するもの二合級に屬するもの二、高等小學校にありては多級編制のもの男學級二合級に屬するものを以つて訓導を配置して教生を指導せしめ、而して學科目中尋常科にありては圖書唱歌を加へ高等科にありては隨意科として外國語英語を加へ、ついで廿七年八月に至りては單級尋常小學校の修業年限を四箇年に延長し以つて管内に於ける實例に最近き組織となし教授方法の研究と教生の練習とに供し、且名稱を乙種尋常小學校とし他の尋常小學校を甲種として區別せり。

要するに此の期間に於ける附屬小學校は小學校令の發布及び其の改正に伴なひ管内小學校と同一の教科を以つて組織し力めて師範學校生徒の練習上遺憾なからしめんことに留意し兼ねて小學校教育上の改良を計り、或ひは兒童練習會を設けて言語の矯正策を講じ或ひは會集を行ひ健全にして規律ある校風を興すに力め出席獎勵法を設けて確實なる兒童の進歩を計れり。而して文運の隆盛と教育學說の進歩とは此の期間に於いて極めて著しく、隨ひて小學校教育實務者みな模範を附屬小學校に得んとするの傾向を有し相勵みて大いに斯道の上進を助けしが如し。

附屬幼稚園は明治二十五年九月を以つて附設せられき。蓋同廿三年女子部を併置するや女子教生保

育練習所の必要を生せしに因る。女子部寄宿舎の新築と共に之れが設備をなし十月開園して幼兒八十名を募集し之れを二組又は三組に編制し保母二名を置き以つて幼兒保育を兼ねて教生練習の指導をなさしめき。

小學校令改正以後國運の趨勢と文化の普及とにより就學成績好良なるに隨ひ學級の増加を來たせるのみならず正教員の需用著しく増加を致せりと雖、當時尋常師範學校卒業生の多くは高等小學校に吸収せられて尋常科正教員の缺乏は容易に補充することを得ず、而も師範學校定員の増加は法規の許さざる所にして簡易師範學科の附設も本府の状況に於いて入學者を得るに難く、且經費を要する多きを以つて寧ろこの場合に於いては速成の便法に出でざるを得ざるを以つて廿五年文部省令第八號第四條に基づき師範學校に小學校教員講習科を附設し凡四十人を定員となし、修業年限を一箇年として准教員の資格を有し一箇年以上實務に従事せし經歷ある者につき試験の上入學せしむること、なし、卒業の上は乙種檢定の認定により尋常小學校正教員の免許状を授與すること、なせり。是れより先廿一年九月初めて小學校教員中訓導以上のものを募集し、三箇月を期限とし主として教育學及び兵式體操を教授し兼ねて理化博物簿記及び圖書の諸科を講習せしめき。是れ畢竟新設學科の改正規則に現はれたるものを傳習したる一時的講習會にしていまだ講習科と云ふべからず其の常設講習科を設けしは實に廿六年を以つて始とす。講習生には月額四圓を給して學資を補ひ卒業の後には三箇年以上管内に奉職の義務を負はしめしが廿八年五月之れを乙種講習科と改稱し同時に甲種講習科を新たに附設せり。此の甲種講習科は現任小學校訓導中につき命令を以つて之れを師範學校に召集し凡五週間を以つて教育學其の他小學校教科目につき一科若くは數科を講習せしむるものにして、年二回、一回四十人とし之れを開設せり。而して其の之れが設置を見し所以のものは蓋正教

員をして温習的修養をなし以つて新智識を收得せしめ、又諸種の研究に要すべき階梯を與へて日進月歩の氣運に後れざらしめんとするにありき。故を以つて其の規則第一條には市町村立小學校訓導は本規則に依り毎五箇年乃至七箇年間に一回の講習を受くべきものと規定せり。然るに越えて廿九年に至り乙種講習科の募集に應ずる者次第に減少し郡市區長の薦擧生も亦その數多からざるの狀を呈せしを以つて廿九年三月募集以後一時中止することゝなれり。蓋當時日清戰役の後に際し事業熱の昂騰は青年者の多數を實業界に馳驅して教員志願者を漸次に減少せしめし結果なるが如し。而して此の教員の缺乏益々其の度を高むるに際し、正教員を求むるにはまづ准教員を養成し以つて他日正教員に進むべき階梯を作るに若かざるを認め、乃、三十年一月丙種講習科規則を發布して修業年限を五月とし年二回之れを開き卒業後は乙種檢定の認定を以つて尋常科准教員の資格を與ふることゝなせり。

此の如くにして講習科は教員速成の道を開き師範學校本科は靜かに確實なる歩調を以つて之れが養成を努めしが明治三十年十月勅令第三百四十六號を以つて師範教育令は發布せられき。

第三節 師範教育令時代

明治三十一年師範教育令
實施より現今に至る

明治三十年十月勅令第三百四十六號を以つて發布せられたる師範教育令は三十一年四月一日より實施せられき。是に於いてか木府師範學校は大阪府師範學校と改稱し新令の命する所に従ひ改正を加へたりと雖、獨、定員の増加に關する實施は之れを延期せざる可からざる必要に迫られき。是れ現校地は狹隘にして校舍また朽腐に傾き既に數年以前に移轉改築の議なきにあらざりしが地方經濟の

關係上之れを實行すべからざるものあり、遂に荏苒茲に至りしものなれば、三十年十月勅令第三百四十七號を以つて定められたる師範學校生徒定員令により、殆現在定員の倍數以上を收容するが如きは到底なし得べからざる所にして、又改築大工事は僅に數月の間克く處理し得べくもあらざるを以つて同令第四條に基づき定員増加に對する改正は一箇年實施延期を申請して認可を得明治三十二年度に於いて之れが計を立て實施する所なかるべからざるに至れり。

當時之れが計を成すに當り調査上の基本としてまづ定員を算出し男三百八名、女百四名となせり。

而して其の計數を得たる徑路を尋ねれば左の如し。

明治廿年學齡兒童數 二〇五、二九八人

同 卅年學齡兒童數 二一七、八一一人

右兩年を對照せば増加の比率百分の六たるを見るべし、此の増率に基づき向ふ十年の後の學齡兒童數を豫想すれば

明治四十年學齡兒童豫想數 二三〇、八七九人

にして此の豫想數を根據とし定員令第一條の定むる方法により毎年卒業すべき生徒數を算出せば左の如し。

卒業生 壹百拾人

而して入學者の凡一割は成業せざるものと假定し右卒業生を出ださんとせば

毎年募集すべき人員 壹百貳拾名

たらざるべからず。之れを男女に區別し男を三分の二、女を三分の一とし將來に於ける各學年生徒數を豫想せば左の如し。

	第一年生	第二年生	第三年生	第四年生	合計
男生徒	八〇	七八	七六	七四	三〇八
女生徒	四〇	三八	三六		一一四

右表により男第四年生女第三年生を合計せば百拾名となり彼の豫想の卒業生を得べきを以つて、乃右表合計に示す所の總數を以つて男女生徒の定員となせり。

定員既に斯の如し、男女合計四百二十二名にして加ふるに講習科あり附屬小學校幼稚園あり、斯かる多大なる組織は到底一校として管理し得べきものにあらざるを以つて之れが實施を遂げんには二校となさざるべからず、而して男女其の性を異にするもの之れが教育の法、訓育の道、おのづから其の軌を一にすべからざるものあるを以つて之れを男女別の二校となすは理の當然にして、又事の宜しきを得たるものと謂ふべきなり。是に於いて女子師範學校の新設と男子師範學校の改築とは施設上の急務と定められし、然りと雖地方經濟上俄に之れが設備を完成すること能はざるものありしを以つてまづ卅二年度に於いて女子師範學校の建築をなし翌年度之れを開始すと同時に其の舊校舍を補修し以つて男子部の増員を收容せば男師範學校は更に一年の後に於いて建築すとも敢て忍ぶべからざるにあらざるなり。

議の決する斯の如し、會々三十一年募集規則の改正あり。是に於いて本府はまた募集細則を改め管内外を問はず之れが志願者を募集し大いに門戸を開きて多數の應募者を求め、三十二年四月定員を増加したる第一着として第一學年に男九十五名女四十六名の假入學を許可し一時校舍に修繕を施し以つて新築落成の機を待てり。當時假入學生中男十五名女六名を定員外に許可したる所以のものは從來の經驗に基づき本入學許可の際一二缺員の生じ易きを以つて之れが補充に供せんが爲なり。此の舉畢竟生徒の選抜と補充との上に於いては最便利なりと雖本入學許可の場合に當然漏らさるべき數名は將來向學を惑ひ其の發達を阻礙するの患少なからざりしを以つて三十四年度より豫備生を廢止せり。

同年六月府會に女子師範學校建築費を提案し其の協賛を得て南區天王寺北山町小宮町に六千餘坪の地をとし九月工を起し三十二年三月落成を告げしを以つて茲に大阪府女子師範學校の名稱を附し其の四月より開校せり。即本校を三學級とし附屬小學校六學級、附屬幼稚園三組を附設し本府女教員養成機關は茲に初めて特立して一學校をなれり。國家奎運の餘慶と謂はんか、抑亦文化普及の現象と謂はんか、而して曩に計畫したる擴張案は着々實行せられて三十三年度豫算會議に附したる男子師範學校建築費は異議なく通過を見たるのみならず府會は前年師範學校に校長舎監のため特に公宅を建築せんことを建議したるを以つて之れを採納し男女兩校共之れが工費を要求して同意を得三十二年七月地を天王寺南河堀町に相して工を起し三十四年三月落成を告げ翌月移轉開校せり。今の大坂府師範學校是れなり。本校八學級講習科三學級附屬小學校十二學級とし、校地壹萬貳千餘坪にして附屬農場一千坪、運動場三千坪、皆之れに包含し、工事費總計貳拾七萬餘圓なり。曩に拾七萬餘圓を投じて女子師範學校を建て今又此の巨費を出だす。府民が教育の普及に力ひる亦偉なりと謂ふべし。設備茲に整ひたるを以つて教授に順練に各種の改良を加へ益々其の本旨を遂行するに遺憾なきを期せり。此の時男子師範學校に於いては副課として弓術科を設け柔劍兩術と共に大いに體育上に關する施設を擴張せり。生徒は三十五年度を以つて其の定員を滿たすを得、將に三十六年三月を以つて豫期せし百餘名の卒業生を出ださんとせり。

師範學校附屬小學校は移轉に際し一學級の増加を致せり。是れ師範生徒増員の結果にして文部省の命する處に従へるなり。而して其の編制の方法は大約従前に異なるなしと雖新たに増加したる學級は特別學級とし一人の訓導を専屬せしめ教生の練習に資することなく謂はゆる模範教授を示して理想に基ける完全なる教育を施さんとせり。蓋附屬小學校に於ける各學級は各専屬訓導ありと雖多數教生の教授を受くるを以つて其の間多少の障害を受くる事なき能はず。而して單純なる指導により教育せらるる學級の採りて以つて参考に資するなきを以つて特に此の組織をなし一の好範を示すの材料となさんとせしに外ならじ。此の特別學級は男兒より成り尋常一年に始まり爾後八箇年を経て高等科卒業の上は更に尋常一年を組織することゝなせり。女子師範學校附屬小學校にありては高等科は女兒のみにて組織し以つて練習上の研究に資せり。此等附屬小學校は小學校令及び同施行規則の規定に基づき各教則を改め各種教授訓育上の施設を講究し一は以つて教生練習に資し他は以つて管内小學校の中心たるを期し其の効果を收めんとせり。

講習科は明治三十四年度を以つて大いに擴張せられたり。即甲種は年七回之れを開き丙種は更に女子師範學校に増設し而して中止せる乙種も亦併せて同年度より開始せり。是に於いて男子に在りては温習を受くるもの一箇年二百八十名尋常正教員の資格を得べきもの一箇年四十名同准教員たるを得べきもの一箇年八十名を出だすを得。女子にありては一箇年八十名の尋常准教員又は幼稚園保姆たるを得べき者を出だすべきことゝなれり。抑師範學校擴張の實施あるに際し此の種講習の益々擴張せられたる所以のもの奇怪むべきが如しと雖文運の隆盛に伴ふ教育の普及を致し就學増加著しくして爲に教員の需要急を告ぐるに至るべきを以つてなり。而して甲丙二種の擴張は教育十年計畫を實行せしものにして乙種の再設は府會の企望に基づくなり。

之れを要するに本府師範學教育の施設は明治七年に始まりて地方先進のものに屬す。而して教育令時代に於いてはいまだ法規の依るべきなきを以つて時宜に適當する方法を講じつゝ、教員の養成と教員の免許とを以つて事業の主要となし、が文運漸次發達を致し師範學校令發布以後組織大いに確立し、而も女教員の養成を開始し下級教員の速成の道を講せり。師範學校令の發布あるや大いに擴張の時期に際せしを以つて益々各般の施設を遂げ設備を完整し以つて本府初等教育の淵源となり小學校令の中心たるの實を擧ぐるに力め、將來教育の普及と教員供給の實情とにより更に講習科の施設に改正を加へ以つて適應の處置をなさんとし目下其の經營中に屬せり。

第四章 實業教育

元和偃武の後文學大いに興れりといへども世は經典にあらざば韻文を弄するに止まり、殊に徳川氏は治國の要は經典に在りとせしを以つて會々西山樂翁の二公扱は佐藤二宮兩師の如き實學家の出づるありと雖尙且依らしむべく知らしむべからざるの政策に拘泥して指導實踐にのみ力め之れを啓發する方法を施すことなかりき。

汽笛一たび響きて三百年來泰平の夢忽にして破れ莢章影を失なひて王政維れ革まるや大詔煥發して廣く智識を世界に求めしめらる文化泰西より駁々乎として輸入せらるゝに際し學制初めて發布せられ此の時に方りて農商工の實業的専門教育の施設を促したれども世は初等教育の施設と普及とに急にして、いまだ實業教育の道を講ずるの暇わらざりき。幸にして交通機關の發達と大阪市の歴史とは商業の發達を促すと同時に此の種教育の必要を感せしむること漸深く、是に於いてか我が大

阪に於ける商業教育機關の蓄は市民有志者の手に依りて結ばれき。時に明治十三年なり。當時全國中商業學校の設わるもの神戸商業學校の明治十一年を以つて設立せられたる一あるのみ。爾來社會の進歩と文運の發達とに伴ひ機關は漸次發達を致し管に年を逐ひて香芳しき花を開き今は年々少なからざる果實を收むるのみならず私人の施設に屬するもの亦二校あるに至れり。然れども低度の商業教育は僅に十數の實業補習學校の教科に包含して施設あるを見るのみにして謂はゆる乙種商業學校に屬するもの一の設立を見ざるなり。現今設立せるものを擧ぐれば高等商業學校一(市)甲種商業學校三(市立二)にして今將に之れが設立に着手せんとする私人亦二三なしとせず。

農業教育の施設は商業教育に後るゝ數年にして蓋社會の狀勢に照し寧當然と謂ふべきか。即明治二十一年を以つて本府は農學校を創設せり。當時農學校の既に設あるもの宮城石川山口の三縣にして稍他地方に後れたるが如き狀況なりと雖府下情況上敢て然らざりしは其の創設に際して農民いた斯業教育の効果を解するに至らず僅に勸誘指導に依り有數のもの之れに入るの狀を呈せしに微して知るべきなり。爾來、教化の普及と農事改良の機運とに驅られて教育の効果を了解するに至り漸これが普及を見るを得て今や農科獸醫科及び講習的別科に於ける卒業生の効果は管に著しく實業上に裨補せるのみならず或ひは農業上の改良發達を指導し或ひは試作育等農界に於ける指南者たるの機關たるを得るに至れり。而して低度の農業教育は明治三十五年村立實業補習學校を開始したるの一あるのみにして小學教育に於いて農科を科せるもの亦僅に二校のみとす。中等程度に於ける農業教育機關は今日に於いて満足すべしと雖低度の施設は尙且増設の機運を迎へざるべからざるなり。

工業教育に至りては本府いまだ其の施設を見ざるは寧怪むべき現象と云ふべきか。抑大阪府は管に

商業地なるのみならず軌近我が國工業の發達に方り大阪の地は業に既に其の主要地たるの狀況を呈せるは全市に林立せる煙筒と晝夜煙塵の茫漫たるとを見て知るべきなり。近く堺市に於ける段通機械の如き、或ひは煉瓦製造の如き、或ひは泉州に於ける瓦製造の如き府下全體に於ける紡績事業の如き、其の他管内に工場として數ふべき建造物幾百十、之れに従事せる男女老若幾千萬、之れに依りて國の富を致し府市の財源を得る、蓋、少々にあらざるなり。然れどもいまだ工業教育の施設ある一もなしとせば豈不思議ならざるを得んや。思ふに我が國工業學校の施設早きは明治二十年の頃にして其の最盛に各地方に經營せられたるは同二十八年以後に屬せり。蓋、特産業を有する地方に於いては歴史上早く之れが養成の機關を備へしのみならず産業組合等の團體の勢力を以つて之れが經營を容易ならしめしは明らかなり。而して此等は直接其の効果を收め得るの利益あるを以つて其の發達は斯業の隆盛と相驅りて相進みたるが如し。是を以つて特産業を有せざるか又は有すとも其の發達上多く考慮を加へて之れが改良を企てざる地方に於いては社會の趨勢に伴ひ一般工業の隆盛と事業膨脹とにより相競ひて之れが設立をなすに到れる者即二十八年以後に係るが如し。我が大阪に於ける工業も亦二十八年に於いて頗長足の進歩をなしたるは明らかなりと雖偶々官立工業學校の我が大阪の地に明治二十九年を以つて開設せらるゝあり、故に之れを以つて本府全工業教育を委託するに足らずと雖聊渴を醫すべしとなせり。然るに同校は三十三年を以つて高等工業學校の程度に改むることとなりしを以つて茲に我が大阪に於ける中學校程度並に其の以下の工業的學校の施設なからざるを得ざるの時機に達せり。

事態斯の如くなるのみならず軌近小學教育の普及と人口の増加とに伴ひ中等教育を受けんとする者逐年多きを加へ、各種既設の學校に於いて入學企望者を拒絶するの止むを得ざるに至れるもの

畢竟中等教育及び實業教育に關する施設はざるに於て、今にして之れが擴張の施設に着手し向學の念慮を挫折せしめざるの計圖を立つるは頗る急務なるを信じ既往の事實に照し將來を豫測し明治三十二年を以つて謂はゆる本府教育十年計畫を立案せり。中に就き實業教育に關する事項を擧ぐれば

一、市部に屬するもの

(1) 實業學校を設立すること

(イ) 工業學校若しくは工業徒弟學校

明治三十三年度 二校

同 三十九年度 一校

(ロ) 乙種商業學校若しくは商業徒弟學校

明治三十三年度 一校

同 三十六年度 一校

同 三十八年度 一校

同 四十年年度 一校

(2) 實業補習學校を奨励し之に補助を與ふる事

(3) 私立實業學校に補助を與ふる事

(4) 下等海員養成を目的とする市立又は私立商船學校の設立を待ちて之に補助すること

二 郡部に屬するもの

郡立乙種農學校蠶業學校等の創設を促し之に相當の補助を與ふる事

にして、而して之れが成案に際し實業學校設立支持の費途は其の性質上市費を以つてするを適當と認め府は高等普通教育に屬する部分の經營に任せんと定めしが、恰當時大阪市に於いても市内實業の發達に際し斯校の施設最急務たるを認め之れが施設に關し調査しつゝあるに會せしを以つて茲に府市間に於いて默契の成立を認め、即府は實業學校設立をなさゝること、定め一に大阪市の經營に任せり。而して市の調査案たる、其の内容を審にせずといへども傳ふる所によれば市立商業學校を擴張して高等課程に改め進みて商業大學となし、甲乙兩種の商工業學校及び商船學校數校を設立し以つて盛に實業界に於ける幹部養成を計らんとするにありしもの、如し然るに不幸にして該調査案は大阪築港工事に屬する市經濟上の都合と市行政に於ける事情との爲に挫折せられて遂に成立を見ざるに至れり。目下大阪市に於いては三十六、三十七の兩年に敷地を購入し校舍を建築して諸般の準備を遂げ三十八年度に到りて一の工業學校を開かんとする計畫を立てたり。故を以つて本府に於ける現今の工業教育は市立金甌實業補習學校に於いて工業科を設けたると私立關西商工學校の三十五年八月を以つて設立したるものとあるのみ。私立關西商工學校は在阪神の法理工學士又は専門的技術者の共同により組織せられたるものにして商業及び工業の二科を夜間に於いて二箇年間に教修せしむるを目的とし大阪市は之れに對し年額三千圓の補助をなけり。

本府の實業教育に關し、尙一の記すべきことあり、即商船學校是れなり。我が大阪に於いて商業教育の開始に先だつ一年、明治十二年に於いて商船學校の開設を見たるは地勢上亦當然のことたるべし。當時府下一二の船主之れが發起となり安治川口定繫船の海員に勸學せんがため各船主と相謀り協議費を以つて資金となし簡易なる學科を定め便宜之れを教導せしが、爾來漸、教旨を擴張し同十四年に

至り設立者たる船主は資金を本府に納め之れが管理を請托せしにより同年度より府立學校となし農商務省の補助を受け貸費生徒を募り正則を以つて之れを教授せり故に北陸及び關西地方の海員の大半は來たりて此に學ふに至れり而して學科を航海科機關科の兩部に分ち甲は學科を二箇年とし後三箇年を實地航海の習熟期間となし乙は學科を一箇年半とし後三箇年間鐵工所に派遣して實習せしめ更に一箇年間乗船して機關の運轉に従はしむ且別に變則部を設けて之れが速成を計りき然るに明治二十一年國家の之れが經營を身づから大阪の地に施さんとするに際し同校を國の經濟に移せり即前の官立商船學校大阪分校是れなり然るに時運は進歩して國家事業の膨脹せしを以つて事業の種類に隨ひ地方の經營に委すべきものと國家の施設に移すべきものとを分別を必要とするの機運は遂に此の種の教育施設上に影響を及ぼし官立商船學校は海外航路に要する人材を養ふを以つて目的とするが故に國家の經營に存せざるべからずと雖大阪分校の如きは主として沿海航路に關する技術者を養成するに在るが故に其の性質上寧地方的施設に移すに若かずとなし遂に明治三十三年度限り大阪分校の廢止を内決し同時に之れを大阪市に於いて繼續施設するに於いては現校舍及び校具等は無償を以つて贈與するのみならず國家が實業教育を獎勵せるの時なれば之れか補助も亦敢て辭せざるべしとの交渉其の筋より下れり然るに大阪市會は其の規模を小なりとし之れを受くるを肯せざりき偶々日本海員救濟會と稱する團體に於いて大阪市より相當補助を得て之れを繼續せんとの企ありたりと雖事容易に決せず心なき時日は徒に過ぎ行きて遂に大阪分校は事實上の廢校を遂ぐるに至れり餘燼のいまだ消ぬざるに方りては尙多少一顧を拂ふの志士なきにあらざりしが事の茲に至りては亦再興の難きを以て遂に回天の美事を見る能はずして已めり若當時市會にして先これを繼續し年を逐ひて發達を期し以つて豫望の大成を得るの徑路に出でんか

斯かる不幸を見るに至らざりしならん蓋當時商況不振加ふるに市の經濟上緩急考慮を要する事情の存するありしが如し故を以つて本府に於ける航海技師教養の道は前後殆ど國家の經營するものを除きて見るものなしと謂ふべきなり但明治二十年を以つて大塚門之助により西區本田通二丁目に創立せられたる海明學館と三十年に於いて中山信成の手により西區本田三番町に設立せられたる海士學館とはいまだ實業學校令の範圍内のものにあらざれども航海運用の教授を施し海員養成に力めつゝあり右二校は共に修業年限一箇年にして授業料を以つて維持し明治三十四年度統計によれば生徒數海明學館六十八人海士學館七十五人にして設立以來卒業生を出だすこと前者は千八百八人後者は百四十四人とす之れを要するに實業教育は國家の富源を開き國力を増進せしむるの根本にして之れが消長は國家の隆替に關すること頗大なるは勿論我が府下の現状及び將來を察すれば益々之れが獎勵に力めざるべからざるなり以下項を分ちて現在實業學校に關し之れを詳述せん

第一節 農業學校

泰西文化の輸入に伴なひ商工業の發達は日に月に盛なるに拘らず我が國生産の大本とすべき農事はなほ舊慣の範圍内に蠢爾として萎靡振はざるもの茲に年あり學制發布以來商業教育は數年にして既に其の端緒を開けりといへども世はいまだ農事に新學理を講ずるの途を知らざりき明治十一年の交山梨岐阜を始め廣島福岡等の數縣に於いて多少施設せしを見たりといへども農業教育の氣運は尙いまだ地方の急務の一として數へられざりき然るに明治二十一年三月郡部會は地方税を以つて管内郡部に農林學校を設立せんことを望むの建議案を可決せり是れより先同十九年十一

月通常府會に於いて農林學校設立の議あり、同二十一年一月二たび郡部會に於いて之れが動議を見たりと雖共に民力凋衰の理由の下に成立を見ざりしに農業教育の機運は勃興して遂に此の決議を見るに至れり。故を以つて建議せし處の要旨また大いに民力の負擔に考慮を加へ單に雨露を凌ぐの家屋を以つて教室に充て節約し得るの最低度に於いて之れが設立を企望せり。而して本建議は當局者に採納せられ同年九月菅野師範學校舎を假用して泉北郡中筋村に耕地及び原野三町五反餘歩を購入して作業場を建設し以つて府立農學校を設立せり。之れ即本府に於ける農業教育の發端とす。當時、事、創業に際すといへとも施設の方針は府下農業をして學理の應用により改良進歩を計るの目的を以つて主として實業上に就き學理を習熟せしめ他日斯業場裏の模範者たらしめんことを期圖するにあり。且、當時府下の家畜類は頗に其の數を増値するの傾向を有するに拘らず獸醫の供給は未その途を得ざるを以つて農業科の外特に獸醫科を設けて之れが薰陶の途を開けり。而して入學者は府下郡部在籍者に限ることとし、且、本人又は父兄三反歩以上の田圃を有する者たるべしと定めたり。蓋郡部在籍者に限りたるは郡の經濟上已む能はざる所にして、財産上の制限を附したるは一は修學上中絶するの患なからしむと一は成業後他日の模範者たらしむる上に便宜多かるべきを認めたるに在るが如し。又其の學期試験の成績により優等者には次學年間食費の半額を補給するの特待制を設けたるが如きは如何に生徒の奨励に務めたるか見るに足るべきなり。

翌二十二年三月附屬蠶業場を西成郡佃村に新設せり。當時府下養蠶の道稍興り各郡區一箇また二箇の養蠶傳習所を設けたりと雖その聘用する教師の如き年々更代して方法一ならず隨ひて教習する所區々にして一定せざるを以つて本府模範養蠶場の新設を必要とし事茲に出でたるなり。而して毎郡區役所部内恰當の者を推舉入場せしめ給費を以つて之れを養成し卒業の上は其の他方に於ける

傳習所の教授に當らしむ。是を以つて府下養蠶の法統一を得、且、地方傳習所に於ける成績も大いに其の面目を改むに至れり。又、同場に於いて桑苗を培養し郡内希望者に賣與することとなす等大いに府下養蠶事業の利便を計り以つて斯業の發達を企てき。

同年規則を改正して入學者の財産上制限を撤去せり。是れ府會の建議に基くものにして、又、二十三年度より更に生徒奨励の方法を擴張して優等生には食費の全額を支給し其の他の生徒には其の半額を補給することとし以つて大いに郡内農民子弟の入學を歓迎せり。斯の如く一面學校の擴張を計ると共に現校舍の規模の擴大を要するあり、恰、當時農事改良の手段として農事試験場を設くるの計ありしを以つて之れが豫定地たる東成郡鶴橋村所在の農業試験地に本校を移さんは兩者の便宜多くして學校教育と實業との聯絡上頗利益あるべく、特に同地は御勝山と稱する一小丘あり大阪陣に於ける古跡の一たるを以つて歴史上學校地となすを適當となすのみならず市街を去ること遠からず、而も又相當の距離を有し施設上便宜多きが如し。是を以つて校舍及び寄宿舎を同地に建築するの議を郡部會に提案して同校の擴張案は直ちに通過可決するを得、乃、二十三年工を起し其の十一月此れに移れり。是れ今の農學校なり。斯の如くして校地校舍の規模大いに整備せるを以つて佃村所在の附屬蠶業場もまた同校舍内に移轉して蠶業科となし益々斯業の改良發達の企圖したりき。

當時寄宿舎は生徒百五十名を收容するに足るの設備あるに拘らず生徒の僅に百名以内在るを以つて廣く管内に募集をなすと雖尙いまだ農業教育の實績を知らざるの結果として盛に之れに應ずるの狀況に到らず故を以つて同廿四年遂に廣く他府縣在籍者の志願者を募集することに改定せり。生徒増員するに隨ひ設備また次第に改良増設を行ひ農科獸醫科及び蠶業專修科に於ける實習の奨励を力めき。今明治二十五年に於ける實習成績を見るに農科に於ける普通實習地收穫高左の如し。

果樹 (蠶毒)		壹石壹斗二升七合
桑	(果樹苗百三十五本)	貳千八拾貫
期節作物	(桑苗貳千本)	
茶	(生葉)	壹貫八百五拾分
裸麥		貳拾八石五斗
大麥		拾石七斗八升
小麥		三石五斗
豌豆	(乾麥)	英四十四貫六百分
蠶豆		七斗五升
蠶菜類		六石七斗五升
稻	(葉菜類)	九百六十貫
棉	(上) 米	四十九石八斗六升
葫子	(下) 米	二十九石四斗
南瓜	(上) 綿	五百九十四貫四百二十分
甜瓜	(下) 綿	三百四十四貫
夏作物		
越瓜		千五個
馬鈴薯		八拾四貫五百拾分
甘藷		千四百七拾七貫貳百參拾壹分

試驗地に於いては麥作綿作に及ぼす磷酸肥料の效果如何を試みしに麥作は試驗地の地區改正の爲其の試験を遂ぐる能はざりしが綿作に於いては平均一反歩三拾貫百拾六匁の收獲を得き尙農商務省の依頼に由り外國種草綿號名アツアランドの肥料試験を行ひ或ひは大麥小麥の外國種に屬するもの又はライオートの各種類につき比較試験を行ひ以つて其の成績を發表せり。

生徒各自の試験は生徒一人に付き各五畝歩を與へて各種の實習をなさしめ大いに修學上の進歩を見るを得而して農産製造としては麥酒釀造七拾八瓶、ジャム二拾四瓶、製茶粗製綠茶五百二十匁を得き。

獸醫科に於いては府下牛疫の流行に際せしを以つて三年生をして豫防制遏の方法を實施せしめ一般に行ふ處のものを家畜健體解剖學顯微鏡用法、家畜及び家禽病體解剖製藥及び調劑、本校飼養家畜管理法、交尾監査法、傳染病豫防消毒法、内外科的患畜治療診斷法、屠獸及び乳牛乳汁檢査法、外科手術の各實習とし、而して傳染病に關しては府下牛疫の流行甚しかりしを以つて實習材料四百三十二を得たるは産業上の不幸なりといへども修學上大いに便益する處ありき。然れども其の患畜診斷治療に至りては畜主が其の飼畜を愛護するの念慮に乏しく、且動物の價格は資産たるを辨識せざると購買繁殖の法亂れたるとに依り偶々飼畜の健康を失するありとも之れを放棄して容易に顧るなく、病勢益々昂進するに方り學校に實習的療病所あるを聞き遂に治療を求むるに到れるの狀況なりしを以つて患畜材料として得たるは百三十六に過ぎず、隨ひて其の成績として見るべきこと少なしといへ

とも脩學上重症不治のもの多きを以つて研究の結果大いに得る處ありしもの、如し。
 蠶業専科は養蠶科と製糸科とに二分し製糸科に於いて眞綿製造法の教授と實習とを開始せるのみならず支那蠶、朝鮮種、金光種、大和錦、飛白、夏蠶種、千回糸、同上玉ナ、青白等の試育をなさしめ或ひは管内農産品評會の繭生糸の審査に従事せしむる等、一面學修上の練習と實業との聯絡を保たしむるに力めき。

斯の如くにして世は農業教育の効果と卒業生の價值とを知るに至りしより入學志願者も亦漸次に多きを加へ校運稍隆盛に向はんとせり。是に於いてか明治廿八年の如きは夏期休業を廢して實習をなさしめ翌廿九年に至りては規則及び細則を加除して授業上の整頓を圖り、且植物園及び實習地の區劃を正し桑園の改良をなす等、益々實習の奨励に意を用ひき。越えて翌三十年に入り更に農科實習細則を改め、且農産物の製作に従事せしめ、其の上級生には時々管内に派出して重要作物たる米、柑、茶、甘蔗、棉等の栽培法及び害虫浮塵子の實地を調査せしめ、獸醫科に於いては患畜殊に病馬の數大いに増加し材料豊富たるの便益を得たるに止まらず進みて陸軍病馬厩に就き實況を知悉せしめ、又屠畜場、畜場、消毒施設の方法を實習せしむる等大いに實業との聯絡を保つに力めき。

當時府下蠶業は漸次衰退に傾き養蠶傳習場また次いで閉鎖するの悲境にありしを以つて蠶業専修科の入學志望者の減少を見るに至りしがため遂に翌三十一年該専修科を廢し同時に規則の改正を行ひ生徒定員を増加し且これに伴ふ諸般の設備を擴張し家畜病院を新築し寄宿舎の配置を改善して風紀衛生上の便益を圖る等大いに本校の擴張整備を企てき。是に於いて文部省より實業教育費、國庫補助法に基き其の設備費に千五百圓を補助せられ、且同年度より向ふ五箇年間年額參千圓を交

付せらるゝに至れり。

國家が同校に待つある此の如く、而も府會はまた民力の許す限度に於いて同校の設備費を辭せざるが如し。故に同校たるもの益々改善發達を加へ以つて國家に酬い設立の本旨に副はんことを期せざるべからず。されば明治三十二年に至りて大いに實習細則を改め、學科また成るべく應用を主とし兼ねて實業上の觀念を増進せしめんことを計り當業者との關係を密ならしめんことに努めき。即、農科に於いては生徒を十組に分ち一組平均田二反、畑四段、桑園五畝歩を擔當地と定め、上級生を組長となし組長には夏冬作付の初に當り當地の設計をなさしめ作物の收支は簿記法により、専農業經營法を實地に練習せしめ或ひは畜舎の管舎の管理に方らしめ、組内生徒に在りては見本園、蔬菜園、菓樹園、試験地、畜舎等につき實習をせしめ、獸醫科に於いても地方適切なる方法に依り運用せしむることに留意し附屬病院の患畜及び外來患畜に就き臨床、上諸般の練習を爲さしむる外陸軍病馬厩、府下屠畜場及び搾乳場に就き各種の方法を觀察せしめ、又牛の去勢術の如きは五十頭の多きに達せり。而して實業上の關係につきては教員をして特に管内の状況に通曉せしむるの必要を認め休業日を利用して農況或ひは畜産事業を視察せしめ、或ひは機を見て當業者に指導を行はしめ、又は農談會に出席講談をなさしめ、其の他、府農會主催の種牛品評會、府農談會を學校に於いて開設したるが如き大いに斯道各機關及び當業者との間に密接の關係を得しむるに留意せり。而も同年に於いて農産品評會規則を制定し、生徒實習の奨励と農産審査法の練習とを兼ねて當業者及び卒業生との連絡を保ち内外相應じて斯道の發達を企圖し、中に就きて立毛品評會は適當なる期節に方り生徒各組の耕作に屬する重要作物により之れを開きしに、獨、實習の奨励となりたるのみならず大いに觀察力を養ふことを得たりき。

明治三十三年更に別科を置き丁年以上にして直接農に従來せる者に對し學術の應用を知得せしむるの途を開けり。抑本校創立に際し變則生を志望により入學せしめて某科の聽講を許し、爾後名稱を見習生と改め本科生の課程に参加して各學科を聽講せしめ以つて簡易なる方法により特に經費の支出を要せずして成功を試みしが、明治二十七年規則改正に際し本科の改正と共に之れを廢止せしを以つて遂に簡易科の講習の途を失ふに至れり。然りと雖も農事改良の必要と農事教育の普及とは大いに機運を發揚せざるを得ざるの時に際せしを以つて本科生の外別に簡易科又は簡易農學校の設置を必要とすと雖いまだ遽に其の擴張を許さざるものあり、是に於いて講習者の便宜を計り茲に別科を設け生徒は之れを校内に收容せずして教場を臨時地方に開設し、其の時期もまた農隙の間に乘じ一箇月以内に於いて地方當事者を集め以つて聽講せしむるの方法に出でたるなり。其の學科目とする所は農科にありては土壤、肥料、作物、畜産、養蠶、害蟲とし、獸醫科にありては解剖生理、藥物、畜産、内外科、蹄鐵とし、多少地方の狀況に照し之れを加除する等力めて其の地方適切なる材料につき講演を加ふること、せり。別科開設以來日なほ淺く施行いまだ數回に止まるといへども志願者は常に七八十名に達し、時に六十歳の老年者にして之れに加はりしものあり、其の成績將に之れより實業上に大いに發揚せらるべきは期して待つべく、又、毎回修了生の各團體を組織し其の地方の農事改良の率先者たらんことを期せるが如きは府下農業上に於ける有望なる結果たらすんば非ざるなり。別科開設の効果は獨これに止まらず間接に本科生入學獎勵の一方便となりたるは同科開設地方より次期の本考入學志願者を出だすこと比較的多數なるにより證するを得。之れを要するに本府立農業學校の發達徑路は斯の如し、時に盛衰あり年に消長なきに非ずと雖本府農業改良の誘導者となりて舊慣に拘泥するの境遇を脱せしめ、延いては全國實業界に補益して斯道

に貢獻せし所蓋少なしとせず。

今や本校卒業生の價值廣く當事者間に諒知せられ世運また斯業の改善に急なるに際せるを以て教育の方法益々實用を主とし、或いは夏期休業を利用して三年生を各地に旅行せしめて卒業論文の材料を蒐集せしめ兼ねて該地方の農業を視察せしめ、或いは府下害蟲畜疫の流行に際しては各郡に配置して其の發生驅除の實況を視察せしめ、其の收納期に方りては二たび之れを派遣して其の効果を檢定せしむる等科外に於ける教材は努めて之れを利用するに怠らざるなり。其の園藝事業に關しては現今社會の果樹栽培を重視するの傾向あるのみならず府下柑橘、葡萄、梨、李、桃等倍々獎勵の趨勢ありに鑑み一は斯業の模範を示し一は生徒實習に資せんがため從來の果樹園二反五畝餘歩を種類見本園となし、梨、苹果、柑橘、桃、櫻、梅、杏、柿、葡萄、栗、枇杷等に屬する内外各數十種を定植し、別に實習用として農場の整理に對して生じたる三反七畝二十七歩の地を果樹園に編入して柑橘園、梨園、苹果園、桃園、葡萄園の五區を設けたり。又獸醫科に關する實習工場も其の設備を改善し家畜病院を擴張し益々實習上に於ける施設を周到ならしめつゝあり。

獨、林業に對する實習地の無きは遺憾とする所なりと雖、明治三十三年度に於いて泉州犬鳴山國有林拂下のことありしを以つて之れが買受けをなし以つて演習林となさんと議、郡都會の容るゝ處となりしが不幸にして同年度に於いて拂下の許可を得ず爲に翌年度に繰越したりと雖、同國有林は遂に許可ならざりき、而も未これに代ふべき適當なる林野なきを以つて一時其の計畫を中止したりと雖、若夫れ好機に際會せば五十町歩内外の演習林を購入維持すべき經費の支出は今なほ敢て辭せざるの傾向を存せるなり。

因に云ふ同校實習成績及び家畜病院等に於ける収入は年額約貳千九百餘圓を得べきを以つて之れ

を蓄積して四十萬圓に達するの曉に於いて之れを基本財産となさんと計畫今既に熟せり。法定の手續を経て之れが確定を見れば今後四十二年に於いて同校の經常費は府税の負擔を見ざるに至るべきなり。

第二節 商業學校

慶長以後我が大阪の地は商業を以つて成立せられ隨ひて商家の子弟は商業的教育を要したりと雖幕政の間多くは算筆の練修的傳習に止まり謂はゆる商業教育として見るべきものあらざりき。王政維新となりて學制發布せられ文化漸開けんとするに際しても世は初等教育の普及に忙はしくいまだ實業的趣味を有する専門教育を施すべき餘地なかりしなり。

本府に於いて學校教科中商業科を設けたるは明治十年とす。當時中等教育に屬する集成學校内に商法學豫科の教科を併置し、上下二等各三級となし以つて三ヶ年の修學期となし課程は讀書算に始まりて英語、地學、萬國史、商法、算術、記簿法、經濟學、銀行出納法等とせり。然れども此の教科は不幸にして集成學校組織の變更に伴ひ成切を見ずして中絶したりき。

然りといへども文運は日に月に進み大阪商民の商業教育の必要を感ずる程度また大いに盛なるに際し明治十三年十一月大阪市有志者五代友厚外十數名の協議を以つて西區立賣堀北通三丁目私立大阪商業講習所を創立し商民子弟を集め以つて簿記、經濟算術及び商業實習等の實用上必須なるものの教授を開始し且晝間修學し得ざる子弟又は徒弟のため別に夜學を開きて簿記算術を授くることとなせり是れ實に今の

私立大阪高等商業學校

の濫觴にして翌年七月創立の企望により本府の管理に移したりといへども經費は全く有志の寄附金を以つて支辨維持したりき。同年八月西區江戶堀南通三丁目に移轉して規模稍擴張したるを以つて經費の増加を要して維持漸困難を告ぐるに際し同十五年區部地方税に其の支辨を求めしが容れられず纔に勸業委託金の利子を以つて繼續するを得たりと雖之れが發達維持を確實ならしめんに地方費の支辨に俟たざるを得ず故に翌十六年二たび區部會に要求すれども否決せられ更に農商務省に補助を乞ひて許可せられざるの非境に陥りき。是に於いてか議を凝して同十八年三月遂に講習所を廢し更に教則を改め修業年限三箇年を定め區部地方税によりて之れを設立し府立大阪商業學校として以つて大阪市に於ける商業教育の基礎を確立するを得るに至れり。之れを今の大阪高等商業學校の起原とす。此の時文部省より特に二千圓の補助を與へられき。

斯の如くして大いに確立せりと雖明治十八年府下洪水氾濫して次々に惡疫の流行を以つてし民力大いに凋衰に傾くあり爲に商業學校の廢止を議する者あるに至りしが幸に此の動議は成立せずして運命を維持するを得たりき。然れども學校の基礎をして動かすべからざるに至らしめんとせば其の學校の成績をして今一層の光輝を發揚せしむるに若かざるを察し爾後審議を重ね且これが改善に關して親く文部大臣に内議する所あり大臣また之れを嘉納し官立高等商業學校教諭兼教頭成瀬仁藏は命を奉じて來たり大いに斡旋する處あり遂に明治二十一年五月を以つて規則を改正して本科豫科を置き別に附屬科を併置せり。當時改正の主旨を案するに世運の進歩と大阪の位置とよりせば到底普通の程度を以つて満足すべきにあらず然りと雖市内商民の子弟にして速成の企望を有す

るもの亦少なしとせざるなり。是を以つて修業年限を延長して科程を高尙ならしめ之れを現今の甲種商業學校の程度に比するときは更に高等なるべきは勿論なり。附屬科を以つて速成の希望を達せしむることとなせり。而して此の時以後入學者は大阪市内在住者の子弟又は全戸寄留者の子弟に限ることとなせり。是れ畢竟區部會の建議に基づくものにして要は設立地の子弟の教育を普及せんとするにあり。既に制度此の如く整備せしを以つて翌二十二年七月徴兵令上等位認定を得るに至れり。ついで同二十二年九月區部會の決議により同校を大阪市の經濟に移して市立大阪商業學校と改稱し二十五年十月北區堂島濱通二丁目の現在地に新築移轉をなし後同二十八年一月に至り附屬語學部を設置して支那朝鮮兩國語の教授を開始せり。抑本府公立學校に於いて東洋語學の教授を開始せしは明治十三年三月師範學校内に府立中學校を分設して支那語を教授したるを以つて其の嚆矢とす。雖該教科は期年ならずして中學校の廢止と共に興亞會に委託したりき。然るに明治二十七年朝鮮東學黨事變ありて以來日清戰役となり東亞に對する世人の注目は大いに改まり、戰勝の餘慶は商事の交通更に頻繁を加ふべきを察し支那朝鮮語學の修養を望む者頗多きを以つて事の茲に出でたるもの、如し。當時入學者兩語學科共各五十五人なりしが翌二十九年四月に於いては支那語學に二十五名朝鮮語學科に四名の入學者を得たりしのみ。是れ蓋この種の生徒は年々多數を得べき場合に非ざるは勿論なりと雖一は平和克復の豫期よりも早かりしと其の後に於ける兩國間の關係とより一頓挫を來たせしに基因せずんば非ず。其の原因は兎に角入學者の減少すると缺席者の多きを加ふることにより遂に明治三十年四月を以つて該語學科を中止し更に本科生徒中志望により兩國語の一を兼修せしむることに改めき。但、其の二箇年間に於ける成績を見るに支那語學科に於いて十一人の卒業生と六人の證明書を授與せしと朝鮮語學科に於いて卒業生八人と證明書を得たるもの三人と

に止まり、其の他は半途退學又は缺席等のため修學の完了を見るに至らざりき。同年四月更に高等科を開設し本科修了の者にしては高等なる科程の履修を望む者をして攻究する所あらしめき。是れ蓋實業教育獎勵の氣運の次第に發揮せしと修學者間には進みで高等なる修養を希望する者あるとの狀勢に照し關西商業の中心を以つて自任せる我が大阪に於ける公立商業學校として避くべからざるの進歩に屬するを以つてなり。又同年度より明治二十七年法律第二十一號實業教育費國庫補助法に依り向後五箇年間年額金參千六百圓の下附を受くること、なれり。明治三十五年度に於いて更に同額の補助を向後五箇年間下附せらるゝこと、なれり。同三十二年二月實業學校令の發布に伴なひ商業學校規程の定あるに方り同年九月規則の改正を行ひ翌年四月より實施すること、し。別科も亦在學生徒の卒業の時を以つて廢止すること、なせり。此の改正は主として文部省令の規程に基き甲種商業學校の程度に比し更に高等なる組織となしたるものにして、其の内容に於いては既往と大差あるなし。當時文運は著しく進歩して向學の徒頗増加し實業界も亦實業教育の修養ある者を歡迎するの狀勢を呈するを以つて入學志願者大いに増加せしと雖、當時市内に於いては此の校の外私立大阪商業學校と各種學校に屬する商業豫備校と名くるものと二三あるのみ。故を以つて甲種程度の商業教育は之れを私立の一枝に待たざるべからず、故に本府教育十年計畫に於いて大いに此の種實業學校の必要を認めて之れが設立を企劃し市當路者また大いに考慮せし所ありといへども不幸にして其企畫考慮は急務の一として世に數へられつゝも遂に成功を見るに至らずして休止せり。然れども焦眉の急を濟ふには尙且甲種程度の開設をなさざるべからざるを以つて遂に同三十四年四月規則を改正し豫科の修業年限を延長して其の程度を高め、本科の入學は中學校卒業以上となし、茲に初めて高等

商業學校の實を得て同時に名稱を改め而して甲種商業學校の教科を併置して學生の飢渴を醫するの途を得るに至れり。是れ即現今の高等商業學校の狀態にして、學籍を掲げし者既に三千百二十七名の多きに達し、皆其の學ぶ所を以つて各應分の業務に従事すべしといへども、全學科を卒業したる者は四百八十二名とす。

同校に於いて教養上記すべきこと尙二あり、一は速記科の設置にして、他は、修學旅行是れなり。速記科は生往の志望により明治二十六年より同二十九年に至る三箇年間之れを設け卒業したる者十七名、修業證書又は證明書を與へたる者九名にして、是等は本科修業の餘に兼修したるものなるを以つて爲に専門的事業に従事せるものなしと雖社會の實務に當り間接に利便を自覺せることは疑なき處とす。

修學旅行は夏季休暇に際し優等生數名を撰抜して校費を給し内外各地に派遣し以つて商況及び習慣等を實地につき調査せしむるの方法にして、明治二十五年初めて之れを試みしに成績大いに見るべきものありしを以つて爾後連年之れを行へり。是れ一は生徒獎勵の方法となり一は見聞せし所を報告せしめ以つて適切なる教材となすにありて、其の巡遊せし所は内地は九州地方より北海道に及び海外は支那朝鮮なりとす。

本府下に於ける商業學校にしてなほ私人の設立に係るもの二あり、一は私立大阪商業學校にして一は私立明星商業學校とす。

私立大阪商業學校

本校は明治三十三年三月を以つて甲種商業學校の認定を得たるものなりと雖其の由來する處は實

に明治十九年にあり、當時府立大阪商業學校は其の組織を改め稍その基礎の確立を見たりと雖商業の中心を以つて自任せる大阪市に於いては尙この種の施設を要すること多かりしを以つて漢英數の三科を以つて私立學校の盛況を呈せる間に於いて現今の設立者たる野口銈太郎は茲に私立商業學校の設置を企圖し、同年七月市内の有志伊庭貞剛、泉山次郎、豊田文三郎、戸田耕藏、織田純一郎、大三輪長兵衛、龜岡徳太郎、門田利助、田邊貞吉、玉手弘道、中井一馬、村山龍平、浮田桂造、草間貞太郎、山中立藏、山口幸七、松本重太郎、松村九兵衛、前川横造、五代龍作、菊池侃二、清水榮藏、久松定憲等の協賛を得て同廿年四月東區備後町四丁目に假校舎を設けて開校せり。是れを今の私立大阪商業學校の起源とす。

翌二十年三月校舎を東區淡路町三丁目に設け舊假校舎を以つて寄宿舎に充て大いに規模を擴張せんとして實地商業科を併置し實用を旨とする速成的課程を授くることとなし、より生徒頗る増加し來たり維持の途稍その緒を告ぐるに至りしを以つて有志者の補助的投資は此の時より中止することとなれり。

降りて同廿三年六月に至り生徒増加して校舎狹隘を告げしかば更に北區梅田出入橋畔に移轉し設備大いに見るべきものあるを得たり。翌年一月朝鮮政府の委託により同國留學生十二名を教育せしが同國政府より學資の供給を中止せしを以つて同年六月に至り退學せしめ、而して其の修業期間甚短少なりしを以つて同留學生は不成功を以つて了れりと雖半箇年間教養の功と見聞の知識とは以つて聊裨益せしめし處あるを信ず。然りと雖この舉によりて同校の得たる利益は寧留學生の得たる者より頗大なりしを記憶せざるを得ず。何となれば此の事ありて以來同校に於ける本邦學生は韓國に於ける常習をはじめ社會の狀勢を傳授せらるべき活材を得たと同校及び同校學生は韓國に親むの觀念と機會とを得たればなり。若夫れ此の留學生をして在學數年に及ばしめば其の成功を得た

るべきは勿論、大阪市商界の蒙る利便また些少ならざりしならん。同二十七年九月朝鮮語學科及び支那語學科を附設せしは市立大阪高等商業學校に於いて該語學部を附設したる條に記載せしが如く東洋將に多事ならんとする際なれば實用的商業教育を以つて設立の本旨とせる同校に於いて此れが附設を見るは將に當然なりと雖、抑又藝の留學生の因縁與りて力ありと謂はざるを得ず。されば翌二十八年四月に至り實地練習として朝鮮語學科生二十一名を同年九月更に八名を何れも韓國京城に派し同地に本部を設け内地へ行商をなし練習の傍視察を遂げしめき。而して内熟達のもの五名は陸軍測量隊に採用せられて戰役に從事せしが、爾後同地に在留して今なほ獨立商業を營めるもの亦數名ありと云ふ。又支那語學科に於いて卒業生拾四名は大に臺灣及び支那各地に於いて實業に従へりとぞ。但此の語學部は市立商業學校の語學部と運命を同じくし設置後二箇年にして廢止するに至れり。斯くて商業教育の修養を望むもの益々増加するに際し或いは商業學校入學の豫備をなさんとする者又は速成卒業を企圖するもの漸次入學するに至り、履校舎の移轉をなし以つて擴張を圖りつゝ、低度の商業教育に大いに貢獻する所ありき。明治三十二年商業學校規程の發布あるや從來の豫備科及び實地商業科を廢し學則を制して卅三年三月甲種商業學校たるの組織をなせり。創立以來茲に至りて十三年、其の間實地商業科を卒業したる者及び豫備科を卒業して他の實業學校に轉學したる者通計六百九十一名とす。今、其の狀況を調査するに

- 他の實業學校に轉學したる者 五百拾六名
- 銀行會社に在る者 三十名
- 個人の商店に在る者 三十二名
- 自家の營業に従ふ者 七十八名

兵役に在る者

海外に在る者

死亡せし者

不詳

五名

六名

三名

二十一名

にして、斯の如く殆獨立を以つて一校を存續し本府商業教育に貢獻する處あり、今や甲種程度の商業學校として益々斯道に盡瘁せんとせる其の功や賞すべく且大いに獎勵補接する所なからざるを得ず。故に本府は市部地方税を以つて年額三百圓を交附し以つて維持費を補助し爾後今に至りてもなほ年々補助を繼續せり。三十四年四月徴兵令上等位認定を受くるに至りしが現校舎は假校舎にして設備缺くる所ある現狀を維持するは法の許さざる所なるを以つて今や市の北端遠く煙塵を避けたる北區上福島北ノ町に地を相し、將に新築の計をなさんとせり。生徒定員を三百人とし現今滿員たり。

私立明星商業學校

本校は佛國教育専門部マリア會の所屬にして校長を佛國人ジョセフ、ウオルフと云ふ。初、同會は東京に曉星中學校、長崎に海星中學校を設けて盛に青年教育の事業を擧げしが明治三十一年九月を以つて我が大阪に一夜學校を開始し明星外國語學校と稱せり。之れを同教會が現校長の手によりて本府下に教育事業を下したるの始とす。當時條約改正後日なほ淺く外國語研究の急務なること一般の認むる所なりしを以つて入學者踵を接するの狀を呈せしと雖、其の生徒は多く官吏教員にあらずば會社商店に従事せる者たるを以つて晝間の業務により既に倦怠を感ずるの夜間に於いて而も學力年